

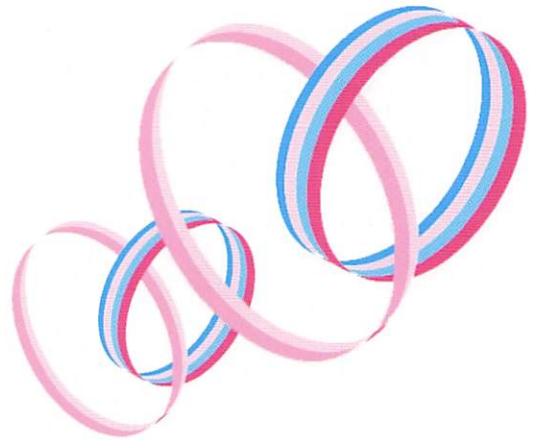
第15回全国シェルターシンポジウム 2012in はんなん・近畿

わたし 女のからだは わたし 女のもの

DV・性暴力救援センターを全国に！

～とりもどそう性の自己決定権～

報 告 集



開催日：2012年10月13日（土）～14日（日）

会場：阪南市文化センター サラダホールほか

主催：第15回 全国シェルターシンポジウム 2012in はんなん・近畿実行委員会
NPO法人 全国女性シェルターネット

目 次

ごあいさつ	1
日 程	2
開会セレモニー	4
基調講演	11
パネルディスカッション	22
分科会	42
共同アピール	108
阪南市 DV 根絶宣言	109
フォトグラフ	110

女(わたし)のからだは女(わたし)のもの

DV・性暴力救援センターを全国に！ ～とりもどそう性の自己決定権～

第15回全国シェルターシンポジウム2012 in はんなん・近畿

2012年10月13日(土)～14日(日)

会 場：阪南市文化センター／阪南市役所／阪南市商工会／スターゲートホテル

主 催：第15回全国シェルターシンポジウム2012 in はんなん・近畿実行委員会
NPO法人全国女性シェルターネット

後 援：内閣府、厚生労働省、文部科学省、大阪府、大阪市、堺市、阪南市、泉佐野市、泉南市、
泉大津市、高石市、和泉市、岸和田市、貝塚市、松原市、田尻町、熊取町、忠岡町、岬町、
島本町、兵庫県、神戸市、和歌山県、毎日新聞社、産経新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、
京都新聞社、京都新聞COM、毎日放送

協力団体：フィリップモリスジャパン株式会社、P&G

報告集発行にあたって

2012年10月13日・14日、「第15回全国シェルターシンポジウム2012 in はんなん・近畿」が、大阪府阪南市において開催されました。「女（わたし）のからだは女（わたし）のもの～DV・性暴力救援センターを全国に！～とりもどそう性の自己決定権」をメインテーマとし、全国から延べ1600人を超える方たちが参加して下さり、熱気あふれる大会として成功させることができました。関係者一同、心より感謝しておりますとともに、安堵と一抹の寂しさを感じております。

第14回大会は被災地仙台で敢行されました。大震災及び原発事故被害の真只中、実行委員会を中心とした女性たちは底力を発揮し、開催を実現、成功させました。そして、今後は全国に性暴力被害者支援のための拠点を開設していくことの必要性を確認し、第15回大会へと受け継がれたのです。

第15回大会は、性暴力救援センター・SACHICOのある大阪の地で、全国女性シェルターネット・近畿ブロックが担当することになりました。実行委員会の事務局は、シェルターシンポジウムへの参加経験が少ないものが多く、手さぐりでの準備となり、更に自治体からの協賛が殆ど得られない状況でしたが、「あの仙台でやり遂げたのだから」という想いが支えとなり、開催にたどりつくことができました。大会は、実行委員会各組織のメンバーと阪南市職員だけで準備運営しましたが、それぞれが機敏に的確に動いてくれ、参加者の皆様の支援協力のもと、成功裏に終えることができました。

とくに、開催地である阪南市は、開会の挨拶の時に市長が「DV根絶宣言」を発表されるなど、市をあげて支援協力をして下さいました。ここに厚く御礼を申し上げます。

今大会は、基調講演及びパネルディスカッションで明らかにされたように、今必要なのは、DV・性暴力被害者のための救援センターであり、性暴力をなくすための法整備です。

更に、17分科会で議論されたように、DV・性暴力に立ち向かうために取り組まなければならない課題は山積されています。

本報告書が第15回大会の記録にとどまらず、今後の皆様の活動のための資料になりますことを祈ってお届けいたします。 本当に有難うございました。

2013年3月

第15回全国シェルターシンポジウム2012 in はんなん・近畿実行委員会
委員長 加藤治子

日 程

1 日 目

10 月 13 日 (土)

会場：サラダホール

11:00 受付

12:30 開会セレモニー

13:15 基調講演「性暴力被害者への法的支援の現状と課題」
講師：雪田樹理(弁護士)

14:45 15分休憩

15:00 パネルディスカッション
パネリスト : 加藤治子(性暴力救援センター・大阪代表)
高見陽子(ウィメンズセンター大阪)
雪田樹理(弁護士)
近藤恵子(NPO法人全国女性シェルターネット共同代表)

17:30 終了・移動

18:30 交流会 (会場: スターゲートホテル)

20:30 トーク&ライブ PANSAKU

2 日目

10 月 14 日（日）

会場：サラダホール／阪南市役所／阪南市商工会

9:00 受付

9:30 分科会A（午前の部）

- 1 別居・離婚後の子の監護(面会交流&共同監護) ～子の最善の利益のために～
 - 2 DV被害女性と居住の権利
～デンマークと日本のシェルターの現状及び住環境の改善に向けて～
 - 3 外国籍女性と性暴力
 - 4 暴力の連鎖を断つ
 - 5 性暴力裁判をめぐる状況 ～ある障がいのある女性のケースから～
 - 6 全国共通DVホットライン報告 ～1年間の相談の傾向から～
 - 7 DV・性暴力被害者への警察官対応マニュアル
～被害者支援の立場に立った警察対応と連携を目指して～
 - 8 暴力を経験した女性のためのサポートグループファシリテーション
-

12:00 昼食

13:00 分科会B（午後の部）

- 1 性暴力救援センターを全国に！ ～当事者の視点にたった総合的支援を考える～
 - 2 災害と女性への暴力
 - 3 当事者が語る性暴力被害 ～性暴力・その後を生きる～
 - 4 より良い支援を目指して、支援者への支援を考える ～支援システム強化の実践と報告～
 - 5 セクシュアル・マイノリティと性暴力 ～電話相談から見えてきた受傷とサポート～
 - 6 女性と子どもへの平行支援
 - 7 女性への暴力根絶と被害者支援にかかわる法整備について
 - 8 デートDV被害者の安心安全をめざして ～相談・支援現場での事例を通して～
 - 9 DV・性暴力とアドボケート
-

15:30 15分休憩

15:45 全体会・大会アピール（会場：サラダホール）

16:15 閉会

開会セレモニー

司会：皆様こんにちは。本日は全国から会場いっぱいにお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまより、第15回全国シェルターシンポジウム 2012 in はんなん・近畿を開催させていただきます。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、関西テレビの片山佐喜子と申します。どうぞよろしくお願いします。

私事で恐縮ですが、何故、関西テレビの者が、それも、プロフィールを見ると宣伝部のマネージャーと書いてあるではないかということで、不思議に思っらっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんので、少しお話をさせていただきます。

今から15年前、ちょうどシェルターシンポジウムが始まる前、1997年から、DV防止法が成立するまでの4年余り、関西テレビの報道キャンペーンとして、私はDVの取材を担当していました。そのご縁で、今日は司会をさせていただいております。

また、現在は個人的な活動として、日本DV防止情報センターの運営委員もしておりまして、DVにずっと関わってきているという立場でございます。

DVについて取材していた当時、もちろん、DVという言葉も、皆全く知らないという時代でしたし、その当時、このシェルターシンポジウムの前身となる小さな会議が、東京で行われた時、そして、札幌で第1回シェルター会議が開かれ取材させていただきました。

そして今回、15年という年を経て、15回目のこの大きな大会となって、ここ大阪で、この全国シェルターシンポジウムが開かれるというのが、私自身も大変感慨深い思いであります。

当時から比べますと、DVという言葉自体は、皆さんよく日常会話でも使われるようになったと思います。それだけ、社会に浸透しましたが、まだまだ、暴力で苦しむ女性達は増えているというのが現状でございます。二日間のシンポジウムが実り多いものとなりますように、つたない司会ではございますが、精一杯務めさせていただきます。どうぞ、皆様方、ご協力よろしくお願いいたします。

今回の大会のテーマは、「女のからだは 女のもの DV・性暴力センターを全国に！ とりもどそう性の自己決定権」として開催いたします。

初めに、今回の全国シェルターシンポジウム 2012 in はんなん・近畿の実行委員長であります、加藤治子実行委員長より、皆様にご挨拶を申し上げます。

実行委員長 加藤治子：皆さんこんにちは。ようこそ第15回全国シェルターシンポジウム 2012 in はんなん・近畿にお越しくださいました。お迷いになった方はおられませんか。本当に、よくたどりついていただきました。昨年の第14回大会は、被災地仙台で開催されました。実行委員の人達を中心に、災害を乗り越えてという不屈の精神と、実行力によって、実に感動的な大会となりました。そして、DV・性暴力を許さない社会の実現に向けて、私達は大きく踏み出そうという誓いを立て、今日の第15回大会を開催することを決めました。

大阪は今、人権の危機に瀕しています。大阪府女性センター、さらには、大阪市女性センターが、つぶされそうになっています。教育現場では、教師が口を閉ざしています。刺青があるというだけで、職場を追われます。大阪の誇りであった児童文学館、フィルハーモニー、文楽などもつぶされそうになったり、つぶれたり、非常に迫害を受けています。

今、この大阪で、女性の人権を守るための、このシンポジウムを開くということは、とりわけ意義深いことであると考えます。この地で開催するにあたり、阪南市を中心として、泉州9市4町の皆様には、本当にお世話になり、ご支援ご協力いただきました。皆様のお手元の袋に入っているタオルは泉州タオルです。後で、阪南市長が、少しお話ししてくれると思いますけれども、ツバメタオルさんという会社に、コネも無いのに飛び込んで、破格の値段で作っていただきました。明日皆様に配られるお弁当

は、地元の河北食品さんが、大阪や和歌山の特産品を集めて、この日のために作ってくれた限定品です。ぜひご賞味ください。小ホールでは、阪南商工会の方々のご協力もあり、大阪人の心意気が、今なお健在であるということを感じながら、私達は準備を進めてまいりました。それに、近畿ブロックの実行委員、そして、スタッフの本当にパワフルな働きがあって、今日この日を迎えることができました。さあ、仕上げは皆様のお力です。ぜひ、成功させてください。よろしくお願いします。

司会： 加藤治子実行委員長より、皆様にご挨拶を申し上げます。

本日は、ご来賓の皆様にもご出席していただいておりますので、ご紹介をさせていただきます。まず、内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室室長 畠山貴晃様、ご挨拶よろしくお願ひいたします。

内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室室長： 皆さんこんにちは。ご紹介いただきました内閣府男女共同参画局で暴力対策推進室で室長をしております畠山と申します。

皆様方におかれましては、日頃から、私どもの業務に大変ご協力いただきまして、女性に対する暴力、DV、性犯罪をはじめとする様々な暴力に対して、力強く取り組んでおられることに、心から敬意を表したいと思います。

本日は、私どもの男女共同参画担当大臣から、メッセージを預かっておりますので、私が代読させていただきます。

第15回全国シェルターシンポジウムが、ここ阪南市において、開催されますことを心からお祝い申し上げます。日頃から皆様方が、配偶者からの暴力をはじめ、女性に対する暴力の被害者の方々への支援のため、熱心に活動されていることに対し、心から感謝を申し上げます。女性に対する暴力は、身近にある重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現の妨げとなるものです。配偶者からの暴力に関しては、その相談は年々増加しており、全国の配偶者暴力相談支援センターに、昨年度寄せられた相談件数は、約82,000件に達しています。さらに、交際相手からの暴力が、非常にいたましい事件にまで発展する事例も生じており、性犯罪対策なども含め、引き続き、着実な取組が求められています。政府としては、配偶者からの暴力に関しては、配偶者暴力相談支援センターの設置促進及び、機能強化を図ることで、被害者が相談しやすい環境を作り、より広範かつ効果的な支援につなげていきたいと考えています。

また、性犯罪対策については、先般、女性に対する暴力に関する専門調査会において、「女性に対する暴力を根絶するための課題と対策、性犯罪への対策の推進」と題する報告書を取りまとめました。この報告書を踏まえ、性犯罪への厳正な対処や被害者への支援、配慮に関する取り組みを進めてまいります。今後とも、皆様方と手を携えながら、女性に対する暴力の根絶に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、より一層のご協力をよろしくお願いします。最後になりましたが、本シンポジウムの成功と皆様方のますますのご活躍、ご健勝をお祈り申し上げて私の挨拶とさせていただきます。

内閣府担当大臣、男女共同参画担当 中塚一宏

代読でございます。本日はおめでとうございます。ありがとうございました。

司会： ありがとうございました。続きまして、厚生労働省からも、ご出席をいただいておりますので、ご紹介させていただきます。厚生労働省雇用均等児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援推進官の三村国雄様です。そして、もうひと方、厚生労働省雇用均等・児童家庭局の家庭福祉課母子家庭等自立支援推進官の女性保護専門官の斎藤克也様。お二方ご出席

いただいております。代表して、三村様から、ご挨拶を頂戴いたします。

厚生労働省雇用均等児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援推進官：本日は、第15回全国シェルターシンポジウム2012 in はんなん・近畿の開催、まことにおめでとうございます。本来であれば、我々の局長であります雇用均等児童家庭局長の石井が、お伺いするところでございますが、所要のため、メッセージをここで紹介させていただきます。

第15回全国シェルターシンポジウム2012 in はんなん・近畿の開催を、心からお慶び申し上げます。NPO 法人全国女性シェルターネットをはじめ、参加されている皆様が、一貫して被害者の立場に立ったきめ細やかな支援を行ってこられたことに対し、深く敬意を表するとともに、心より感謝申し上げます。厚生労働省では、婦人相談所など、専門職員の配置や、相談体制の充実、母子生活支援施設の充実など、暴力による被害者の支援を強化してきました。しかしながら、全国の婦人相談所や、相談員に寄せられる女性に対する暴力に関する相談件数は、年々増加しています。こうした状況のもとで、被害者の支援の中でも、特に、被害者が安心して生活を営める場所の確保は、ますます重要となってきております。

現在、全国、約100箇所ある民間シェルターへの一時保護委託は、年間約600件にのぼっています。行政としても、皆様の取り組みに応えるべく、平成20年度、21年度には、委託費の引き上げを行った他、昨年度からは、新たに恋人からの暴力被害者に対しても、民間シェルター等へ一時保護委託を行うことができるようにしました。

今後更に、被害者の保護支援にあたっては、民間団体の皆様と行政との連携を進めていくことが必要と考えています。本シンポジウムの成功と、今後皆様方のますますのご活躍とご健勝を心からお祈り申し上げます。

厚生労働省雇用均等児童家庭局長 石井淳子

代読でございます。本日のシンポジウムの成功と、皆様方のますますのご活躍を期待しております。私もこの後、講演、パネルディスカッション等に参加させていただき、また心新たにしまして、行政の推進に取り組んでまいりたいと思います。本日は大変おめでとうございます。

司会：ありがとうございました。続きまして、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課課長 笹井弘之様、お願いいたします。

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課課長：皆さんこんにちは。ただいま、ご紹介いただきました文部科学省で男女共同参画学習課の課長をしております笹井と申します。

本日は、会場いっぱい、大勢の方が全国からお集まりいただき、今回のシンポジウムが開催されますこと、心からお喜び申しあげたいと思います。本日は、田中大臣からメッセージを預かってきておりますので、ここでご紹介させていただきたいと思います。

第15回全国シェルターシンポジウムが、ここ大阪府阪南市において、多くの皆様の参加を得て、開催されますことを心からお慶び申し上げます。お集まりの皆様方におかれましては、日頃から、ドメスティックバイオレンス、性暴力等の被害防止、被害にあわれた方の支援活動などを全国各地で、展開してこられており、深く敬意を表します。

女性に対する暴力の防止につきましては、文部科学省といたしましても、第3次男女共同参画基本計画を踏まえ、教育職員等の指導的立場にある者による性犯罪の防止に対する取り組みの実施等について、各都道府県教育委員会、各国公立大学に対してうながしているところでございます。また、万一被害が発生した場合にも、学級担任や養護教諭などの学校関係者が、メンタルヘルスについて、正しい知識を持って適切な対応ができるよう、教職員向けの手引きの作成や、子どもの心のケア、シンポジウムの開催などを実施しております。この他、学校へのスクールカウンセラー等の配置の推進など、学校における教育相談体制の充実を始めているところでです。

女性に対する暴力防止のために、教育学習のはたす役割は、極めて大きいと認識しております。文部科学省といたしましては、今後も引き続き、役割女性に対する暴力の防止をはじめ、男女共同参画について、意識の涵養をはかる学習の充実を推進していくことを通じて、女性と男性が、互いにその人権を尊重しつつ、個性と能力を充分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をはかってまいりたいと考えております。そのためには、本日お集まりの皆様方のように、苦しんでいる一人ひとりに寄り添い、その支援を行う方々の活動が、今後も非常に重要であり、本日のシンポジウムで、皆様が互いに、情報を共有していただき、今後も被害防止、被害者への支援にご尽力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。結びに、シンポジウムの成功と、皆様方のますますのご活躍とご発展を祈念して、私のご挨拶とさせていただきます。

平成 24 年 10 月 13 日 文部科学大臣 田中眞紀子

代読でございます。シンポジウムの開催、大変おめでとうございます。2 日間よろしくお願い申し上げます。

司会： 文部科学省より、笹井様にご出席いただきました。ありがとうございます。

それでは、続きまして、NPO 法人全国女性シェルターネット、近藤恵子共同代表より、御挨拶をお願いいたします。

NPO法人全国女性シェルターネット共同代表： 皆さんようこそ。第 15 回の全国シェルターシンポジウム、大阪府阪南市で開催されましたこの会場に、たくさんの皆さんにおいでいただきまして、本当にありがとうございます。

おかげさまで、全国シェルターシンポジウム、第 15 回という節目の大会を迎えることができました。5 年前に、幕張の DV 国際シンポジウムの時に、私達は、包括的な性暴力の禁止法を求める大会のアピールの採択をいたしました。それから 5 年、様々な取り組みを進めまして、今日この地で、特に、「DV・性暴力救援センターを全国に」というメインタイトルで、この大会を開催することができたのは、大変象徴的なことのように、私は感慨が深く思っています。

30 年間もかけて、先駆的な取り組みを進めてこられた、大阪関西の女性達が、直接的な性暴力被害者の支援を通じて、救援センターSACHICOを立ち上げ、さらにSACHICOに続いて、東京のSARC(サーク)ですとか、北海道のSACRACH(さくらこ)ですとか、今、いくつか、全国各地に、こういったDV・性暴力被害者の支援のための、ワンストップ回復救援センターが、民間の女性達の手で、次々と立ち上げられようとしています。

昨年私達は、宮城県の仙台市で、災害の困難から立ち上がる女性達の希望と力を確認いたしました。暴力の只中から、新たな再生を求める当事者の姿というのは、困難な災害の中から、地域社会の再建を目指す被災地の皆さんの姿と重なってまいります。私達は 24 時間、365 日、そういった方々とともに、新しい社会の実現を目指して、仕事を続けてまいりました。ぜひ、皆さんの中に蓄えられてきた経験とすべての知恵をつないで、今日、明日のシンポジウムに新たな大きな一歩を標していただけますように、心からお願いをいたします。始めましょう。

司会： ありがとうございます。近藤恵子 NPO 法人全国女性シェルターネット共同代表からの、御挨拶でした。

このシンポジウムの開催地であります阪南市からご出席をいただいておりますので、まず、ご紹介をさせていただきます。阪南市長の福山敏博様、副市長の安田隆様。教育委員会から教育長の田淵万作様。ありがとうございます。それでは、阪南市長福山敏博様より、御挨拶を頂戴いたします。

阪南市長： 皆さん、こんにちは。阪南市長の福山敏博でございます。

第 15 回全国シェルターシンポジウム 2012 in はんなり・近畿、本当にこのように、たくさんの皆様が、この阪南市に訪れていただいたこと、心から誇りに思っております。

ようこそ、阪南市へ。

見てのとおり、阪南市は人口約 58,000 人という、決して大きな市ではございません。このため、本日のシンポジウム開催のお話をいただいた時は、このような全国規模のシンポジウムが、はたしてできるかという不安もございました。土方理事長、また、近藤代表からお話がありました時に、こんなちっぽけな町でいいですかというお話を、正直させていただきました。いや、このちっぽけなこういう阪南市だからこそ、やっていただきたいと説得されました。それでは、どのようになるか自信もないですがお受けしようということで、今日この日を迎えました。本当に不安な 1 年間を過ごしてきたわけですが、本日、加藤実行委員長はじめ、実行委員の皆さんが、本当に一丸となって、この会場一杯に、皆さんが使えるよう努力されたことを、本当に私は、シンポジウム成功に対して、協力をしてきてよかったかなと現在思っております。

私も昨年、第 14 回全国シェルターシンポジウム仙台に参加させていただきました。3月11日、本当に悲しい出来事があったなかで、あの皆さんの、本当にボランティアのパワーに敬服しました。その中で、先ほど紹介もありました、皆さんのお手元にあるタオルでございますが、ツバメタオルということでございます。この阪南では、また違ったかたちで、東北との、仙台との繋がりを持っております。3.11 以来、津波により浸水して、稲作ができなくなっている農地の塩害、ここに綿を植えて、種から綿を栽培して、その綿を栽培することによって、塩害にあった土壌が浄化される、そういう効果があるということから、東北コットンプロジェクトということで、私どもの繊維企業、大正紡績さんがこのコットンプロジェクトに参加し、東北の仙台のほうで、技術指導を行い、綿の生産をしております。それを買付け、糸をよって製品として蘇らず、そういう取り組みをしております。そういうかたちで、東北との、仙台との繋がりも、本当にありました。

今回の全国大会のことにあらわしまして、私は、ここで、皆さんと約束をしたいと思っております。本日お集まりの皆さんの前で、阪南市は、DV 根絶宣言をいたしたいと思います。

阪南市 DV 根絶宣言(※ 107 ページに掲載)

結びになりますが、本大会を契機といたしまして、地域における DV 防止、被害者支援の取り組みが、一層充実し、全国へと展開されるとともに、ご参加の皆様におきましては、今後の活動のますますのご発展、充実を祈念いたしまして挨拶といたします。

ここで話は止めまして、素晴らしい口笛奏者を今日は招待しております。この口笛演奏者は、けい岡本さんといいます。口笛演奏者では、日本の第一人者であるもくまさきさんの 1 番弟子ですが、最近とりくまれているのは、この口笛を取り入れた健康体操ということでございます。

また、この協会におきましては、将来、大阪城ホールで 1,000 人の口笛による第九の演奏を実現させたいとの夢を持たれております。時間の都合上、まことに申し訳ございませんが、演奏曲は、1 曲となります。「川の流れるように」を演奏していただきますので、素晴らしい音色を楽しんでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

司会： それでは、口笛演奏のご準備よろしくお願いします。阪南市長福山様、ありがとうございました。

ただいま、市長から力強く、DV の根絶宣言をされました。どうか、この阪南市が、DV の根絶のモデル都市になっていただきますように、願ってやまない気持ちで一杯でございます。それでは、市長からご紹介のございました口笛奏者の岡本様の演奏です。よろしくお願いします。

口笛演奏

司会： ありがとうございました。素晴らしい演奏で、本当に心があらわれるような、浄化されるような気持ちになりました。岡本様ありがとうございました。NPO 法人日本口笛音楽協会の岡本様の演奏でした。

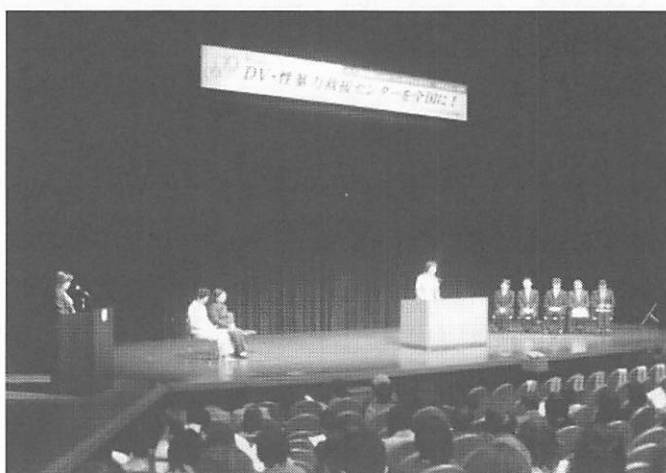
本当に、口笛を吹いて、すべての女性達が口笛を吹いて、楽しく生活できるような社会になってほしいなという思いを抱きながら、素晴らしい演奏を聴かせて頂きました。それでは、ここで、少し趣向を変えまして、次は朗読劇をご覧いただきたいと思います。

朗読劇をしていただきますのは、女からだ劇団。この劇団は、ウイメンズセンター大阪のスタッフ、電話相談員、ニュース購読者などで、2007 年に結成された朗読の劇団です。性暴力、デート DV、女性のからだなどをテーマに、オリジナルのシナリオを作成しまして、いろんなバージョンの朗読劇や寸劇を展開しているということです。そして、中学校や高校での講演の活動も行なっていると聞いております。今回のテーマは、「女のからだは女のもの」ということで、今回のまさにシンポジウムのテーマでもございますので、どんな内容になっているのでしょうか。いろいろ DV について、知ってもらふということは、とても大事なことでと考えております。性暴力についてもそうですけれども、ただ、お話をして伝えるというだけではなくて、このように、いろんなアプローチの仕方で、幅広く、それも中学生とか高校生とか、若い世代に伝えていくというのも、大事な活動の一つと言えます。準備はよろしいでしょうか。では、朗読劇、女からだ劇団「女のからだは女のもの」です。

朗読劇

司会： ありがとうございました。朗読劇をしていただきました女からだ劇団の皆さんでした。もう 1 度盛大な拍手でお送りください。ありがとうございました。「女のからだは女のもの」というテーマの朗読劇ですけれども、様々なメッセージが入っていました。被害者の声、思い、朗読劇を聴きながら、私自身も取材をしていた時に、インタビューでお話を聴いた被害者の皆さんのことを思い出していました。

被害を受けた後、その悲しみを受け止めて支援されることで、また再生して生き直すことができます。この 2 日間のシンポジウム、今の皆さんから伝えられた、被害者の皆さんの存在や思いを私達は忘れることなく、このシンポジウムを実りの多い時間にしたいと思います。



加藤治子実行委員長



全国女性シェルターネット共同代表の近藤恵子さん



お忙しい中、駆けつけていただいた来賓のみなさま



左；司会の片山佐喜子さん
上；女からだ劇団



口笛演奏をしてくださる
けい岡本さん



また、DV 防止法については2度に渡る法律の改正が行われてきています。この 2 度に渡る法律改正の中身も、被害者の声、被害者の本当に困っているところを基にして保護命令制度などを中心に改正されてきています。勿論、第 3 次改正をとっても待ち望んでいるところですが、まだまだそういった課題はあるものの、法律が制定されたということによって被害者の支援が大きく前進してきたことは間違いがないという風に感じています。

では、性暴力被害者はどこに相談すれば良いのでしょうか？

内閣府の「男女間における暴力に関する調査」、昨年の 11 月・12 月に実施されたものが今年の春に発表されていますが、異性から無理やり性交された経験のある女性のうち、被害をどこにも・誰にも相談しなかったという方が 67.9%にも及んでいます。

DV の被害者については、同じ調査で、どこにも・誰にも相談しなかった方というのが 41.4%、4 割です。やはり、性暴力被害者の方のほうが更に相談先もなく、深刻な状況にあるという風に思われます。

実際、相談した人はどこに相談しているのか、ということを見ますと、友人・知人が 18%、家族や親戚が 9%ということで多くを占めています。公的機関につきましては、警察に連絡や相談をした人は 3.7%にしか過ぎません。更に警察以外の公的機関への相談も 2.2%、そして私たち弁護士あるいはカウンセラー、それから民間シェルターといった民間の専門家や専門機関に相談したというのはわずか 0.7%。医師や看護師などの医療関係者への相談も 0.7%。教員や養護教員、スクールカウンセラーといった学校関係者もわずか 0.7%にしか過ぎないということです。つまり、被害者が安心して相談できる相談先がなく、被害に苦しみながら孤立無援の状態に置かれているのが性暴力被害者の実態であるというわけです。

また、平成 20 年の法務総合研究所の「第3回犯罪被害実態調査」というのがありますが、それによりましても性的事件で犯罪被害を受け、過去 5 年間にこれらの被害に遭った個人について、その直近の被害を捜査機関ですね、警察に届け出た比率というのはわずか 13.3%という結果が出ています。非常に暗数の多い事件であるということです。

次に見てみたいのは、実際に性犯罪として警察、捜査機関が認知している件数ってどれくらいなんでしょうか。

強姦事件ですが、平成 16 年から減少傾向にあるそうです。平成 23 年には 1,185 件、強制わいせつの事件も減少傾向にあって、平成 22 年に少し増加しましたが、平成 23 年にまた減少して 6,870 件に留まっています。被害者に占める未成年の割合が非常に高く、強姦事件では 42%、強制わいせつでは 53%、過半数が未成年の方だということが性犯罪の認知件数として出ています。

先程申し上げました内閣府の調査で、これまで異性から無理やり性交された経験のある女性についての数字が出ているんですが、7.7%の女性が過去にそういった無理やりの性交を受けた、被害を受けているという結果が出ています。レジュメにずっと年代を書きましたが、小学生以下、中学生、中学卒業から 19 歳までということで、未成年のときに被害を受けたという方が非常に多いということがお分かり頂けるかと思います。

その「無理やり性交を受けた経験のある女性」の加害者はどんな方だったかということですが、面識のある人が 76.9%です。顔見知り程度の人が 14.9%、よく知っている人が 61.9%ということで、よく知っている人というのが非常に多い。

全く知らない人だったというのは 17.2%です。つまり、多くの被害者は、家族あるいは親族であったり職場であったり、学校・大学であったりそういったところで被害を受けているというのが実態として調査によって示されています。

ところが、いま犯罪として扱われている性暴力事件、皆さんご存知だと思いますが、犯罪白書を見ますと「面識のない加害者による事件」というのが 6 割を占めています。つまり身近な家族あるいは親族、学校、それから職場など権力関係を背景にし

て継続的に性被害を受けているようなケースについてはなかなか犯罪として扱われていないということで、実際に刑事事件として認知されている先程の認知件数の多くは顔見知りではない人によるものが多いということになります。

つまり、実態と実際の捜査機関の対応に大きなずれがあるということがここで分かるわけです。

しかも強姦事件の場合、警察に告訴して警察、検察と捜査をしました、けれどもそのうち起訴されるという起訴率が非常に低い。45%だそうです。不起訴になる率が高いわけです。しかもその理由が「嫌疑不十分」、つまりそういった強姦が暴行や脅迫があつてなされたものなのか、同意によるものなのかよく分からないので、これでは事件として維持できないということで嫌疑不十分で不起訴になっているというのが非常に増えている、ということが指摘されています。

いま見てきましたのは、色々な調査・統計の数字から実態と犯罪捜査のずれを紹介したわけです。次に、先程も紹介がありましたが、私も運営委員として携わっている「性暴力救済センター・大阪(略称:SACHICO)」での経験から話をしていきたいと思います。

SACHICO は 2010 年 4 月に大阪府松原市にある阪南中央病院内に設置されています。支援員による 24 時間体制のホットラインを設け、ホットラインによって被害者からの相談を受けています。また、産婦人科医による診療を行い、必要な場合にはカウンセリングに繋ぎ、また、私どものような弁護士への紹介、それから警察への通報といったような活動をしています。

スライドで確認していきたいのですが、レジメには電話相談の件数、それから来所件数の初診人数というのが今年の上半期、9 月までの分の数字も入れています、このスライドの方は 2 年間の分です。電話件数が 4,835 件、来所件数が 1,002 件、初診人数が 317 人、レイプ・強制わいせつが 197 人、性虐待が 82 件、DV が 16、という風になっています。

これが開設後 2 年間の電話件数を棒グラフにしたものです。相談がぐんぐんと伸びてきていることがお分かりいただけると思います。これは先程の初診の被害内容を年度ごとに表にしたものです。これも開設後 2 年間のレイプ・強制わいせつの被害者数を月ごとにグラフ化したものです。

レイプ・強制わいせつ事件の加害者の逮捕状況についてですが、2010 年度はレイプ・強制わいせつで初診をされた方 78 件のうち、被害者、当事者の意思のもとに警察へ通報した件数が 37 件です。そのうち逮捕に至ったというケース、SACHICO が把握しているものという限定つきですが、6 件ということで 7.7%になっています。

2011 年度は、逮捕に至ったのが 13 件ということで 10.9%、2 年間で見ると 119 件のうち 19 件が逮捕に至っているということですから、9.6%ということになります。

この 197 件のうち、加害者が知人あるいは顔見知りだったという方が 126 件で、64%です。先ほどの内閣府の調査に近い数字が出ているかと思います。顔見知りでない、全く知らない人というのが 36%。こういう中で、今日は法的支援ということを中心にお話をさせていただきます。

現在、SACHICO では大阪弁護士会に所属している 26 名の弁護士がネットワークを組んで、SACHICO に相談のあったケースを、2 週間ごとに 2 名の弁護士で担当するという仕組みをとっています。性暴力被害を受けてこられる方の状態というのは非常に重いケースで、1 人の弁護士で対応するにはなかなかしんどいものもあり、ベテランの弁護士、それからやる気のある若い弁護士ということで、お互いが手を組み合せて事件を担当していくということによって、私たち自身の力量もアップしていくという狙いもあって、2 人体制を基本に相談を受け、事件の処理をしていくということをしています。

最近のことですが、この 2 週間のうちに 4 件のとても重たい事件が入り、担当している弁護士が 2 人でどんと重い事件を 4 件対応しなければならないという、SACHICO が活用されてきていることはとても嬉しいことですが、そういう事態にもなっていま

して、もう少しきちっとした形で手厚い弁護士の体制が作れたらなという風に思っているところです。

実際の弁護士による法的支援の件数について、先ほど 2 週間に 4 件と言いましたが、最近は増えてるんですね。初年度は 16 件、昨年度は 34 件で合わせて 50 件でした。これは弁護士に相談した被害者の年齢層です。

相談内容では強姦事件が 1 件の集団強姦を含めて 30 件、強制わいせつ 10 件、DV のケースが 3 件、性虐待が 6 件、その他 1 件ということになっています。

事例については、とても多様なケースが相談として入ってきています。

最初に刑事事件ということについてお話をしたいと思います。刑事事件については、後で述べます法律上の限界などもあり、被害者自身が告訴したいという強い希望があっても、その被害を受けた状況から判断して強姦罪として立件するのは難しいと思われるケースもあります。被害者の立場からすると自分の意に沿わない・意に反した性的な行為を強要されたにも関わらず、被害にあった、これは犯罪だという思いがあるわけですが、現実の刑法を当てはめていくときにそれが犯罪として認められないというケースがあります。

または証拠がない、密室での出来事であるため、客観的な証拠がないということでもなかなか立件が難しいということがあります。こういう場合、相談だけで終わってしまうということになるわけですが、相談だけで終わる相談者の方についても、最初から「告訴はできませんよ」というだけではなく、自分は被害にあっているのにどうして加害者は犯罪として処罰されないのか、という理不尽な思いを抱えている被害者の人に対して「これはあなたが悪いからではないですよ」「今の法律や制度、社会の仕組みが色々不備である、制度がきちんと整っていないためにこういう理不尽な結果になっているんですよ」ということをきちんと話をしていくことによって、その方が受けた被害を社会的な意味づけで捉えなおしていく、ということができるわけですね。

ですから、弁護士の仕事は、事件にならないと思われるケースであっても、きちんとその被害者の立場によりそって適切な対応をしていく、社会的な目で当事者が自分の受けた被害を把握できる・認識できるようにしていくことこのサポートをしていく、そういう支援が望まれているのではないかなという風に考えています。

それから、告訴しても起訴されないという事件も起きています。これでいくと、「④現在告訴中の事例」なども、なかなか今起訴が難しいと言われるものがあります。

そういう事件というのは、加害者が「そんな行為はしていない」ということで真っ向から否認をしている場合、あるいは客観的な証拠がない場合、それから皆さんもよく体験されていると思うんですが、加害者に対して加害後にメールを送る、あるいは被害を受ける直前に親しげなメールを送る、いわゆる「迎合メール」などが出てきていると。そうすると検察は、これは立件しても無罪になる可能性があるのではなかなか難しい、ということで起訴されなくなります。

先ほどの統計でも見ましたが、身近な人からの事件が実際には多いわけですが、現実の犯罪では面識なしの方が犯罪として扱われるという話がありました。例えば職場の上司から、身近で顔見知りの人から継続的な性被害を受けているようなケースの場合、なかなか客観的な証拠がないのもそうですが、メールが存在したということで起訴されず犯罪化されていない、という風になっています。それから起訴されたけれども、残念ながら無罪になったというケースもあります。

この①ということで、無罪判決となっています。後で詳しくお話しますが、最近性犯罪での無罪判決が相次いでいます。その中の一つで、大阪地方裁判所でも、15 歳の少女が見知らぬ男性に路上で声をかけられ、公園に連れて行かれてナイフで脅迫され強姦の被害を受けたというケースで無罪判決が出ています。被害者の少女の犯行の前後の状況についての供述は具体的であると判決も述べていますが、肝心の「ナイフで脅迫された」というナイフを加害者が右手に持っていたのか左手に

持っていたのか記憶がはっきりしない、そこが分からないというようなことで、被害者の証言が信用できない、肝心な部分で信用できないということで無罪ということになっています。

また次の②、集団強姦の事件でも先日無罪判決が大阪地方裁判所で出ました。これは現在検察側が控訴して控訴審が始まる場所です。集団強姦事件と言うと当然有罪というような思いを皆さんされるのではないかなと思うんですが、17歳の被害者が顔見知りの男性、その友達というその日会った人たち4人と、その中の1人の自宅に行き、まさかそんなことをされるとは思っていませんよね。そこで4人に背後から羽交い絞めにされ、3人の加害者から姦淫行為を受けた、というような事件ですが、この事件についても裁判所は加害者側が被害者の同意があったと思って致し方ない、と。

つまりその被害者の女性について、加害者の男性たちが「あの子はどうも、どんな男の人でもいける軽い女の人だよ」というような噂を聞いていた。——現実はそのようではないんですよ——だから大丈夫なんだという風に誤信をした。誤信をしたわけだから、つまりは同意があったと思っているわけだから強姦の故意はないんだよという理屈になっていくわけですね。もっと色々な理由を述べてはいますが、簡潔にするとそういうようなことで、集団強姦事件が無罪になってしまった。これについては、現在SACHICOの弁護士が被害者の立場で被害者参加人として控訴審で巻き返しを図るということで、頑張っているところです。

それから、刑事事件ということでもう一つあります。強姦事件で求刑以上の有罪判決がでたもの、こういう判例も獲得はしています。このように刑事事件について、全体としてみると警察あるいは裁判所の問題点がよりはっきりしてきたと言いますか、そういう状態にある。

こういった刑事事件ばかりではなく、扱っているケースで、例えば実父から小学生の娘に対する性的虐待があり、そのお母さんがその父親と離婚をしたいという相談で来ることもあります。

また、幼児が通りすがりの見知らぬおじさんに連れて行かれて、強姦致傷の被害を受けた。強姦致傷だと、いまは裁判員裁判になるわけですが、その被害者参加人として私たち弁護士が関与するというような事件もあります。

それから、20代の若い女性が、アルバイト先の男性からしつこく誘われて、やむなくそのしつこさにほだされてデートをして、そこで性被害を受けているケース。別れようと思ってもつきまとってくる。家の近くまで来たりするので、家族にも被害が及ぶのではないかなという不安に駆られる。そういう相談もありました。いわゆるデートレイプの事件ですので、なかなか警察に持って行っても性被害自身は受け付けてくれない可能性が高いわけです。

そこで、ストーカー被害として警察に申告をし、警察から警告をもらうという事件の処理をしました。このケースでは被害者が自分の母親のことを色々悩んでいたのも、とても心配をして、家族にはこのことを内緒にして解決したいと思っていたわけです。でも、家の近くまで押し寄せてくるようなストーカー行為を受けていて、客観的にみると家族には内緒にできないわけなんです。

そのことを色々話をする中で、ようやく被害者の人も「そうだな」ということで、母親にも弁護士が警察にいるときに連絡をとり、お母さんも「あ、そうだったの！」ということで、とても彼女に協力的で、ストーカーの加害男性からの接触を断つことができたという解決をしています。

それから、いわゆるセクシャルハラスメントの事件ですね。

職場の上司から強姦の被害を受けたというケースがありました。皆さんもセクシャルハラスメントの事件で被害の支援をなさっている経験がある方はお分かりかと思いますが、職場でのセクシャルハラスメントの被害を受けた場合、本来は加害者を異動させるということで被害者を守るという措置が取られないといけないんですが、実際には被害者が二次被害を受け、職場の中で孤立化し、被害者が職を辞めなければいけない事態に陥ることが多いわけです。なかなかその被害者が現職に留まることができない。

私が担当した職場での上司からの強姦事件でも、被害者は非正規という非常に不安定な立場にあったということで、「絶対職場には言わないで、加害者を職場から追い出してください」これが依頼の趣旨でした。職場に言わないで加害者を追い出す、これはなかなか至難の業なんですね。

ですが、そうなると職場に言わずに加害者の側とずっと交渉を重ねていって、色々作戦を練り、あの手この手で色々するわけですが、そうしてる間に加害者の対応を見る、そして被害者の方も時間が経つにつれて色んなことを考えて、非正規だけでも自分の仕事に自信が持てるようになるようなことがあったりとか、その中で段々強くなって、エンパワーされてきた。

それで最終的にはきちんと職場に話をして、職場の対応が良かったんですが、すぐに加害者の方が辞めないといけないうん、つまり加害者が自主的に退職したわけですが、そういう解決をしたということもありました。

また、これも困難だと思われた事件で、20代の方のご相談だったんですが、10代の頃にある音楽教室の教師からレッスンの時に身体を触られるという継続的な強制わいせつの被害を受けていたわけです。成人して20代になってもそのことがずっと引っかかっている。そういうことでご相談にお見えになったんです。この方の場合も非常に難しかった。つまり、相談に見えたけれども、加害者がその音楽の世界でとても上の地位にいる方で、これは許せないという思いが強くあったわけですが、自分の名前を出さずにどうにかできないかという難しいご相談でした。

そこまでまだ彼女は力がなかったんですね。自信がなかった。やはり被害者がどんな被害を受けたかということが分からないと、弁護士は交渉も何もできないんですよというところでお話をして、彼女は名前を出すことにとても恐怖を感じているし、家族にも内緒にしているということで、難しいなと思っていたので、相談だけで終わると思っていました。

ところが数日するとまたお話を聞かせてください、相談に乗ってくださいということで、相談を繰り返しているうちに、自分の名前を出して加害者に対してきちんとした謝罪を要求するということができる、そういう風にエンパワーされていきました。元気になってきたんですね。

10代の頃の事件で、もう20歳も過ぎており、民事的には時効が成立していると言われかねないという問題もあったのですが、そこはうまく交渉で加害者の謝罪を基にしたような内容の解決をすることができました。そういう民事的な解決という事件を扱っているケースもたくさんあります。

民事の事件の場合、いま幾つか例を申し上げましたが、当初相談にお見えになった皆さんはとても自信がないし「自分が何か悪かったのではないかな」、でも何か釈然としないものを抱えていらっしゃるわけですが、その中で法律的にできること、できないことなどをはっきりとお示しする中で、その当事者の選択によって事件の解決を進めていく。

その中で被害者自身も、加害者というか自分の受けた被害と向き合うことができるようになっていく。そしてエンパワメントされて最終的に解決することによって強い自分や自尊心を取り戻し、本当に表情が変わっていくということなんですね。

刑事事件は検察が主導で行うし、裁判所が判決を下すという風になりますが、民事事件については被害者・当事者の意思によって、その選択で色々なことを進めていくことができるという大きな意味があるといま考えています。こういう多様な事件というのをSACHICOのケースでいま26名の弁護士が担当しているということです。

ここで、性犯罪の刑法の問題について少しだけお話をさせていただきたいと思います。

先ほども申しましたが、刑法に限界があるという話を言いました。

日本の刑法では、性犯罪は「強姦罪」と「強制わいせつ罪」という二つの二元的な構造になっています。強姦罪が、「暴行又は脅迫を用いて13歳以上の女子を姦淫した者は強姦の罪とし、3年以上の有期懲役に処する」ということです。今から100年以上も前の明治時代に作られた刑法がそのまま今も生きています。当時は家制度が取られていた時代で、女性は結婚するま

では父の所有下にあり、結婚すると夫の所有下にある。女性の一人前の権利というのは認められていない時代に作られた刑法です。それが今なお生きているということです。

そこで作られた刑法では、「暴行又は脅迫を用いて」ということが必要とされています。しかもこの「暴行・脅迫」について、裁判の判例は「被害者の抵抗を著しく困難ならしめる程度」ということを言っています。つまりこの要件があることによって、被害者が加害行為に対して必死で抵抗したのかどうか、という「被害者が取った行動」が実質的には要求されるというか、そのことを裁判の中で実証しなければいけないという大きなテーマになっています。加害者の強姦行為ではなく、被害者の行動が問われるという逆転した構造になっています。

また「女子を姦淫した者」ということで強姦の被害は女子のみに限られています。

諸外国では男性の強姦の被害、肛門性交などによるレイプについても犯罪化してきていますが、日本の場合、男性の被害については強制わいせつ罪という軽い罪でのみしか裁かれることはありません。

また、「姦淫した者」、つまり膣に性器を挿入された場合にのみ強姦罪が成立するということになっています。例えば物を挿入されるとか口淫を強要される、肛門に物を入れられる、性交される、そういうようなことについてはすべてが強制わいせつ罪になる。6 月以上 10 年以下という軽い方の強制わいせつ罪と一緒に処罰される、そういう仕組みになっています。

また、性交同意年齢が、13 歳ということになっている。13 歳未満の女子の場合にはこの「暴行や脅迫」を用いていなくても、姦淫行為があれば強姦罪が成立するということです。

先ほどの無罪事例なども、少女が 15 歳だった、17 歳だったとか、未成年の被害が多いという話をしましたが、この性交同意年齢が 13 歳という低い年齢でいいのかという議論が今なされているところです。

また、この強姦罪は、数年前に改正されて 2 年以上の懲役だったものが 1 年上がって今は 3 年以上の有期懲役になりましたが、同じように「暴行や脅迫」を用いて物を盗むという強盗罪、財物を盗む、財産犯の場合は懲役 5 年以上という罪なんですね。性的自由を侵害する強姦罪については 3 年、財物の侵害が 5 年という、不均衡な刑法の規定になっているということも問題として指摘されているところです。

また夫婦間の強姦、DV 被害のケースでは、かなりの事件で夫からの性的な行為の強要がとてつなかったという被害者の声を聴いています。夫婦間の強姦について、きちんと犯罪とすることと法律の中に入れていかなければ、夫婦間強姦が裁かれるということはないだろうと思われます。強い暴行や脅迫がなくとも、例えば教師による生徒に対するもの、実父からの子どもに対するものといったような優越的な地位を利用した形の強姦行為については、暴行や脅迫がなくとも簡単に強姦がされてしまうわけですが、そういった犯罪についての類型というものは現在はないわけです。そのような点で刑法の見直しが求められているところです。今、内閣府でもこの強姦罪の見直しあるいは親告罪に関する点などについても意見が出されているところです。

それから、犯罪捜査や訴訟手続きについても問題が明らかになってきています。

先ほどの 15 歳の少女の事件で無罪になったというケースなどでも、加害者の男性はその公園で膣外射精をしたということで精液が現場に残っているはずなんですね。それをただちに採取すれば証拠が残っていた可能性があるんですが、翌日の夕方になってその公園に行っている。しかも午前中には雨が降っていた。その少女はすぐに被害申告をしているんですが、なかなか警察の初動捜査の動きがどうなのかというところで、犯罪の帰趨が分かれるということもあります。

また、非常に消極的な姿勢と言いますか、警察にご本人さんが告訴に行っても、なかなか真剣に受け止めてもらえないということで、捜査に熱心さがあまりに、証拠収集してもらえないというようなこともあります。更に警察での事情聴取、それから検察での事情聴取、そして裁判で加害者が否認をしている場合は、裁判所で改めて証人尋問ということで証言をしなけれ

ばならないという、被害に遭った事実を繰り返し述べていかなければならないという被害者のしんどさというものがあります。

その中で、いまだに本件の被害とは関係のない過去の性体験や男性経験について問われるというようなことが起きている。この点についてはレジュメに簡潔に書きました。

韓国では法律によってワンストップ支援センターが病院内に設置されていて、そこで被害者が来たらすぐに証拠収集をし、冷凍保存をするということがシステム化されています。またその場で被害者の被害についての陳述をビデオ録画するということで、初期の被害者の供述を正確にビデオとして残し、それがそのまま法廷、裁判の中で証拠として証拠能力が認められているというような制度が作られています。ひとつの参考になる制度ではないかと思います。また韓国では専担部制といいまして、警察も検察もそして裁判所も、性犯罪についての専門の部署を設けて捜査にあたっているのも、非常に専門性が確保されていくというような意味合いでも、いい制度ではないかと思っています。

裁判所の問題です。先ほども無罪判決が相次いでいると言いました。皆さんもよくご存じだと思いますが、2009 年の 4 月 14 日、最高裁で女子高校生が電車の中で痴漢の被害に遭った強制わいせつ罪について無罪判決が出されました。

これは一審・二審とも有罪でした。被害者の女子高校生の証言が具体的である、信用に足りるということで、厳しい反対尋問を受けながらも有罪となった事件です。それが被害者と直接会うことのない書面審理をする最高裁で無罪という判決が出たわけなんです。その時の理由として、被害者が最初に痴漢の被害を受けた時にすぐに回避行動をとらなかった。最終的に我慢がなくなっていてその加害者のネクタイをぐいっと引っ張るわけですが、その後に積極的な糾弾行為をした。それと最初に回避行動をとらなかったという行動がそぐわないというものです。

この事件は超満員電車の中で起きたわけですが、被害を受けたのち、電車が停車した時にどどどと皆が押し流されるように電車の外に出て、また押し戻されるように中に入るという状態になる。

そういう満員電車の状態で、再び偶然にも加害者の側になった。その側に乗車したということが不自然だというようなことも言われて、結局被害者の証言について、一審二審は具体的で迫真的、不自然な点はないと言ったのに、最高裁では被害者の供述について「特に慎重な判断を求める」ということで、逆転無罪ということになったわけです。

この後、昨年 7 月 25 日にも最高裁で、同様に一審二審有罪であった強姦事件が最高裁で無罪になるという判決が出ています。その時も同じように、被害者の供述の信用性の判断は特に慎重に行う必要があるということと言われたわけです。この事件についても被害者は確か 18 歳で、未成年の事件でした。

いずれも被害者が取った被害を受けた時の対処行動について、どうも不自然だと言っている。

その目線や考え方が、裁判所の「経験則」というものによって不自然だと言っているわけで、それはまさに強姦神話によって判断をしているという状態になっています。性暴力被害の現実について、理解していない。あるいは被害女性に対する偏見というものも見られます。

2009 年の最高裁の事件は、被害者は女子高校生、加害者は大学教授です。被害者への偏見というか、大学教授という肩書への別の偏見というものがあつたかもしれませんが、そういうことになっていますし、昨年の最高裁の事件については被害者の女性がキャバクラで働く女性だったので、そういう女性についての眼差しというのが、この事件に限らず、色々な無罪判例を見ていると、冷たいもの、信用できないというような方向に働く一因になっているということが明らかです。

裁判員裁判については、性犯罪について厳罰化する傾向が出ているというようなものも一部あります。つい先日、新潟地裁では裁判員が 6 名とも女性でしたが、強姦致傷について執行猶予付きの判決が出してしまったというものもありました。

また、裁判員 6 名について法律上は性別を問わないことになっているので、検察あるいは弁護側がこの人は裁判員として不適切であるということで排除していくことができるわけですが、奈良で行われた裁判員裁判では、そういう風に女性を排除する

ことによって裁判員が全員男性になったというようなケースもあったと聞いています。

ですので、裁判員裁判について、これは私自身もきちんとした検証をしておりますが、まず性別の問題、あるいは裁判員裁判の中でジェンダーバイアス、あるいは強姦神話といったことをどのように排除していくのか、というような取り組みをしていかなければいけないという課題が残されています。

このように日本の今の性暴力事件の法的な状況というのを見ていますと、なかなか課題ばかりが大きすぎて被害を受けた方、相談にお見えになった方に「頑張って裁判しよう！」という風に弁護士が声をかけられないような現状になっています。

だからこそ、いま私たちがここでこの問題をきちんと真正面からとらえて行動していかなければいけないという風に考えています。こういった日本の現状について、国際的には非常に批判をされています。

国連の自由権規約委員から 2008 年に、それから女性差別撤廃委員会から 2009 年に日本政府に対して是正を求める勧告が出されています。すべての勧告を紹介する時間はありませんが、強姦罪についての定義を拡げること、あるいは罰則を引き上げること、それから近親姦を個別の犯罪としていくこと、男性に対するレイプを犯罪としていくこと、それから抵抗したことの証明に関する被害者の負担を取り除くこと、非親告罪にすること、司法関係者に性暴力についてのジェンダーに配慮した義務的な研修をすること、こういった内容の勧告がなされているわけです。

こういった勧告を私たちは受け止めて、今それぞれの立場で何ができるのかということで行動を起こしていく必要があるという風に思っています。

国連が 2008 年からキャンペーンをしています。

「団結しよう、女性に対する暴力を終わらせるために」と題したキャンペーンですが、その中の目標の一つとして、2015 年までにすべての国で国際的な人権基準にのっとったすべての形態の女性に対する暴力に取り組み、暴力を罰する国内法を制定し、施行するということを目指しています。こういうキャンペーンをしているということ自体、なかなか日本ではあまり知れ渡っていないように思っているんですが、もっと積極的に日本としても法律制定に向けた動きをしていかなければいけないのではないかと思います。

このキャンペーンの中で、国連が世界各国で性暴力あるいは DV といった女性に対する暴力の分野で、各国で専門的に色んな仕事に携わっている人たちを集めて、世界中の色んな法律を検証し、国連としてあるべき・モデルとなるべき法律案というものを示しています。それが「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」というものです。それに沿った形でそれぞれの国で立法を作ろうということを指し示しているわけです。この国連のハンドブック、本当に専門の方たちが参照した何十か国もの法律を参照しています。

その法律を見ると、本当にどこの国でも女性たちが同じことで苦しんでいるし、同じ課題にぶつかっている。その課題を乗り越えるために色んな工夫をして、色んな国で様々な法律をつくって挑戦しているということが分かります。ハンドブックを読むと、その悩みというのをとても感じました。それで私も含めてこのハンドブックをぜひ日本で広めようということで、翻訳作業をしたわけですが、ここ 20 年の間に世界中の女性たちが血と汗と苦しみの中から生み出したあるべき法律の姿というものが示されています。

例えば強姦罪についてこのようなことをモデルだと言っています。まず性暴力というのは『身体の統合性と性的自己決定を侵害するもの』だと定義すべきであると言っています。

そして、現在の強姦罪と強制わいせつ罪を被害の程度に応じてより広範な性暴力の犯罪と置き換えるべきだとも言っています。正に今日本が直面している問題そのものです。少なくとも被害者の年齢だとか、加害者と被害者の関係だとか、暴力を行

使した、脅迫をした、複数の加害者が犯行したとか、そういうような場合には刑を重くしていくべきだということも言っています。

それから、性暴力は強制力や暴力を用いてなされるのだという要件、つまり「暴行・脅迫」といった要件、あるいは性器の挿入を証明するというような要件というのはなくすべきだということを言っています。そして性暴力に関する定義を、同意についてですが、「明確で自発的な合意があった」ということの存在を求めると。そのことによって手続き上の被害者の二次被害を最小限にすべきだということを言っています。

「明確で自発的な合意があった」とこの立証は、加害者に対して「被害者から同意を得たか否かを確認するための段階を踏んだことの証明」を求めるべきだということを言っています。また、夫婦間レイプなどのように、何らかの関係のある者の間で起こる性暴力については、きちんと法律で犯罪であると明記するべきであるということを言っています。つまり被害者と加害者の関係の性質に関わらず、きちんと性暴力に関する条文を適用するということを盛り込みなさい、ということを言っています。

強姦、性犯罪についてそのようなことを言っているわけですが、ここでもう一つ、被害者への支援ということについてどんなことを言っているかというのを紹介したいと思います。

法律は暴力の被害者を支援するための包括的で総合的な支援サービスを構築するための資金の提供を義務付けるべきである、ということです。きちんと予算を確保しなさい。サービスへの貢献を義務付けるべきである。そして暴力を受けた女性被害者のためのすべてのサービス・支援は、女性の子どもに対する適切な支援も提供するものでなければならない、そういう法律をつくりなさいということを言っています。

そして、すべての女性がその支援を平等にアクセスできるようにする、都市や地方との差が生じないようにするべきであるということも言っています。そして具体的な最低基準というものも示しています。

すべての被害者が 24 時間いつでも無料で電話相談を受けることができる、そして他の支援機関への紹介を受けることができるような全国女性電話ホットラインを設置すること、そして安全な緊急保護や質の高いカウンセリング、長期の滞在場所を探すための支援を提供するシェルターを、1 万人につき 1 か所設置すると。

さらに被害者に対する法的なアドバイスや支援・長期的な支援、それから例えば移民の被害者や人身売買の被害者、そういう特定のグループの女性に対して専門的な支援をする。そのような支援を含んだ、被害者に対する積極的な支援をするための女性相談支援センターを女性 5 万人につき 1 か所設置すると。

そして女性 20 万人につき 1 か所のレイプクライシスセンターを設置する、リプロダクティブヘルスと HIV 予防を含む医療へのアクセスを確保するということを言っています。レイプクライシスセンターでは、性暴力の被害者が国の費用によって妊娠検査・緊急避妊・人工妊娠中絶・性感染症の治療・怪我の治療・被害後の予防やカウンセリングを含む包括的な総合的サービスに速やかにアクセスできるようにすべきだ。支援を受けるということは被害者が警察へ被害を申告したかどうか、被害の申告の有無を条件とするべきではないということをきちんと法律で規定すべきだということを言っています。

私たちが今日本で直面している性暴力被害に関する法的な問題について、どのような法律をつくるべきかということに関して、この国連の専門家が世界中の法律を基に検証し、提言をしたモデルというのはとてもリアルで理に叶っている、参考にできるものだと思います。

今回のテーマですが、DV・性暴力救援センターを全国に、というテーマでこのシンポジウムが開かれています。先ほど SACHICO での経験をいくつかご紹介しましたが、性暴力救援センター・大阪で、この 2 年半余り実際に被害者の支援に携わっていく中で、私たちが今直面している問題というのが現実になってきています。

東京でも性暴力救援センターがこの 6 月にできましたが、全国に広がっていく、そのことによって今女性たちが直面している

問題を浮き彫りにしていく、そして実際に被害に遭っている女性たちに今できる限りの支援をしていく、ということが求められていると思います。その中で新たな仕組みづくりというものが見えてくるのではないかと思います。性暴力の被害者に対する総合的な支援を可能にする法律を制定していく、ということが緊急の課題だということを伝えたいと思います。

私は主にドメスティック・バイオレンスに関してですが、ある国際人権の NGO の活動で、このアジアのいくつかの国を回って調査をしていくという活動もしています。先日もモンゴルの DV 関係の調査に行ってきました。そういう調査に行く場合、大体民間で取り組んでいる NGO の方たちと会うことが多いわけですね。もちろんモンゴルでは日本の男女共同参画局にあたる政府の機関の方ともお会いしてきましたが、民間で地道に活動している女性たちと会ってきています。

どこの国に行っても女性の立場に立って、被害当事者の立場に立って素晴らしい熱意によって活動している、生き生きと活動しているのが民間シェルターの方であったり、民間で被害者に寄り添う支援活動をしている方々であったりします。その方々の活動から法律を生み出し、社会の仕組みを変えていく、そういう活動をどこの国でも女性たちが頑張っている。そういう姿にいつも元気づけられて帰国してきます。

この日本でも、女性のための、被害者のための総合的な支援をする法律をつくっていく、その鍵になるのはここに集まっている皆さん方、私たちではないかと思っています。

ご清聴ありがとうございました。

パネルディスカッション

- パネリスト 加藤治子(性暴力救援センター・大阪代表)
高見陽子(ウィメンズセンター大阪)
雪田樹理(弁護士)
近藤恵子(NPO法人全国女性シェルターネット共同代表)
- 司会 片山三喜子(関西テレビ)

司会： それでは、基調講演を受けまして、後半のパネルディスカッションを始めさせていただきます。

まず、パネリストをお一人ずつ紹介させていただきます。まず、加藤治子さんです。

加藤さんは、阪南中央病院の産婦人科医として、早くから、診療現場でDVや性暴力被害者と接する中で、性暴力は人権問題であり、医療問題であると認識し、院内院外での活動に取り組んでこられました。そして、2010年4月、24時間体制で被害者を支援する、性暴力救援センター・大阪 SACHICO を開設し、現在代表を務めておられます。

続きまして、高見陽子さんです。高見さんは1984年に結成したウィメンズセンター大阪の代表です。性暴力救援センター・大阪の準備室から加わり、運営委員でもあります。また、カウンセラーとして、数多くの暴力に悩む女性たちと関わっておられます。

続きまして、近藤恵子さんです。近藤さんは、NPO法人全国女性シェルターネット共同代表で、日本において、いち早くDV、性暴力に関わる問題に取り組んでこられ、牽引してこられたお一人と言っていいと思います。

そして、基調講演をお願いしました雪田樹理弁護士にも、パネリストとして参加をしていただきます。引き続き、進行は片山が担当させていただきます。

基調講演を受けてのパネルディスカッションですが、メインテーマはやはり、「女のからだは女のもの」そして、「DV・性暴力救援センターを全国に!」ということで、お話を進めてまいります。

先ほどの基調講演で、雪田さんのわかりやすいお話がありました。まずはパネリストの皆様にも、それぞれのお立場と視点から、このDV・性暴力救援センターの必要性やその役割について、お話を伺ってまいりたいと思います。

まず、加藤さんから「産婦人科医療の役割 ～女性救急医療としての性暴力被害者診療～」についてお願いします。

「産婦人科医療の役割 ～女性救急医療としての性暴力被害者診療～」

加藤： 雪田さんから、これは法律がどうしても必要だ、裁判所や警察が変わらなければいけないということを、とてもわかりやすく話してもらいましたので、私のほうからは、なぜ、産婦人科医療が必要なのかというところに焦点をあてて、お話をさせていただきます。さきほども、お話してもらいましたが、性暴力救援センター・大阪(略称 SACHICO)の基本的な考え方をざっとお



話させていただきます。

被害直後からの総合的支援として、24 時間体制のホットラインと支援員の常駐。それから、24 時間の産婦人科救急医療体制と継続的な医療。さらには、警察、弁護士、カウンセラーなどの必要な機関への連携という総合的支援をしております。

性暴力被害は、自分で決められないという、性的な自己決定権を奪われた被害です。ですから、回復に向かつては、当事者が、被害者が自分で選ぶということを大切にしたい支援でなければなりません。支援をする側が、これだけの支援を受けてもらったら、この人はきっと回復するということがわかっているとしても、それをすべて押し付けるというのではなく、被害者自身が選ぶということによって、一つ一つ力をつけて、エンパワメントにつながっていくということが言えます。

それから、被害からの回復と性暴力の無い社会の実現のための活動というものを基本理念にして活動を開始いたしました。

SACHICO のある阪南中央病院、見学に来てくださった方もおられると思いますが、大阪には、阪南という名前のつく病院が3ヶ所あります。阪南中央病院というSACHICOのある病院は、大阪府松原市にあります。ここに阪南市立病院がありますが、非常にりっぱな病院に建て替えておられます。それから、堺市には阪南病院という大きな精神病院があります。どの病院も大阪の南だからつけたんでしょうね。これがとてもややこしくて、SACHICO にこられる方が、はるばる阪南市まで行ってしまわれたり、堺市の阪南病院に行ってしまうれたり、というような事態が起こっています。

阪南中央病院で、私は37年間ずっと産婦人科の医師として働いています。産婦人科医師が現在7名で、そのうち5名が女性医師という比較的恵まれた状況の中で、SACHICO の運営にも関わってくれています。

被害者が24時間のホットラインに電話をかけてこられると、病院内にいるSACHICOの支援員がお話をします。長年苦しんできたけれども、お話できて、気持ちが楽になりましたと終わられる方も非常に多い。なかには、ぜひ来られませんかということをお話して、来ていただくことになります。来所をされますと、さらにゆっくりお話をして、産婦人科の医師が診察することとはどうでしょうということでお勧めをして、診察を希望されたら産婦人科の医師を呼んで診察が始まります。この2者は24時間体制で働くことができます。夜間も女性医師のシフトを組んでおり、男性医師が当直の時は、女性医師が家から出てくるというかたちをとっています。さらに、カウンセラーや弁護士、ケースワーカーなどにつながっていきます。

ご本人が警察に言いたいと言われましたら、ここから連絡をして、被害にあった所轄の警察署が来てくれます。

性暴力の被害者が警察に行かれた場合、警察からSACHICOに連れて来てもらいます。児童相談所に行かれた場合は、児童相談所が一時保護して、SACHICOに連れて来られるというようなかたちで、更には、大阪産婦人科医会、学校その他の施設との連携がとれて、女性の安全と医療支援ネットという大きなネットワークを、大阪の地に築くことができました。

SACHICO の入り口には待合があり、その奥に面談室があります。ここで休んでもらいながら、ゆっくりとお話を伺います。その横にあるのが、ホットラインをとっているところで、同じ方が電話をかけてこられたら、1から聴かなくてもいいように、個人ファイルを作っております。

支援員は24時間体制、昼はできるだけ、支援員とコーディネーターが二人でいるような体制をとっているのですが、夜間は一人で12時間待機してくれています。普通の産婦人科外来とは別に、ここに診察室も作りました。

というのは、普通の産婦人科外来で、被害にあわれた方が待つということ自体がとてもしんどいし、診察室に入って来られて、周りに聞こえているかもしれない状況の中で、被害の話をするのは、とてもしんどいことですので、ここに診察室を作りました。奥には、トイレがあり、シャワールームもあります。

この2年間、更には、今年3年目に入って、電話件数は増えつづけています。1年目がだいたい月に150件前後、2年目が1ヶ月に300件前後、3年目に入って1ヶ月に400件前後というふうに電話件数がまだまだ増えています。

同じ方が毎日かけてこられるというケースもありますが、それはそれで、その人にとっては、常に救急な心情、心の状態なわけです。できるだけ、ご本人ももうわかっておられて、短時間で切ってくださいますが、長くは聴けないということを前提にして、お話を聴いています。

来所は、1,002 人です。繰り返し何度も来てもらわないといけませんので、多い数ですけども、実数は、317 人です。この 317 人というのは、初診でカルテを作った方の人数です。

中には相談だけで SACHICO に来られる場合もあります。そんなに多くはないのですが、かなりの数の方が、相談だけで来られています。

この 317 人の内訳は、レイプ・強制ワイセツが 197 人。性虐待が 82 人。性虐待の子どもたちのほとんどは 17 歳以下で、子ども家庭センター(児童相談所)が連れて来られる方ですが、一部成人になっておられる方もいます。DVの方が 16 人。その他が 22 人という内訳です。

初診 317 人のうち、妊娠をした人が 34 人、10.7%をしめています。

これはとても大きな数だと思います。SACHICO の中に産婦人科があることを知って来られているわけではありませんけれど、救急で来られる性暴力被害の方の中には、妊娠がらみの方がこんなにもたくさんいるということです。

レイプ被害の 144 人、レイプ強制ワイセツとまとめて 197 と言いましたが、姦淫、膣への男性器の挿入行為があったということをレイプと定義すると、レイプ被害の人は 144 人ということになり、その内の 22 人 15%が妊娠をして来られています。

このうちの一人だけが、被害にあった直後に来られて、緊急避妊ピルを飲んだけれども、運悪く妊娠されたという方で、残りの 21 人は、妊娠をしてどうしようという状況で来られた方です。強制ワイセツの 53 人は、当然ですが妊娠の人はいません。

性虐待の子どもさんが 82 人います。そのうち、妊娠して来られた方が一人。この性虐待とレイプの違いというものに注目していただきたいと思います。性虐待というのは、実父、義父、兄、祖父、おじなど、居住をともにするような、本人にとっては信頼すべき身近な存在の人というふうに定義をしています。日本の法律の虐待防止法での定義をちょっと広げています。性虐待の中には、子どもさんが小さいから、とてもレイプという形にならない場合もあって、強制ワイセツも多いのですが、かなりの被害の子どもたちがレイプ被害にあっている。それなのに、妊娠している方は一人です。

過去に妊娠させられて中絶をしたという相談で、20 歳前後あるいは 30 代になってから来られた方もおられるし、ふつうの外来には過去の父親からの被害で、ひどい妊娠被害にあったという方もおられます。けれども、この 2 年間で SACHICO に来られた性虐待の子どもたちの中では、一人だけが妊娠して来ました。

これは、どういうことでしょう。これは、性虐待の加害者が、それだけ周到に準備をして、避妊をしているのです。本当に日々とまではいかないけれども、繰り返し日常的に性的な行為を行っているにもかかわらず、妊娠をさせたというのは一人なのです。とても計画的で、意図的です。そして用意周到です。

しかもこの一人というのは 14 歳で、12 歳の頃から、ずっと実父による性行為を受け、見つかったのが妊娠 7 ヶ月の時点で、もう中絶もできず、分娩に至ったケースです。

来られた時の話では、実父が胎児の父親みたいだということでしたが、よく話を聴くと、一度だけサイトで知りあった相手と性交があったということを話してくれました。排卵の時期から考えると、どうもそうかなというふうに考えていたのですが、赤ちゃんのご本人と、(この実父は、母親が告訴したので、強かん罪で捕まっています)―強かん罪で捕まった父親の DNA を調べてみると、赤ちゃんの父親は実父ではないということがわかったわけです。

それはそれで、よかったかなと思うのですが、実父は捕まった時に、「おかしいな。避妊をしていたのに」と言ったわけです。

なんて奴だと思えますよね。本当に用意周到にきっちり避妊をしているわけです。性虐待の被害の子どもたちはそういう状態なのです。

性虐待の子たちが来て、「お父さんから何か出てきた？」ときくと、「何か白いものが出てきた」「それはどうしたの」「お腹の上に出されて、お父さんがタオルで拭いてた」という表現をしてくれることも少なくありません。

そのようにして、性虐待の子どもたちの被害というのは、妊娠にいたらないというのも一つの特徴だし、それだけ用意周到な加害者であるということが言えます。しかも、その加害者たちは、ほとんど捕まっています。逮捕にいたる数は本当に少ない。それは親告罪だからです。

子どもたちは告訴することも少ないし、母親は自分の生活がある。それから、2回目の結婚であれば、2回目の夫の子どもが赤ん坊として存在していると、この赤ん坊の父親を犯罪者にはできないという思いから告訴できないわけです。だから、ほとんど捕まらないというのが性虐待の加害者です。

DVの方も16人中6人が、妊娠をして来られています。これも、子ども3人を引き連れて、遠くのシェルターに飛び込んだけれども妊娠がわかった。「でも近くの、開業医さんにまわっても、どこも中絶の手術をしてくれない、どうしよう」というかたちで飛び込んで来られた方、あるいは、大阪で結婚をしたんだけど、当初から暴力があつて、ようやく妊娠もしたというのに、もう一緒にやっていけないというかたちで、飛び込んで来られたという意味で、かなり比率的には、妊娠がらみで来られています。

それからデートDV。これも6人来て、4人が妊娠していました。ほとんどが10代です。妊娠がらみで来ているというデートDVの中でも、かなり、重いしんどいケースが来ています。

その他というのは、子ども家庭センターがネグレクトや身体的暴力で保護したけれども、ひょっとしたら性虐待があるかもしれないと言って連れて来られたケースが多い。中には、学校の先生に相談したら、「SACHICO にレイプされたと言ったら、中絶してくれるよ」という、そういうささやきを受けて来たケースがありました。お話を聴けば当然わかりますし、その子自体がそういう状況になって、誰にも妊娠を相談できないという状況自体が、非常に問題ですので、もちろん、叱りつけることもなく、話をしているうちに、すぐに白状してくれました。

この34人という数、非常にこれは問題だと思います。この34人がどうなったかということですね。初期中絶が17人、中期中絶が10人というふうに、どうしようかと悩んでいるうちに、妊娠週数がどんどんたっていくわけです。なかには気づかなかつたというのもあります。出産にいたった5人の中にも、わからなくて、見つかった時が7ヶ月だというのあれば、本当にどうしようか、どうしようかと思っているうちに、大きくなってしまったというケースもあります。

出産にいたった5人のうち、10代が4人、20代は21歳ですね。10代前半が2人入っています。流産1人、子宮外妊娠1人。子宮外妊娠ということも、外妊かですまない。レイプ被害にあつて、おまけにそれが子宮外妊娠だったと聞いたときのショックはとても大きいです。普通の中絶自体もとてもしんどい。初期中絶も中期中絶も、ご本人にとっては、からだの面でもしんどいし、心の面でもしんどい。

やはり、自分のからだの中に起こっているできごとです。自分の胎児に違いないわけです。その胎児をおろさざるをえないということは、とてもしんどい。どうしても、あなたが悪くない、私は悪くないと思っても罪悪感にさいなまされることになります。

妊娠事例の年齢分布は、このように10代、10代前半、10代後半が多いという状況です。

レイプ・強制ワセツの人たちの年齢層も非常に若い。レイプ・強制ワセツの197人に対して何をしたか、緊急避妊薬を出したのが66人。性感染症の検査をしたのが140人、うち感染者が19人もいます。クラミジアが14人、淋菌が3人、性器ヘルペスになったのが1人、トリコモナスが1人というふうに性感染症になって、思わぬ苦しみを与えられるということがあります。

証拠採取できたのが 86 人。入院したのが 3 人。弁護士紹介が 50 人。さきほどの雪田さんのお話のとおり、本当に弁護士さんは、現代の必殺仕事人です。弁護士さんがいなかったら、警察の力ではまだまだ、まともなことはできないというのが現実です。カウンセリングの紹介をしたのが 45 人。

レイプ・強制ワイセツの被害者には、非常にいろんな症状が出ていました。

警察への通報状況は、レイプ・強制ワイセツの被害者の半分です。せっかく行ったのに、警察公費になったのは 67.6%です。せっかく行っても、警察公費で出してもらえない。「それは事件性があるとは言えないね」と追い返されてしまうという状況なのです。警察に行った人でだめだった人、あるいは、警察に行っていない人を入れると、警察公費になった人というのは 35%だけです。警察公費になると初診の費用は全部出るのですが、その他の人たちは皆、自分で負担しないといけない。

SACHICO では、初診のお金は全部 SACHICO の基金から出しています。この 1 年間ぐらいで、SACHICO から出した医療費がどれぐらいかかっているかという、100 万円ほどです。100 万円の補助で、この人たちが安心して医療にかかれるということを考えると、ぜひ、支援してもらわなければいけないことだと思います。

性虐待の子どもたちが、どの程度来ているか。

これは SACHICO の前から、ずっと集計をとっているので、ご紹介します。

全年齢層の子どもたちが来ています。加害者との関係は、義理の父、実父、あわせて 62%です。父親にあたる人が加害者になっている。誰に言ったか、学校、保育園、施設関係者に相談したというのが 1 番多い。だから、この人たちの役割、この人たちが、キーパーソンになるということを考えなければいけません。ここから紹介してくれる場合がとても多いです。被害内容は、触る、なめるからペニスの挿入まで、あらゆることをされています。当然、いろんな自傷行為が出たり、性化行動がでたり、家出をしたりという症状が出てきます。

子どもたちの診察は、内診台の形にはせずに、ベッドの上で足をひろげたり、うつぶせになったかっこうで診せてもらっています。産婦人科での診断書が大事なわけです。子どもたちは、何をされたかわからずに、「何かされた、嫌なことをされた、オチンチンが入ってきたような気がするけどわからない。押し付けられた」と言う場合と、「H をした」と言うけれども、実際、H になっているかどうかは、子どもにはわからない。わりと、子ども同士がペニスを女の子の股に押し付けるだけで、H だと思っている場合があります。だから、産婦人科の場で、どの程度のことが起こったのかということを診察して、はっきりさせるということは、かなり意味があります。

とくに加害者が、「全く知らない。何もやっていない」というようなことを押し通す場合には、この診断書というものが、とても重要になってきます。例えば、処女膜が断裂している、内診と膣鏡の挿入、膣鏡というのは、膣を診る小さな器具で、それを入れるわけですね。挿入が容易であるということから、繰り返し男性器または指の膣への挿入があったことが、推察されるということを書くことによって、子ども家庭センターの職員が「診てもらったら、こういうふうに言われました」と、加害の父親に言うことによって、実はそうですということを認める場合もあります。だから、もし、今後、裁判をするうえでも、診断書を書くということは、とても意味を持っているということが言えます。

性被害者診療における婦人科医療の役割としては、性虐待の事実の証明、問診、お話を聴く。

疑いを持って、連れて来てくれるけれども、何も無かったと来る場合もあります。だけど、お医者さんの前に来ると言える場合がある。からだを診ることによって、心が開くことにつながるケースが結構あるわけです。

それから、外性器の所見、処女膜の所見などを診察します。そしてボディイメージ、自分の外性器がめちゃくちゃになったような、なんかすごく汚くなったような、そういうイメージを持ってるわけです。「そうじゃないよ。あなたの外性器は全く正常だし、何

にも汚れていないきれいな状態だから」ということを伝えます。ボディイメージを回復しておくことはとても大事です。将来、大きくなって、男の子と付き合ううえで、そのイメージを回復しておくことはとても大事です。

それとともに自尊感情、「自分なんてもうだめな人間だ。だから、ああいうことをやられたんだ」という思いを回復しておく。「あなたは大事な人間だし、よく今まで我慢できたし、よく言ってくれたし、すごくえらかった。これから、しっかり生きていける」というようなことまで伝えるということは、大事だというふうに考えています。

2年間で確認できたことは、このホットラインが重要だということです。そして、支援員が常駐しているということに、やはり意味があった。夜間に来ることが、多いので。それから、産婦人科のある病院の中に、この救援センターを置くことによって、24時間体制の被害者への診療ができたということに、やはり意義があったというふうに考えています。更には、ワンストップセンターとして、必要に応じて精神科医師、カウンセラー、弁護士、警察、児童相談所等との連携がとれたということです。

課題もいっぱいあります。現在は寄付で成り立っているのですが、公的な援助がなければ、途中で行き倒れてしまいますので、民間に公的な助成がなされるということが必要だと思います。

性暴力は、女性のリプロダクティブ・ヘルス／ライツ、性と生殖に関する健康と権利を著しく侵害するものです。被害者の救援のためには、被害直後からの総合的支援と、女性への救急医療としての産婦人科医療が必要です。

全国に、性暴力救援センターを、産婦人科のある病院の中に、ぜひ設置していただきたい。

これは、カナダに行った時にもらってきた、ブリティッシュコロンビア州の女性病院あるいは、子ども病院の冊子です。子どもを守るためのハンドブックが出ていたり、性暴力、性虐待の被害者の診療についてのりっぱなジャーナルが出ています。この表紙がとても良かった。子どもさんが内緒よと言って、くまちゃんにお話をしています。くまちゃんは涙なしには聴けません。

「どうしようか。どうしたらいいんだ」とパニックになっています。私たちは、こうなってはいけません。涙は流れても、どうしたらいいのかということをしっかり考えて、子どもたちを守るために、動かなければいけないと思います。

司会：ありがとうございました。性暴力救援センターにおける産婦人科医療の役割ということでお話をいただきました。性暴力による妊娠率のショッキングな数字もあります。そして、裁判をしていくうえでの診断書の重要性など、やはり、産婦人科医療が、女性の救急医療としても必要だということが、お話から伝わってきました。また、24時間支援するというなかから、本当に、きめ細やかな配慮をして、体制作りをされてこられたんだということが、お話からわかったと思います。ありがとうございます。

では、続きまして、高見陽子さんにお話をいただきます。「当事者の視点にたった支援とは」ということで、お願いいたします。

「当事者の視点にたった支援とは」

高見：こんにちは。皆さんの懐かしいお顔、元気そうなお顔を見ると、同窓会が終わってしまったような、また、ほっとしているような感じがいたします。先ほど、加藤さんのほうから、弁護士さんは仕置き人だという言葉がありましたが、私たちからすれば、産婦人科のドクターたち、とくに阪南中央病院に勤務されて、SACHICOに関わってくれているドクターたちは、仕事人だというふうに思っています。本当に協力してくださっていると思います。

ウィメンズセンター大阪は、1984年12月に発足しましたので、約30年、大阪の地で活動をしてきました。電話相談も無料で、「女からだ110番」というかたちでやっています。

先ほどの「女からだ劇団」の人たちも、電話相談に関わってくれています。電話相談員の人たちが劇団を作りました。だから、そこに出てくるいろんな言葉だったり、ストーリーだったりというのは、そのままではありませんが、電話相談の内容も含

まれています。

ウィメンズセンター大阪の電話相談や、からだの講座、カウンセリングの中には、とにかく月経がづらいとか、月経不順、それから、妊娠が喜べないとか、中絶後のうつであったりとか、出産後の育児不安、夫やパートナーが避妊に協力してくれないことを訴えられたり、不妊であることのつらさもまた、たくさん語られています。

私たちは、産むことを強制されています。生活環境や身体の状態、自分自身が今、産めない状況であるにもかかわらず、とにかく、子どもを産むことが、女性として一人前だというような風潮そのものが、社会的な暴力なんじゃないかと、私たちは、思ってきました。

更年期症状への無理解というのも、たくさん電話があります。最近増えてきたのは、老年期への不安です。これは、からだの変化に伴う不安だけではなく、今後、この社会の中で、日本の中で、老後を暮らしていくことの不安ということが、からだの相談を通じて、たくさんかかってくるのです。

私たちはからだと性から社会を知る活動を始めました。性暴力だとか、DV というふうには言葉もなく、定義していなかったのですが、相談の中から、パートナーとの関係の中で、避妊の非協力から中絶しなければならなかったり、セックスを拒否すると殴られ、蹴られる暴力が語られました。心無い言葉で傷つけられ、精神的に追い詰められる、そんな相談もたくさん聴かれるようになりました。

1984年に発足して、1986年にシンポジウム「女のからだは女のもの」を開催しています。以来「女と健康フェスティバル」を毎年1回開いていますが、「女のからだは女のもの」という言葉を必ずタイトルに入れています。

1987年に、第1回「女と健康フェスティバル」を開催しました。当時、富士見産婦人科病院事件、健康な子宮や卵巣を取られたという事件がありましたが、この時に、患者側、利用者側にたって、支援した産婦人科医の佐々木静子さんが、明日の分科会「性暴力救援センターを全国に！」に来ていただいています。そこで女性のための救急医療とはなんなのかを考えたいと思います。

1992年の第6回女と健康フェスティバルは、「フェミニストカウンセリングを大阪に」ということで、女を心とからだに分けないでと、初めて大阪でフェミニストカウンセリングの第1回大会を開きました。

1997年の10回目には、「女性への暴力～聴こう、話そう、行動しよう」をテーマに、相談の中から見えてきたもの、当時、DVという言葉はありませんでしたが、パートナーや夫からこういうことをされるんだということで、「暴力」という言葉を使ってシンポジウムを開きました。

当時、「性暴力と医療を結ぶ会」の麻鳥澄江さんと、「女のスペース・おん」におられた近藤恵子さんも、その時のシンポジウムに来ていただきました。そしてそのシンポジウム取材させて欲しいということで、本日司会をしていただいている片山さんから「女性への暴力というのは、これからますます注目していかなければいけないし、より多くの人に、こういう暴力があるのだということを知っていただきたいので、ぜひ、取材させて欲しい」と言われました。私のほうは主催者として、被害者の方も来られるので、絶対だめだとお断りしました。今は私も年齢も重ね、だいぶ丸くなりましたが、その当時は必死で止めました。絶対にだめだと。片山さんは熱意があって、どうしても取材させてほしいと、かなり熱心に番組の途中でも電話をかけてくださったというような思い出が、もう16年くらい前だと思うのですがありました。

2001年に、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの保障ということで、「女性のからだは誰のもの、性と政策」をテーマにシンポジウムを開きました。この時は、社民党の福島みずほさん、それから、会場に来られていると思いますが、仙台の八幡悦子さんに来ていただきました。

私たちはもちろん、来所される人たち、ウィメンズセンター大阪の講座に参加して下さったり、電話相談に届く女性たちの声

からも、いろんなことを教えられたし、先輩たちにも教えられたわけですが、こういう女たちのネットワークというのが、すばらしく私たちの力になっていき、性暴力救援センター・大阪の設立につながっていったのではないかなと思います。だから、同窓会のような、なんというか、すごくうれしい女のネットワークを確認できた今回の大会になったなと思っています。

性暴力救援センター・大阪ですが、とにかくお金が無いのです。セックスの強要や避妊の非協力という相談に続いて、子どもの頃に性虐待を受けていた、それから、小学生の時や10代の頃にレイプされたことが語られ、大人たちに囲まれて、警察官がわっと取り囲んで、現場検証されるわけだけれど、自分自身は、学校のランドセルがポーンと投げられたこととか、部分的にしか覚えていない。それに対して、何があったか説明しなさいと言われても、どこをどうされたを伝える言葉すら教えられていないし、知らない。何をどう伝えたらいいのかわからない、というようなことを、「本当につらかった。だから、もう大人には言ってもわかってもらえないということを、その時は、つくづく思った。それから、人生には突然何が起こるかわからない。安心して暮らせない。人への信頼感というのは基本的に持てなくなった」というふうに言われました。

過去に性的被害をうけ、長年誰にも言えず苦しんだという話を聴いていると、できるだけ早く、10代だったら10代、20代だったら20代、30代だったら30代、できるだけ早く被害にあったその時に、駆け込める場所というのがやはり必要だと思いました。

加藤さんと相談しながら、性暴力救援センター・大阪(略称 SACHICO)を創ることになりました。ウィメンズセンター大阪の事務所のある阿倍野ですが、そこで作ってはという話もちよとしたのですが、そこでは、支援員の安全性という意味では、決して保障されるものではなく、やはり阪南中央病院という大きな病院、保安室の方もいらっしゃる病院内で、支援員が24時間電話を聴くということが、すごく大切だということを話し合いました。

来る方にとってもそうですが、支援員にとっての安全性ということも、そこで考えなければいけないというふうに思いました。

そして被害にあったその時に、すぐに電話できる場所がなければ意味が無い。だから24時間体制、365日と決めたわけですが、けれども、まだ第1回目の養成講座もする前ですから、誰が泊まるのという話になりました。24時間だったら、1週間7日間、とにかくスタッフが7人いたらできるということで始めていきましたが、これは大変な作業です。

ウィメンズセンター大阪が実施している相談員養成講座の人たちや、その卒業生も含めて、SACHICOの支援員を養成するアドボケーター養成講座というのを作りました。その受講生は、それぞれの場所で活動していた人たちや、学校の先生だとか、OBの方だとか、医療関係者の方だとか、いろんな人たちがいました。

被害にあった人を目の前にして、私がどういう気持ちになるのか、あるいは、今まで社会の中で、社会通念の中で、どういう刷り込みが私にされてきているのか、ということを点検していただいて、洗い落としていただいてから、支援員になっていただくということを重要視しました。だから、講義だけではなく、ロールプレイやケースカンファレンス、CR的なものを重視する内容にしています。

受講希望の方のなかには、過去に性暴力を受けたから、性暴力被害を受けた人のために何かしたい、自分自身はカウンセリングも受けて、回復してるからというふうに来られた方でも、ロールプレイの時には、フラッシュバックしてしまったりということで、苦しくなる方もいらっしゃいました。

途中で辞退するということもありました。実際に支援員になってからでも、家庭の事情もありますが、それぞれのしんどさが、もう1度思い起こされてしまって、続けていけなくなるという場合もあります。

だから、今回4回目になりますが、毎回毎回、毎年毎年続けていかないと、支援員の状況というのは続いていかないと思います。10月16日から4回目が始まります。それから、神戸の方でも、第1回目の養成講座が始まります。

支援員の養成と啓発の講座は不可欠です。というのも、1 番最初に被害者の方が電話して、その声を聴くのは支援員ですから、2 次被害を与えないというのは、絶対的な条件になります。それは、徹底的に養成講座の中で訓練をしていただきます。言葉だけで、あなたが悪いんじゃないというのではなくて、支援員自身も、女(わたし)のからだは女(わたし)のものだ、女(わたし)のからだに何するのというふうに、しっかりと根付いていないと、心からあなたが悪いんじゃないということは言えないわけです。

だから、言葉上だけでそれを伝えると、被害者の方達当事者は、敏感にそれを感じます。ある被害者の人が言っていました。「ずーっとカウンセリングに通ってきましたが、人間関係がうまくいかないから、人への信頼感というのが、根こそぎ無くなってしまってるわけで、社会の中で生きていくのがつらくて、カウンセリングを受けていた。だけど、なかなか、いい状況になっていかない。その中に、性暴力被害があったということを、カウンセリングの中で言えなかった。それは、性暴力被害、性的なことを、この人に打ち明けてもいいかなというような、非常に探りながら、試しながら話をしていくわけですから、何でも話してねと言われても、この人は、性的なことを言うと、なんだか嫌そうだなというふうに感じてしまうしやべれない。十何年間か、ずっとカウンセリングを受けながら、声にしたかったことを、なかなか言えなかった。やっと、最後のほうに言えた時に、『もう忘れてしまいなさいよ。あなたの今後の人生のために。忘れることがいいのよ』というふうに、言われた」と言います。「だけど、忘れてしまうと、私じゃなくなる。じゃあ、このつらかった、しんどかった人間関係に苦しんだこの期間は何だったのか」というふうに話されました。

「そう。その怒りは持っていていい」と私は言いました。

「じゃあ、どうして私の身の上に起こったのか」

これは、ジェンダーの問題です。社会の中で、性暴力、女性への暴力に対して、非常に甘い国であり、そこに暮らしているということを、支援員もカウンセラーも、当事者の人も一緒に思えること。今の現実のこの社会の中で生きているのだということを確認しながら、カウンセリングを進めたり支援をしています。

二次被害というのは、何をどう言ったらいけないとかいうものではないのです。徹底的に意識の変革、自分の中でどういうものが植えつけられてきたのか、すり込まれているのかを、しっかり知ることが大事なのではないかと思っています。

その人も話してくれましたが、男性の性は我慢できないものというふうに、親からもメッセージとして言われてきた。力づくでも、やりたい、我慢できない時も男にはあるということを言われる。目の前で起きたこと、私の身の上に起きたことは暴力ではなく、男らしさの自然なことと捉えられてしまうと、これは、法律でも、警察でも、何も裁けなくなってしまう。「一体、合意って何だ。強かんって何。性器に挿入されて、射精されなくても、口の中に入れられても、その後、ご飯が食べられない」「誰が、強かんか、強制ワイセツかを決めるのか？ 誰が、犯罪か犯罪でないか決めるのか？ 私が決めたらいいのとちがうの」という声が聴かれました。

私は、姉妹たちの話を聴いて、一緒にこの世の中を変えていきたい、意識を変えていきたいとつくづく思います。お金も無いのに、SACHICO の開設に踏み切ったのは、きっとこの国はこういう実態があるのだ、これだけの人が被害にあって、声に出せないでいるんだ、つらい思いをしてるんだ、国民の安全性が守られていないということを、政府の誰かが国の誰かが、私たちの声を聴いて改善してってくれと、そういうふうに信じてます。あきらめながらも信じている。

だから、もし国の方、政府の方がこの中にいらっしゃったら、議員の方もいらっしゃったら、ぜひ、私たちと一緒に、この活動に協力して下さい。進めていって下さい。お願いして終わります。ありがとうございました。

司会：ありがとうございました。熱い思いを語っていただきました。性暴力の支援の大切さ、そして、難しさ、とくに、性的なこ

とを話せないカウンセリングはカウンセリングではないということをお話になれましたが、とても心に響きました。

それから、ちょっと昔話で、DVの時の取材、大変難しかったですけれども、被害者の側にたてばこそ、簡単に取材を受けられない。その気持ちも充分わかります。その被害者に寄り添って、ずっとずっと15年こられた。この活動のなかにも、取材でたくさんお世話になった方々がおられるのですが、今日改めてお目にかかって、15年間ずっと変わらず、被害者に寄り添って、支援を続けてこられたことに本当に頭が下がりました。

そして、その皆さん方の熱い思いが、こういう支援のかたちを作られたんだなというふうに、今話を聴いていて、改めて思いました。また、改めてよろしくお願いします。

続きましては、近藤恵子さんから、お話をいただきますが、近藤さんは、「DV防止法からみえる裁判所・警察のジェンダーバイアス」ということで、お話をいただきます。

「DV防止法からみえる裁判所・警察のジェンダーバイアス」

近藤：皆さん、こんにちは。今、加藤さんと高見さんのお話を伺っていて、もうそのとおり、そのとおりと気持ちが震えるように感動しながら、すっかり、一聴衆になっておりました。いよいよ、私の番がきましたので、何から話しましょうかと気持ちを切り替えているところです。

私のタイトルに、裁判所・警察のジェンダーバイアスと書いてありますが、サポートシェルターの現場の活動と、そこで見えてくる様々な課題について、少しお話をさせていただこうと思っています。

「サポートシェルターの現場から、すべてが見える」とよく私たちは言うのですが、性暴力の被害にあわれた方、それから、幼い時の性暴力被害の後遺症に苦しんでいる方、セクシュアルハラスメントの被害を受けて職場を追われ、どうやって生きていこうかと苦しんでいらっしゃる方、家族や関係者から関係を寸断されて、車上生活やホームレスのようなかたちで、ぎりぎりのところで支援者にたどりつかれる方。本当にいろんな方が、いろんな課題を抱えて、いろんな被害の只中から、民間サポートシェルター等の支援団体にたどりつかれます。

この方々と一緒に、今、お話があったとおりに、その方の選択に沿って、その方の力の回復を信じて、いろんな筋道を切り開いてきたわけです。さきほど、ウィメンズセンター大阪を立ち上げる時に、お金がないのにどうするねんとおっしゃいましたが、それはすべての民間支援団体が、お金が無い、場所が無い、何の手蔓も無い、しかし、やらざるをえなくて仕事をしてきたという経過は、たぶんこのシンポジウムに参加されている方々共通の思いだと思います。

それはたぶん、女性に対する暴力、性暴力という存在・現実が、この社会におかれている女性たちの痛みを否応なく実感させるものだからだと思います。ひどいひどいと、私たちは言いますが、そのひどいひどい状態は、その当事者の方の状態だけではなく、私たちが置かれている状態なんだと。その共感と言いましょか、当事者性なしには、この仕事を続けることはできなかったらと思います。高見さんたちがおっしゃっているように、とにかく、やむにやまれぬ思いで、この仕事を続けてきたという女性たちの力が、この社会を少しずつ動かしてきたんだろうと思います。

DV防止法ができてから11年が経過しました。私たちは法律を作る時に、社会的なルールさえあれば、法律の根拠さえあれば、きっと道は開かれると思って、本当にたくさんの力をつぎ込んで、法制定に取り組み、第1、第2次の改正をやってまいりましたし、法律に伴う様々な運用の改善や法システムの改善等について、本当に全国の当事者、支援者の力をつなぎ合わせて、仕事をしてまいりました。

現状はどうかと言うと、実は、被害実態は少しも軽減されていませんし、今、加藤さんのお話にあったように、幼い子どもたちへの性暴力被害というの、大変深刻なかたちで浮上しています。

女たちは生まれ落ちてから、死ぬまでずっと、ありとあらゆる場所で、ありとあらゆる関係性の中で、暴力被害を受け続けているというふうに言っても過言ではないと思います。

DV 防止法はできたし、売春防止法もあるし、児童虐待防止法もあれば、ストーカー規制法もあって、いろいろ暴力に対する法整備は進んできたかのように思われます。しかし、何故、この法律が実際の力を持って、当事者を支えることができないのかというのが、今日の私のお話したい内容です。

パープルダイヤル、それからパープルホットライン、今の寄り添いホットラインというふうには、24 時間のフリーダイヤルを実施したことによって、この日本、この地域に潜在化してきたすさまじい性暴力被害の実態というのが、次から次へと今あふれ出している現状だと思います。

パープルダイヤルの時には、6 万件のアクセスがありました。その後、全国シェルターネットが継続したパープルホットラインでも、12 万件を超えるアクセスがありました。現在、寄り添いホットラインの DV 性暴力 3 番の専門ラインには、5 万件を超えるアクセスが続いています。

この実態は、次から次へとあふれかえるように、DV 性暴力被害、過去の性虐待の後遺症を訴える当事者の声が、湧き上がっているということです。この 5 万件、12 万件、何十万件というアクセスが、一人ひとりの被害の実態だと考えると、とても深刻なことだと思います。

内閣府の調査によっても、3 人に一人の DV 被害と、この十数年変わっていませんし、更に、生命の危険を脅かされるような状態で、ようやくのことで生き延びておられる方々も、たくさんおいでになります。

そして、子どもたちが受けている被害を、この社会の誰が回復支援の責任をとるのかということについても、本当に大きな思いがございます。

実際に様々な社会的ルールができて、DV、性暴力という言葉が、日常的にも使われるようになって、DV 被害者の支援ということについて、国もきちんと乗り出そうというところまできたのに、何故、私たちは大きな壁に立ち向かっていかなければならないのかというのが、大きな課題だと思います。

当事者が、まず駆け込みたい場所、とにかく生き延びるために、何らかの支援を得たい場所ということで飛び込むのは、DV センター・警察・医療機関です。医療機関のお話は、先ほど加藤さんにさせていただいて、私たちも、そういう必殺仕事人が全国にいて、そして、さらに、必殺仕事人が全国にいて、様々なところですぐ役に立つ人々や機関が満ち溢れていたなら、どんなにうれしいかと思いますが、そういう場所や機関や人を用意するために、今私たちは何をしなければいけないのかということではないかと思っています。

今、人々がたどりつく場所として、3 つの場所を申し上げました。警察の対応も、DV センター、都道府県の配偶者暴力防止センター、その他の相談機関についても、実は、法律ができて、11 年運用され、少しずつでも窓口が広がって、支援の枠が広がったと思っていますが、まだまだ、支援機能が十分ではありません。むしろ支援機能の劣化があり、当事者にとっては、つらい状況が進んでいます。

これは、本当に逆行と言っているんじゃないかと思いますが、警察における対応のひどさというのは、日を増すごとにひどくなっているのではないかと私は思います。このところ、警察官による性暴力犯罪も随分続いていますし、警察の対応、その後の司法、裁判の現場など、当事者にとって、過酷な状況というのも続いております。何故こういうことが進んでいくのかということが、一つの問題だと思います。

例えば、警察に必死の思いで飛び込んだけれども、「何でそんなところへついて行ったのだ」と詰問される。話は聞いても被害届すら受け付けてくれない。相談表すら記録しない。

そういうふうに、当事者が自らの回復のために何らかの支援を得ようと思って、飛び込んだ第 1 次的な直接機関でそういう対応を受けてしまうと、その人の回復の道筋というのは、そこで大きく閉ざされてしまうことになります。

ようやくの思いで相談電話をかけて、夫の留守に貴重なものを持って子どもと一緒に配偶者暴力防止センターにたどりつく。「これから、ケース会議をするから待っていてください」とロビーで 4 時間も待たされた。その後、「ケース検討したけれども、あなたは、ちょっと鬱症状があつて、お薬も使っているということで、ここでの集団生活はなじまないから、いったん、実家なり、友だちのところへ身を寄せて様子をみなさい」と追い返された。

しかし、彼女たちは帰る場所がないのです。帰る場所が無いのに、追い返されてしまって、仕方なく夫のところに戻る。10 数年前だと思いますが、何度も何度もそうやって、DV センター、婦人相談所等、自宅を行ったり来たりしていた女性が、夫に少し障害があったということで、また、やむなく戻ったところ、玄関で殴り殺されたということがありました。そういう事件が、この 10 数年絶えることなく、あちこちで起こっているわけです。

せっかく暴力の現場から、何とか自分を救い出そうとして、一步を踏み出した方々が、そこでまた、たたき殺されるということが、実は起こっているのです。

警察対応もそうですし、司法のジェンダーバイアスもそうですが、なぜ、こんなふうに地域間格差や機関の格差が広がったのかということも、お一人お一人の支援のケースに関わりながら、苦しんでいるところです。

先ほど、高見さんが「私たちは支援員を養成するために、徹底的な研修を毎年継続して取り組んでいる」とおっしゃいました。日本の社会では、公的な機関で働く職員の方々に対する DV・性暴力被害者のための支援対応研修は、ほとんどされていないというのが、事実だと思います。

もちろん、一般的な研修はされています。何度も何度も、DV 対応マニュアルを使った研修等を、あちこちでやられています。しかし、本当に、今ここで、身をおこしている方々と、ずっとご一緒にその方の回復に長くお付き合いする、本当に役に立つ支援のできる支援員が、この社会の中にどれくらい用意されているかという、まだまだ不十分という段階ではないかと思います。

私たちは、全国女性シェルターネットというネットワークを使って、仕事をしていますが、DV 防止法ができて、保護命令制度という一つの守り刀ができて、それから、都道府県の配暴センターとの間に一時委託契約を結ぶようなかたちで、なかば、公的な責任を担いながら、この仕事を進めています。実は、公的な配暴センター・婦人相談所の一時保護率と民間サポートシェルター等のサポート率に逆転現象が起こっています。

今、公的な配暴センター、婦人相談所の入所率が、どんどん下がってきているという状況があります。これは、一体どういうことかというふうに考えるわけです。

これまで、日本の社会が用意してきた公的な支援機関、とくに婦人相談所、一時保護施設等では、売春防止法を根拠法として仕事をされてきましたので、いまだに、保護救済措置、更生指導といったような言葉が飛び交う。あるいは、その言葉を使わなくても、そういう理念がずっと尾を引いていて、当事者に対して、指導的で不対等な力関係のもとに、支援、保護、救済ということを実施している。それでは、支援の場でも何でも無いというかたちになってしまうわけです。

当事者の方々は、さきほど高見さんがおっしゃったように、電話の声色一つで、その人は自分の力になる人かどうかというのを、瞬時に判別するわけで、せっかく飛び込んだところで、「もう少し様子を見なさい」と追い返されたり、「あなたは本当にそんな暴力を受けてきたのか」みたいに問い返されたり、「ここは、公的な機関だから、2 週間たたないうちに出て行ってもらわないとね」というふうに言われたり、行き先がなくても、とにかく、「じゃあ、民間シェルターにでも連絡して、どっか場所を探してもらいなさい」と追い出されたりする。とにかく、被害者の心情や選択、立場に立った息の長い支援をする場所として機能をしてい

ない場所が多すぎる。

なぜこうなったのかというのは、また、皆さんとご一緒に議論しなければいけないことだと思います。法律はできた。システムは拡充された。相談窓口も広がった。しかし、本来の支援機能が劣化しているというのが、今の状況ではないかと思います。

それとあいまって、最後の命綱としての警察の対応が、実はこのところ、後ろ向きになっていると言えます。法律ができたすぐ後に、北海道シェルターネットワークで、警察対応の実態調査というのをやったことがあります。例えば、110 番通報しても、「夫から暴力を振るわれている、なんだ、夫婦喧嘩か」となると、30 分も 1 時間もパトカーが回って来ないということがある。おまわりさんが来ても、「なんだ、夫婦喧嘩か」ということで、「いい加減にしなさいよ」と言って帰ってしまう。その後にもまた、すさまじい暴力被害を受ける。せっかく、警察に飛び込んでも、「今担当者がいないから、また出直してきてくれ」という扱いを受けたり、本当に枚挙にいとまがないほど、警察が当事者の生命を軽んじる。あるいは、当事者の被害に更に打撃を加えることが、今現在もなお続いているわけです。

また、保護命令制度についても、当初 8 日間ぐらいで出たものが、今は、13.1 日というふうに、保護命令の発令される期間がすごく長びいています。現場の支援者である皆さんお困りのことだと思いますが、保護命令が発令される前が、1 番危ない時期なんです。ですから、保護命令が発令されてから逃げるということは、なかなか一人ではできませんので、安全な場所に逃げてから、保護命令を申請するわけです。その保護命令の申請についても、これは、日弁連の両性の平等委員会などでも調査をなさいましたが、まず、水際作戦をとる。

地裁に持っていったって、「これは難しいから諦めて黙って逃げたほうがいいんじゃないか」みたいに言われます。本当は書記官だとか、事務職の方が、申請の手続きを却下するなんてことは、職権外だからあってはいけないことですが、そのようなかたちで、水際で申請そのものを拒否されるケースも多くなっています。

それから、申請を出しても、担当の裁判官が「これは、とても発令されないから、取り下げてくれ」と言われることもある。更に、相手方が即時抗告をすると、相手方の言い分を聞いて、裁判所が保護命令を却下する、あるいは、せっかく発令したものを、高等裁判所で却下するというようなことが続いています。この保護命令の却下事件について、最高裁まで取り組んだ方もいます。そういう事例についても、分科会で皆さんに報告したいと思います。

そういうふうに、1 番大事なところ、1 番必要な場所で、当事者が困難を負わされるような状態が、むしろ増大していると言えはいいのでしょうか。法律ができた頃に比べて、支援の機能が、全体的に鈍ってきている。あるいは、落ちてきているというのが、とても大きな私たちの懸念です。

高見さん達がそうであったように、私たちも本当にやむにやまれず、道なき道を開くようなかたちで、当事者と一緒に仕事をしてまいりましたが、これから先、法律がどのように改善されても、どのように、施設制度が拡充されても、今のような状態が根本的に解決されるためには、何が必要かということをもう 1 度、私たちは考えてみなければいけないと思います。

DV についても、性暴力についても、これは男女の、あるいは、人と人との間にある不対等な力関係から起こる犯罪です。この犯罪、暴力支配というものを無くしていくというふうに、社会全体が何らかの形で、動きを作らない限りは、いくら施設を作り、シェルターを増やしても、いくら法令や自治体の決まりを変えても、本当にゴールにたどりつくには、時間がかかるのではないかと考えています。

実はこのところ、3.11 以降と言ってもいいですけども、日本社会の閉塞感にもあるのかもしれませんが、ちょっと理解のできないような陰惨で不気味な事件が、次々続いています。

人を物扱いして殺傷するような事件が、立て続けに起こることを考えると、本当の意味で、人が人を支えるという理念とか、

人と人が対等に向き合える社会のビジョンというのを、私たちがどういうふうに作っていくのかが問われる時代にきていると思います。

私は改めて、必要な人に必要な支援が、与えられるような法改正をする。それから、売春防止法にもあるような、民法や刑法の定めにあるような、時代錯誤の古い非人道的な法律の内容を、当事者の視点から、女性たちの視点から、子どもたちの視点から、作り変えることが、どうしても必要だと思います。

それは、こういう女性、当事者だけではなくて、この地域社会に住む私たちが再生するために必要な仕事であり、この社会や世界が生き延びていくためにも、必要なことではないかと改めて思っています。

とにかく、DV 防止法を改正する。ストーカー規制法も改正する。売春防止法も変える。刑法も変える。民法も変える。そして、女性の人権法としての性暴力禁止法を作る。この仕事をとにかく歩みを早めて、たくさんの仕置き人やたくさんの必殺仕事人と一緒に、皆さんのお力をつないで、やり遂げてまいりたいと思います。ゴールは遠いように見えて、しかし、私たちの力でそれを近いものにしていくことが、このシンポジウムの課題ではないかと思っています。どうぞ、よろしくお願いいたします。

司会： ありがとうございます。近藤さんから、本当に根本的に、人と人が対等に生きられる世の中にするためには、今必要な支援を必要な人に届けるために、法改正、そしてまた、法律を作るということも、大切であるという提言をいただきました。この点につきましては、分科会でも深めていっていただきたいと思います。また、パネルディスカッションの後半でも、そのためには具体的にどうしたらいいのかということも、少し伺ってみたいと思います。

では、続きまして、雪田さんですが、必殺仕置き人のほうですね。先ほどの基調講演の時に、会場がざわざわとした瞬間がありました。性犯罪に対しての無罪判決が、最近多く出ているというところで、大阪弁護士会のほうで、この無罪判決について検証されたと聞いておりますので、この辺について、少しお話いただけますか。

「性犯罪に対しての無罪判決について検証」

雪田： 近藤さんからのまとめのような、壮大なお話の後で、また、無罪判決という感じのお話になってしまいますが、基調講演でもお話をしましたとおり、2009 年の最高裁の判決以降、性犯罪への無罪判決が立て続けに出ています。

これは何とかしなければならない、何とかするための何か、きちっとした客観的な資料といいますか、議論の素材になるものをということで、私を含め、大阪弁護士会のグループが集まり、最近の無罪判決を検証してみるという作業をし、先日、シンポジウムを開いて、無罪判決について議論する場を持ちました。

皆さんは、被害者、当事者の支援をなさっているの、何の違和感もなく、無罪判決の検証ということを受け止められているかと思いますが、弁護士会が無罪判決について「無罪判決になったことはおかしいのではないの。どこが悪かったの」というような検証をするということは、まず、なかったことです。

つまり、弁護士は被告人の弁護をするという立場で、これまで、従前、仕事をするというのが、当たり前でした。ですので、弁護士としては、無罪判決をとってなんぼの世界みたいなところがあります。

例えば、3 年ほど前ですか、私が弁護士になって 20 周年をむかえ、同期が集まるという機会があり、お互い 20 年間何か自慢できることは無いか、というような話をして、私は「無罪判決取りました」私は、無罪を取ったことがあるというのが、自慢になってしまう、そういう世界です。被告人の利益のために、きちんと弁護活動をするのが弁護士の仕事ですが、逆に言えば、弁護活動の中で、被害者に対する 2 次被害を与えているということも多々あります。

とりわけ、こういう DV の事件や、性暴力被害の事件については、そのことによって、非常に傷ついている女性たちが、たくさ

んいるわけです。そういった弁護士の意識も変えていく。弁護士に性暴力とは何なのかということを理解してもらう。そういった意味合いをこめて、この無罪判決の検証をし、大阪弁護士会の弁護士の皆さんにそれを還元していくという取り組みをしたわけです。

そこに参加された弁護士の方々の感想という、「これは、ひどい。裁判所はひどい」と、さきほどお話ししたような内容なども含めて言っているのですが、検察や裁判所にも届けていかなければいけない話だというような感想が漏れたと聞いています。

私たちが無罪判決を検証する中で見えてきた問題点というのは、やはり、これまで私達が実感していた問題そのものなのです。つまり、一つ目は先ほど申しました刑法の問題です。強かん罪についての規定が、暴行や脅迫を要件としていて、しかも強い抵抗を求めているということにあります。

当然、無罪になった事件というのは、起訴されたわけですから、暴行や脅迫があったという前提で裁判になった事件です。

例えば 14 歳の少女が、自動車の中で姦淫されそうになって、やめてと言っている。しかし、強くは抵抗しなかったということを言われて、無罪になっているというのがあります。裁判所は、確かに 14 歳の少女は、性交に同意していなかったことは認めるけれど、犯行を著しく困難にする程度の暴行を加えてはいないということを言っています。

それは、やめてと言ったのが、叫ぶなどの強い拒絶ではなく、被告人には聞こえたけれども、叫んではないというようなことだったり、抵抗したのは、被告人の肩や腕を手で押さえたり、容易に開かれる程度に足を閉じていたということにとどまる。ジャージのズボンとパンツを脱がされるさいも、ズボンを軽く持っていたということにとどまり、パンツを脱がされる時に、パンツを持っていないとか。

被告人が言うには、脱がされる時に破れた形跡がなく、少女自身があっさり両足を開きと供述したということで、固く閉じていたと言えない。開かれた後で必死に抵抗したという状況ではないということで、暴行や脅迫がないということなのです。

判決文が何と言っているかという、被告人がそういう状況の中で、少女はやめてと言ったけれども、多少強引にせまれば諦めて同意をしてくれて、同意によって性交できたと、期待しても不自然ではないということを言っているわけです。それで、無罪になっています。

つまり、少女が性交を受け入れたと誤信した疑いは、払拭できないということになっています。

この判例の分析を担当したのは、若手の男性の弁護士ですが、彼も非常に憤慨していて、これであれば、若手の自分でも今だったら無罪判決を簡単に取れる。そうなりますね。結局、性犯罪で無罪判決を取ろうと思えば、弁護人側にたてば、被害者の行動を責め立てる、ということに成功させればいいわけです。

もともと、起訴する段階では、暴行や脅迫があったと検察官が考えて起訴しているわけですが、そこで判断する個々の裁判官によって、そのジェンダーバイアスが問題になってくるといえる問題です。

性暴力の理解がどの程度あるのかというところで、無罪になったり、もしかしたら、別の裁判官だったら、有罪になっていたかもしれないというようなあいまいなものになっているのではないかと思います。そういうことがあると思います。となると、やはり、暴行脅迫があれば、強かんですよというような一つだけの強かん罪にするのではなく、暴行が加えられた、どの程度のものであったのか。脅迫があった場合は、どうなのか。あるいは、暴行脅迫がなくとも、年齢差や関係性の力関係によって強制下にあったのではないのか。そういうきちとした犯罪類型を作っていかなければ、きちとした性犯罪の処罰はできないのではないかと、このような判例分析の中で出てきました。

また、先ほどの講演でもお話ししましたが、捜査上の問題です。捜査があまりにも稚拙である。

性犯罪について消極的なので、初期の対応が遅れてしまって証拠収集ができない、それから、本来はとれていただろう科学的な証拠収集を怠っている。それから、例えば供述調書、捜査をした警察官が報告書を書いたりして、それを証拠として出し

てくるのですが、その記載に担当警察官のミスと思われることで、被害者の証言の供述の信用性をぐんと落としてしまっていると思われたものなどもあります。

いろんな事件に関わった支援をされたことがある方は、ご存知だと思いますが、警察の調書というのは、警察が作りあげたストーリーで書かれているわけです。性暴力の被害を受けた方というのは、なかなか実際のところをきちんと覚えていなかったり、最初からすべてのことがクリアにストーリーを自分の中で再現できるわけではないので、その心理をきちんと理解したうえで、調書作りと言いますか、供述調書をきちんと残していくという過程を経なければ、適正な捜査ができないと思います。そのあたりの知識が無いと、どうも、法廷での被害者の供述と、警察が作った調書と、「あれ、何か言ってることが変わってる。被害者はなんか信用できない」というふうに傾いてしまっていて、捜査側の能力に問題があるのではないかと思います。

裁判所の問題については、先ほど2009年の最高裁の判例のことを取り上げてご紹介したので、時間の都合もあり、詳しいところは割愛させていただきます。

やはり、強かん神話と言われるような経験則が横行しているということ、それから、最高裁が補足意見というところで、被害者の証言をとくに慎重に判断する他に、詳細かつ具体的な供述があっても、更に、補強する証拠がなければいけないというような補足意見がありました。

そのために、最近出ている判決では、被害者の証言は信用できる、けれども、それを補強する証拠がないから無罪。そうすると、多くの性犯罪は密室で行われていて、初動捜査もきちんとされなければ、補強する客観的な証拠というのは、確保できないことが多いわけです。じゃあ、どうしたらいいのか、犯罪として処罰できるのか、というような問題があると思っています。

その他、先ほどの講演の中で、被害者の女性に対する偏見があるというお話などもしましたが、それと同時に、裁判所がどういう職業の人であるのか、例えば、女性が水商売のようなお仕事をされているというのをすごくマイナスに評価してしまうという偏見もあるし、逆に男性の加害者が地位のある人という、すごく甘くみているというのは明らかです。

つい最近、私がDV事件で体験したケースがあります。夫婦間の暴力による傷害事件で、告訴したケースですが、もともとは、殺人未遂で告訴をし、検察は傷害罪で起訴したという事件です。検察官は、当初あまりDVについて理解がなかったのですが、私もいろんな資料を提供するなどして、勉強を、専門性を学んでもらおうというようなことをしたり、告訴された当事者の方も、とても良く頑張って、検察官が熱心に、繰り返される暴力、DVの構造というものを理解するようになってくれて、裁判所でもいい証言ができたなと思ったのです。これは、被告人である夫が、いっさい暴力を否認していましたので、1からすべて立証していくという、大変な裁判でした。

フェミニストカウンセラーの井上先生にも証言してもらって、DVの構造をきちんと裁判所に伝えたと思ったのです。

ところが、非常に甘い判決でした。裁判官の判決理由を紹介したいと思います。被告人の傷害はちゃんとあったということは認めながら、量刑をすごく軽くした。その理由が、夫婦喧嘩が繰り返されている。夫婦喧嘩という言い方です。暴力の繰り返しが。それで、しかも、被害者の女性も、一定抵抗したことがあることを理由に、量刑を軽くしているわけです。更に、夫が医師で、被告人は医師として社会的な貢献をしている。よって、量刑はうんぬん。ということで非常に軽い判決で、傍聴人の皆さん怒ってもう大変でした。

そういう判決を平気で言い渡しているというのが、今の現状、裁判所だということです。

つまり、被害女性に対する偏見ということもありますが、逆に、裁判所は医師であるとか、大学教授、あるいは弁護士であるとか、そういう肩書きに左右されてるなというところがあって、これは本当に教育をしていく、そういう裁判所をどう変えていくのかということを考えていかなくてははいけない。

そのためには、今の法律の中で私たちができることは何かというと、検察官に対して働きかけをして、被害者の参加人という

立場が、今ありますので、検察官を教育して、ともに協働し、いい判決を勝ち取るということに、力を注いでいくということが、今できることかなと思っています。

ある女性検察官に、私は無罪判決の検証のシンポジウムを開きますとお話をしたら、すごくびっくりされて、「弁護士がそんなことをするのですか、そんな弁護士がいると思ってなかった」と言われました。それだけ、同じ司法の世界の中でも、弁護士が考えていること、検察との情報の格差が非常にあるなということを感じました。そういう意味では、私は無罪判決をいろいろみていると、検察の性犯罪についての知識がないというか、非常に乏しいなということも、実際に尋問の仕方とかみていると、がくつとくることがあるので、その力を、私たち弁護士が、参加人として押して押していくという作戦かなと、今は思っています。

司会： ありがとうございます。貴重な報告ありがとうございます。会場がどよめき続けて、本当にこんなことが起こっているのかと、憤りでいっぱいという感じです。今のお話がありましたので、皆さんに一言ずつ、例えば、センターの中での関わりの中で、警察ですとか、裁判のことですとか、それぞれ、今思っておられることを、少しずつお話を伺いたいと思います。加藤さんお願いします。

加藤： 雪田さんがされた、無罪判決の検証報告書、17 件ですね。17 件出されて、その中の 3 件の無罪の 1 審の証人として私も出ています。何の役にも立ってないということで、とつてもがっかりしているのですが。何を聞かれたかというのと、「あなたはこの被害者が、嘘を言っていないということを何でもって証明できますか」と言われました。「私は警察官ではない」と言いたかったのですが、医者があるあなたは本当のことを言っていますか、どうかなんていうことは、そのためのものじゃないのです。なのに、「嘘を言っている可能性もあるのではないですか。イエスかノーで答えなさい。可能性があるのであれば、イエスと言いなさい」と言う。これが裁判なのかと思いました。

このときの被害者は 15 歳の子で、とても生い立ちのしんどい子でした。そういう被害にあって、すぐに、話をして、警察にも行き、SACHICO にも来て、裁判になったあげく、無罪になったら、もともと、大人に対する不信感を持つような生い立ちの中で、育っているわけです。やっぱりまたかという思いを、またさせてしまつてとつても残念でした。「もういい、控訴しない」本人がそう言ってしまったら、いくら周りから言っても、控訴にはならないわけです。

17 歳の子も裁判の中で、本当に「あんたはなんてひどい女だ」ということを延々とやられて、それでも頑張って裁判をした。でも、やはりまだ、準備ができていない。さっきの被害者支援の弁護士さんも、一応ついてはいたけれど、なかなかその準備というところに入っていけなくて、追及されると、「なんで声を出さなかったのですか」「怖かったから」「逃げようと思えば逃げられたのに、なぜ逃げなかったのか」「怖かったから」それしか言えないわけです。

だから、全部相手のペースで言われてしまった。私も判決の場に出ましたが「判決。被告人無罪」と言われて呆然としました。3 人の加害者の中で、未成年の加害者が一人いて、その子はすぐに認めて、もう少年刑務所に入っている。それなのに、二人の成人が最初は認めていたのに、弁護士さんとの話からでしょうけれども、後から同意だと証言をひっくり返してしまったのです。もう、裁判官の理由を聞けば聞くほど、ひどい判決理由でした。

控訴をして意見書も出し、ご本人とカウンセラーとで「このように言おう」弁護士さんも入って「このように答えていこう」という準備をして、被害にあった側が裁判に勝てるような戦略。私達医療者も支援員も、その迎まったく素人というか、こういう経験をする中で考えていかなければいけない。本当に被害者の方の経験の中で、自分達も力量をつけていくという日々です。

法医学の医師、あるいは精神科の医師は、結構そういう場には慣れていて、それなりの対応をしてこられるのですが、産婦

人科の医者は全く素人ですので、それだけの勉強というのを今後もしていくということが必要だと思います。

司会：ありがとうございます。高見さんは、被害者の方に寄り添う立場からお願いします。

高見：私も、裁判の傍聴に行ったりするんですが、とにかく、当事者、被害を受けた方が茶髪にピアスだったりとか、何人かの男性と性体験があるとか、そういうことが、今回の事件と今回の被害と何の関係があるのかと思います。ところが、それがすごい心象になってしまうところに、本当に憤りを感じます。その辺は、何とか変えていきたいと思います。やはり、一人ひとりにあったサポートというのがすごく大事なかなと思います。きめ細かいサポートというのが大切かなと思います。

これは、国とか地方行政というのは、なかなかやっていけないと思うので、民間力を信じて、そこは任せていただいて、それを国・地方自治体がサポートという方法に変えていただけたらうれしいと思います。

司会：ありがとうございました。近藤さん、DV 防止法ができて 11 年、近藤さんのお話にありましたが、逆行している部分があるようで、本当に会場は腹立たしいという思いで、いっぱいなんです、そのあたりお話をお願いします。

近藤：DV 防止法の第 3 次改正、それから抜本的な改正は、本当に当事者・支援者の悲願ですが、この間、さきほど、雪田先生のお話にもありましたとおり、警察・司法もジェンダーバイアスの強化というのでしょうか、それは、やっぱりすごく極端なものがあるような気がこのところするのです。

それで、無罪判決のケースが出ていますが、DV 離婚の裁判や性暴力被害者の裁判でも、本当に腹立たしい判決内容が、次々と書かれている。私はやっぱり、警察や司法の現場に最もジェンダーバイアスが強くかかっていると思います。

警察官は行政の機関ですので、いろんな申し入れをしたり、いろんな働きかけがまだできる。けれども、司法・裁判所は、全く独立の場所で、私達がものを言うことができない場所です。司法の独立ということは、国家権力の介入からの独立ということで、意味のあることなのです。しかし、今の裁判所は、司法の独善しかないと思います。とても、独立などということではないと思います。

とくに女性の人権に関わる性暴力裁判については、このところ、いろいろご報告いただいたように、本当に、目を覆うようなひどい、ありえないような判決が次々と出されているのです。私は、裁判官にも第 3 者評価、外部からの介入が必要だと思います。司法の独立性を担保したうえで。

裁判官も誤った判決をすることがあります。間違った判決について、最高裁までもっていかなければ審議されないというのは、とてもつらいことです。また、最高裁も 1 からの証人調べをせず、書類でどんどんどんどん却下するわけで、基本的に高等裁判所で理不尽な判決を受けたら終わりみたいな感じになります。

そういう意味では、裁判員制度が発足していろんな功罪も言われていますが、裁判官の評価というものを、なんとかしていかないと、独善的で本当に古い刑法や民法の考え方にとらわれた、大変男らしい裁判官が、その物差しで、これからは女性たちの人権侵害を救済することができないのだとしたら、最後の砦としての裁判所・司法の場が、女性たちにとって地獄になる。これは、絶対にあってはならないものだと思います。

なんとか、司法改革で裁判官を育てあげるような評価方法なり、外部からの介入方法がないものかということ、ぜひ皆さんと一緒に考えたいと存じます。

司会： ありがとうございます。いろいろと皆様にお話をうかがってきて、課題、提言もいただきましたが、もう一言ずつ、もう1度ずつ、一巡したいと思います。今日、パネルディスカッションしてまいりまして、基調講演を受け、皆さんも、各地にこの性暴力救援センターを作りたいと思っておられる方がたくさんおられると思います。

そして、また、話を聴きながら、それに向けて、大きな社会の意識の壁であったり、司法とか警察の壁がある。ここも何とか変えないといけない。二つの思いが、強くこみあげてきていると思いますが、この2点に関して、具体的にDVの、また、性暴力の救援センターを作るためのアドバイスであったりとか、そういう視点にたったご意見、もしくは、社会であったりとか、法改正であったりとか、世の中を変えていくためには、まずどうしたらいいのか、このあたり、どちらでもかまいませんので、お一人ずつ、最後にメッセージとしてお願いいたします。

加藤： 何度も出ましたが、一つは支援員になる人たちはです。これは、全国の皆さんのような民間の草の根の運動、女性のための支援活動をしている人達が、やはり核にならないといけないと思っています。そういった人が核になること。それから産婦人科医療で、こういう問題に取り組もうという、できたら女性医師を取り込む。男性医師でも、もちろん理解さえあれば大丈夫だと思います。これは全国におられます。金のわらじを履いて捜すという作業をしていただきたいのです。

産婦人科の医療をしていれば、当然こういう問題、こういう患者さんに出会っています。長年医療をしていれば。それは、見て見ぬふりをしている面もあるけれども、やはり、これは問題だと認識している医者はかなりいます。

大阪にも、そういった認識のある医師が結構おりまして、SACHICO にも協力に来てくれているし、医会の中でも、SACHICO というのは必要だと、そういう認識が広がってきています。全国にそういう医師がいますので、そういった人たちを引っ張り込んでください。そして、被害者の方を診るためには、時間もかかりますし、SACHICO の環境ほどでなくても、ある程度の環境というか、センター的な構造というものがが必要です。

それから、支援員がいるという状況がいます。ですから、そういった人たちが核になって、ぜひ、センター作りに取り組み、そのために、内閣府からも手引きというのが、出ていますので、手引きをもとに、なんとか今度は、お金が出てくる手立てを探して、ぜひ、皆さんで広げていきたいと思っています。

司会： ありがとうございます。核になるのは支援者であり、とくに産婦人科医、皆さんの地元のお近くの産婦人科医を捜してネットワークをつなげていくということです。高見さんお願いします。

高見： 被害にあった後も、その人自身の人生は、ずーっと続いていくわけです。10代で被害にあうと、今後の人生というのは、非常に長いわけです。そういう意味で言うと、例えば、妊娠をしていないか、望まない妊娠をしていないか、性感染症にかかっていないかということを、からだは OK というふうに出してもらおうという基本的なところから始まって、労働の問題だったり、住むところだったり、生活支援だったりとか、さっきも言いましたが、包括的な支援というのが絶対必要だと思います。

まず、からだを診てもらおうというところで、SACHICO は、産婦人科のドクターと一緒にやりました。なかなか、加藤さんはしつこいです。しつこいというより、粘り強い。粘り強いので、非常にやっぱり、一緒にやっていて実現していけるというか、積み上げていけるというか、何よりも、医療の世界に、利用者であるもう一人の主役である私たちを、利用者の声を聴くという姿勢を持ってくれるということが、非常に私は活動をやりやすかったなと思います。ぜひ、そういうドクターを見つけて、皆さんも一緒に全国で作っていけたらなあと思いますので、よろしくお願いします。

司会：ありがとうございました。包括的な支援が必要であるということと、継続した支援ですね。そして、粘り強さ、あきらめな
いしつこさということです。では、続いて、近藤さんです。

近藤：全国からかかってくるたくさんの当事者の方の電話の受け答えや、ケースカンファレンスをやっていると、今ここに
SACHICO があったら、今ここに SARC があたらということ、毎日毎日のように実感します。

当事者は全国のありとあらゆるところで、本当に悲痛なうめき声を上げていると思います。安心して飛び込める場所さえあ
れば、そこからつながって支援を受けられるシステムさえあれば、女性達は、人生を投げ捨てる必要はないのです。今死のう
か、明日死のうかと苦しむ必要がない。せめて、この命を生きつないで、なんとか、私自身を取り返したいという当事者とつな
がるためにも、必要なだけ必要なところに、それも公費でワンストップの支援サービスを作る必要があると思います。

内閣府の手引きもできました。それから、性犯罪の対策の推進の中にも、ワンストップ支援サービスの設置促進が大きく掲
げられています。来賓でお越しの内閣府の畠山さん、ぜひお金をとってきてください。よろしくお願いします。

司会：よろしくお願いします。会場からあつい拍手が送られております。そのセンターで女性たちが生き直しができる拠点と
なるということです。本当に各地で早く次々と、こういうセンターができることを望んでいます。最後に雪田先生お願いします。

雪田：今日は、司法の問題をたくさんお話して、先ほども、司法が1番遅れているというようなご指摘もありました。同じ司法
で仕事をしている一人としては、非常に恥ずかしいなというような思いはするのですが、この遅れた司法の意識を変えていく、
その1番のキーになるものというのは、きちんとした法律ができていくことだと思います。

DV 防止法ができて、いろいろ限界や問題はあっても、DV について、裁判所や家庭裁判所の中で、理解が広まっていること
もまた事実です。やはり、法律ができれば、日本の裁判所はまじめですので、法律に従って判断をしていきます。ですので、ぜ
ひ、いい法律を作りたいと思います。それは、少し遠い道のりかもしれませんが、日々、私たちが性暴力救援センター・大阪で
実践しているように、被害直後から性暴力被害に理解のある、地道な努力をして戦っていく弁護士を、ぜひ皆さんも身近に、
いっぱいいっぱい作ってください。私たちも育てていくということをしていきたいと思います。

司会：ありがとうございました。今日のパネルディスカッションでは、皆さんの発言から、DV・性暴力救援センターの必要性
を強く感ずるとともに、様々な課題、具体的な提言も見えてまいりました。

もちろん法改正をして、いい法律を作ってという大きな動きに働きかけること、それも大事です。

そして、また、今日、ここに集まれたお一人おひとりが、自分のできるフィールドで、自分のできることを、今から何か変えて
いくことが、大きな変化につながっていくのではないかと思います。

私はマスコミに勤めていますが、マスコミやマスメディアにも、皆さんの意見をどんどん伝えてください。ニュースを見ていて、
おかしいと思ったら「これはおかしい。このコメンテーターはおかしい」と伝えてください。私たちは真摯に聴いております。

そしてまた、逆に、いい放送、いい報道、いいコメント、いいコメンテーターにも、皆さんの声をいただければ、それは大きな力
になっていくと思います。いろいろできることが、皆さんの手の中にありますので、よろしくお願いします。

それでは、これをもちまして、パネルディスカッションを終了させていただきます。今日は長時間にわたり、ありがとうございました。
パネリストの皆様もお疲れ様でした。

分科会 A

分科会A 10月14日(日) 9時30分～12時

A-1	サラダホール 大ホール	別居・離婚後の子の監護（面会交流&共同監護） ～子の最善の利益のために～ 担当団体:性と身体を考えるネットワーク会議(ウィメンズセンター大阪)44ページ
A-2	商工会 2階 会議室	DV被害女性と居住の権利 ～デンマークと日本のシェルターの現状及び住環境の改善に向けて～ 担当団体:NPO法人女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ51ページ
A-3	市役所 第2会議室	外国籍女性と性暴力 担当団体:女性の家HELP 国際結婚をした在日外国人の支援団体ウエラワリー53ページ
A-4	サラダホール 小ホール	暴力の連鎖を断つ 担当団体:公益財団法人大阪YWCA55ページ
A-5	サラダホール 1F リハーサル室	性暴力裁判をめぐる状況 ～ある障がいのある女性のケースから～ 担当団体:NPO法人女性サポート大阪60ページ
A-6	市役所 第3・4会議室	全国共通DVホットライン報告 ～1年間の相談の傾向から～ 担当団体:全国共通DVホットライン連絡会64ページ
A-7	商工会 3階 会議室	DV・性暴力被害者への警察官対応マニュアル ～被害者支援の立場に立った警察対応と連携を目指して～ 担当団体:全国女性シェルターネット事務局67ページ
A-8	サラダホール 2階 練習室 A	暴力を経験した女性のためのサポートグループファシリテーション 担当団体:(特)男女平等参画推進みなと(GEM)70ページ

分科会B

分科会B 10月14日(日) 13時～15時30分

B-1	サラダホール 小ホール	性暴力救援センターを全国に！ ～当事者の視点にたった総合的支援を考える～ 担当団体：性と身体を考えるネットワーク会議(ウィメンズセンター大阪)75ページ
B-2	市役所 第3・4会議室	災害と女性への暴力 担当団体：NPO法人ハーティ仙台78ページ
B-3	サラダホール 2F 練習室 A	当事者が語る性暴力被害 ～性暴力・その後を生きる～ 担当団体：NPO法人レジリエンス85ページ
B-4	市役所 第2会議室	より良い支援を目指して、支援者への支援を考える ～支援システム強化の実践と報告～ 担当団体：公益財団法人東京YWCA88ページ
B-5	サラダホール 2F 練習室 B	セクシュアル・マイノリティと性暴力 ～電話相談から見えてきた受傷とサポート～ 担当団体：共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク91ページ
B-6	サラダホール 大ホール	女性と子どもへの平行支援 担当団体：嬉野市男女共同参画をすすめる市民の会94ページ
B-7	商工会 3階 会議室	女性への暴力根絶と被害者支援にかかわる法整備について 担当団体：全国女性シェルターネット事務局99ページ
B-8	商工会 2階 会議室	デートDV被害者の安心安全をめざして ～相談・支援現場での事例を通して～ 担当団体：NPO法人山口女性サポートネットワーク102ページ
B-9	サラダホール 1F リハーサル室	DV・性暴力とアドボケート 担当団体：NPO法人女のスペース・ながおか105ページ

A-1

別居・離婚後の子の監護（面会交流&共同監護）

～子の最善の利益のために～

会 場：サラダホール 大ホール

●担当団体

性と身体を考えるネットワーク会議（ウィメンズセンター大阪）

●協力団体

日本DV防止情報センター

・司 会

原田薫（性と身体を考えるネットワーク会議）

・発題者

長谷川京子（弁護士）

高橋睦子（吉備国際大学大学院）

藤田景子（金沢大学）

はじめに（長谷川京子）

日本は性別役割分担による男性支配が強く、家事育児に携わる時間は女性が男性の 6 倍にもなる。そのような中、日本の離婚件数は年間 25 万件程度あり、それに対し家庭裁判所の裁判官は全国で約 360 人。日本では協議離婚が 9 割近く、子どもの親権者は母が 8 割程度だが、離婚時の養育費の水準は低く設定され離婚後の子どもの貧困が問題になっている。

昨年民法の一部改正で、離婚後の面会交流という条項（面会協議条項）が入ったが、これは大きな問題である。家庭裁判所では、離婚後の面会交流申し立てケースが急増しており、特に父からの申し立てが年々増加している。

家父長制の復権運動が起こっており、家庭における父権の回復や、別居離婚で親子の絆を断ち切ることなく父の権利を認めよという主張だが、この父権論者の関心は、婚姻中の共同子育てや家事役割分担等ではなく、離婚後の養育費増加でもなく、別居離婚後の父の子どもへの関わりのみを求めている。彼らは DV 被害者に対して、許可なく転居することは許さない、離婚後も面会交流は父に当然の与えられる権利であると主張する。DV 被害者を支援する立場にある者は、この問題を深刻に受け止め考える必要がある。

1980 年代からの欧米の動向と日本の状況（高橋睦子）

日本は別居離婚後は単独監護だが、欧米では 90 年代以降、共同監護が基調の法制度となっている。しかし近年ではオーストラリアやスウェーデン等では共同監護についての見直し検討が進んでいる中、別居離婚後の子の監護をめぐる日本の状況として、共同監護が国際社会の主流であると特定の主張が正当化される傾向にある。「国際的な子の奪取の民事面に関する条約」（以下ハーグ条約）では、一方の親が一方の親の同意なく子どもを連れ出国すれば子どもを元の居住地に迅速に戻さなければならないとされているが、この条約が作られた 80 年代は連れ去り親は主に父親という想定だった。しかし近年、子連れ出国する親の 7 割以上が母であり DV 被害ケースも多い。ハーグ条約は 80 年代という時代背景を考えると、DV 問題に対する一般認識も低かった時代に草起され、また子どもの人権という視点も全く含まれていない中、改正の動きもないままだに今に至っている。しかし日本ではハーグ条約を批准しなければ国際社会に乗り遅れるといった言説も強く、ハーグ条約批准により、ハーグ条約と日本国内の法制度の整合性が問われ、DV 被害でも家を出る場合は加害者に一報せねばならないという逆転現象が起りかねない。

ハーグ条約では子どもの返還が主な目的となっており、子どもがその後どうなったかという追跡調査はされておらず、DV に晒される子どもの影響は全く考慮されていない。

アメリカでは、PAS/PA(片親引き離し)論争が起こっているが、これは子どもが父親を中傷することであり、母がそのように子どもをプログラミングするというような主張で、日本でもこの「片親引き離し」論への関心の高まりが見られる。「片親引き離し」論は、DV や子ども虐待が起こっていた場合でも、別居離婚後の面会交流を求める父の有力なイデオロギーとなっている。

(長谷川)

80 年代からの欧米での動向が紹介されないまま、日本が共同親権から遅れていると主張されるが、もっと子どもを中心に子どもの最善の利益を考え子どもの監護を考えなければならない。古代ローマ法時代から家族は家父の所有物・財産物であり全ては家父の権力に委ねられ、この家父長制の家族モデルは 1900 年という長い間継続していた。日本では 1947 年の民法改正により家父長制は廃止され、婚姻中共同親権・離婚後単独親権となったが、ハーグ条約はこれに大きな影響を与える。

DV が子どもにもたらす影響(高橋)

DV が子どもにもたらす影響は大きく、DV や子ども虐待が子どもの脳の発達にも影響を及ぼすという調査研究も進んでいる。子どもは敏感で豊かな感性を持って生きる存在であり、子どもが暴力に晒されている場合、そこで生き残るために身体が反応し脳の発達にも痕跡を残すということが分かっている。DV を目撃することで、子どもの脳の特定部位の成長が阻害され、その影響は子どもの生涯にわたるという研究結果もある。別居・離婚後の子どもの安全と健やかな発達を守るかということが重要であるが、DV はそれを害するものである。

子連れ別居・DV 被害当事者の声～DV 被害女性へのインタビュー調査より～(藤田景子)

DV 被害者が子どもを連れて家を出るまでに何が起こっているのか。妊娠期には DV 被害に気づけない場合も多く、出産までは自分と子どもを守ることに精一杯で、出産すれば加害者は変化するかもしれないと過小評価してしまう傾向にあり、家族維持のために DV 被害の認識を意識下に押しこめている。出産後は子どもの変化から DV に気づくケースが多く、子どもを守るという観点から、過小評価していた暴力に疑問を持ち被害を認識するようになる。子どもへの影響を考え、家を出ることを検討し、子どもを守るために子どもを連れて家を出る決断をしており、「自分の問題だけでは済まされない」と行動を起こしていったことがうかがえる。

子どもの視点から子の監護を考える(長谷川)

母が子どもの養育を中心におこなっていた場合、別居離婚の際に子どもを連れて家を出ることは違法ではないという裁判例がこれまでの日本の従来の見解であった。これに対して父権論の立場は、ハーグ条約批准を機に、その枠組みに習い日本の裁判所の対応も統一性を持たせるべきと強く主張する。

子どもは本来、生存し発達するニーズを持っており、その責任を果たす人に対しその充足を求める権利があり、それに応える責任を果たすために権限行使が親にはあるというのが親権であり、ローマ法時代からの天与の権利として父が子どもに関して権力を持っているという親権思想からは卒業しなければならない。子の監護の問題は、子どもの福祉を最優先する原則に常に意識的に立ち返る必要がある。子ども中心主義で子の監護を考え、子どもの意思心情に基づき、子どもが安全に生存し発達していくニーズに応えることができるのはどちらの親かという観点で決めるべきである。

離婚別居より以前から子どもは様々な症状を見せており、別居親の関わりについても子どもを中心に考えるべきである。

面会交流等で別居離婚後も父母間で紛争が継続すれば、子どもはそれに巻き込まれ傷ついていくことになる、それは子どもの福祉に反する。幼くとも子どもは一人の人格として、意思心情を持つ。現行法では子どもには 15 歳になれば意見を聞くことになっているが、それでは遅すぎる。子どもの発達段階から見ても、もっと早い時期から子どもを主体として意見聴取すべきであり、そのためには子どもの意思心情を丁寧に観察し汲み取り聞き取るスキルの確立が課題である。

別居親の関与について法律を作る場合、子どもの福祉をどのように確保するかという視点から子ども中心の支援提供について慎重に検討し、総合的に考慮して決めいかなければならない。

面会交流を体験をした子どもの声から～子の心理的負担～(藤田)

日本 DV 防止・情報センターで、別居・離婚後の面会交流の実態調査をおこなった結果、子ども本人の希望は考慮されず面会が決定したり、その日時や場所も子ども抜きで指定されている場合がほとんどであった。子どもの意に反した面会交流は、子どもにとって大きな負担となっており、特に DV 家庭にいた子どもの場合、「面会交流がつかった、過去を思い出し会うたびに怖かった」等、その心身への影響がうかがえた。

面会交流が子どもの最善の利益と合致し、子どもがより良く成長するニーズと調和し、子どもの福祉を考慮されたものでなければならず、面会交流の主役は子どもであるという支援体制をとっていかなければならない。

子どもは誕生の時から、自分でその産まれる時期を選んで母体に伝えているとも言われているが、産まれた後に他者の策略や法律により個人の選択がなぜ奪われなければならないのか、女性や子どもが語ってくれた言葉をなきものにすることなく、女性や子どもが自己決定できる場を作っていかなければならないと考える。

共同親権・「共同養育」(長谷川)

子どもとの面会交流が離婚の条件となっている場合、子どもが離婚後も父母をつなぐ役割を担わされ、生活を支えるお金を貰う責任も背負わされていくことがある。そのような場合、別居・離婚前や面会交流時に虐待があったとしても、子どもはそれを表に出すことができず、そのような中で面会交流が継続すれば、別居・離婚をしないのと同じ状態で支配関係が継続する例もある。

現在の家庭裁判所では調査官の意見が審判を形成する基礎となっているが、親子関係を積極的に継続していくことが望ましいという基本的立場で対応している調査官もあり、「子どもは別居・離婚により大きな心の傷を負うので、その後の面会交流は子どもの心の傷を癒すもので、できるだけ早く別居親との再会が望ましい」と処理されるケースも多い。子どもに直接虐待が会った場合は例外であるとされるが、その場合は事実確認を慎重に調査しての判断となり、はっきりと証拠がなければ原則に戻される。しかも虐待があったと確認された場合でも、必ずしも面会交流がなくなるわけではなく、父に恐怖感を持ったまま成長するのは可哀そうなので暫し時間を置いて会わせることになったというケースもある。

DV ケースの場合でも監護親(母)に対して、夫婦間の問題と親子の面会交流は切り離して考慮すべきと面会責任を果たすよう説得されたり、子どもが面会を嫌がっていると伝えても、母が父に対する敵対心を子どもに吹き込んで言わせていると解釈されることもある。子どもの拒否や意思は同居親に操作されて形成されるものだと思われている。

面会交流に関する調停がまとまった場合、「監護親(母)は子どもを別居親(父)に面会させる」という条項となり、面会させる責任が母に生じその約束を果たさなければならないポジションに立たされる。面会の実現の全ての責任を母だけが負わされることになり、子どもが面会を拒否した場合でもその拒否に同調すると裁判所に対する責任不履行として母に対する制裁が加えられる。あるいはその責任を果たしていないと父から損害賠償請求が認められるケースや、また責任を果たせないことで親

権者としての的確性を疑われるという場合もある。

「父は子に会う」という条項が作られたことはほとんどなく、面会交流の際に父が現れなかったり、突然一方的に面会中止にしても、父には何の責任もなく制裁を加えられることもない。偏面的な責任が母に負われ、子どもの意思と主体性は無視されている。

子の監護問題への対応としては、以下のように考えるべきだと言える。

面会交流の決定に子どもの意思と心情を反映させること、そして子どもの意思心情を曲解しないために証拠に基づき報告されること、さらに面会交流の中で子どもを当事者として扱うこと、つまり子どもが拒否した場合を含め子どもの決定を尊重すること、子どもを一人の人格主体として面会に関する意思心情をいつでも変更できるということも重要である。面会交流後に同居親ではない中立的な第三者機関に子どもが相談できる場所の提供や、同居親の心理的負担のケアもおこなわれなければならない。

つまり、以下の利益が確保されるのであれば面会交流は可能であると思われる。

1. 子どもの身体的・心理的な安全が守られること
2. 子どもの意思・心情に反しないこと
3. 子どもの監護親の情緒的な安定が損なわれないこと
4. 子どもへの操作によって、監護親と子どもの関係が損なわれないこと
5. 関係者の安全が脅かされないこと

このような場合も監護親(母)の責任は、現行のように「面会させる」ことにあるのではなく、子どもが望む面会を妨害しないというところに留めるべきである。

まとめ(長谷川)

父権論から別居離婚後の共同親権の要求は増しているが、DV 被害を受けて別居・離婚した場合には常に監視され遠隔操作されている状況に陥りかねないことが容易に想像され、現在の DV 防止法を意味なきものにもしてしまう。

共同親権が子どもに関する決定の質を高めるわけではなく、逆に子どもをめぐる父母の紛争をいたずらに長引かせ激化させ子どもの不利益を課すと考えられる。子どものよりよい成長と発達を保障し、子どもに対してきめ細かい目線が注げるような監護を実現するためには、別居離婚後の単独親権という日本の現行制度を守った方がよい。

DV ケースにおいて、別居離婚後の共同親権は DV の再発をもたらし、子どもの福祉の妨げとなり、どれだけ危険なものであるかは明らかである。

ハーグ条約批准は、日本における家父長制の復権運動への大きなきっかけとなる。これに対して私達はどう立ち向かうのかというのがこれからの課題である。

子どもを所有物のように考えるのは、まさに家父長制の思想である。子の監護の問題を父母の権利争いの場にせず、父と母の共同や公平といった一見美しい言葉に惑わされることなく、子どもの健やかな育ちを支える責任を果たすためには子どもの権利こそを大切に子の監護を子ども中心に子どもの視点から考えていかなければならない。民法を改正するならば、子どもの視点からこそ親子法を改正していくべきであり、そのような議論をおこなわなければならない。

今後の DV 被害者支援にあたっては、以下のような戦略が考えられる。

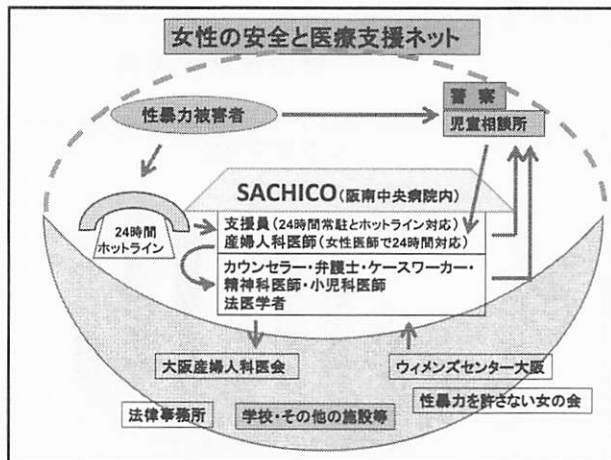
①DV 被害者が同伴する子どもがあげる声や感情を丁寧に聴き、理解し記録をとっていくことが重要であり、その支援経験を蓄積していくことが求められる。

②子の養育・監護に関する研究を進め、知見を学び、子の健やかな育ちを支援するために、貝塚市部社会資源とつながること、つまり DV 被害者支援者と子どもを支援する人々がつながっていくことが重要である。

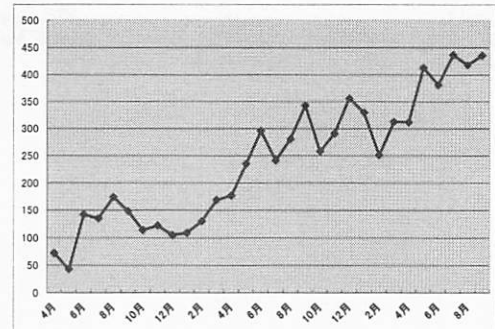
③将来の DV 発生と影響を最小化するために、子どもに光を当て子どもの視点からの DV 対策をすすめていくことが今後の課題である。

文責：原田薫（性と身体を考えるネットワーク会議）

パネルディスカッションで加藤治子が使用した資料の一部



開設後2年半の電話件数 (2010年4月～2012年9月)



初診317人中34人(10.7%)が妊娠！

被害内容	被害者数	妊娠数(率)
レイプ	144	22(15.3%)
強制ワイセツ	53	0(0%)
性虐待	82	1(1.2%)
DV	16	6(37.5%)
デートDV	6	4(66.7%)
その他	16	1(6.25%)
計	317	34(10.7%)

妊娠の転帰 (被害者数34)

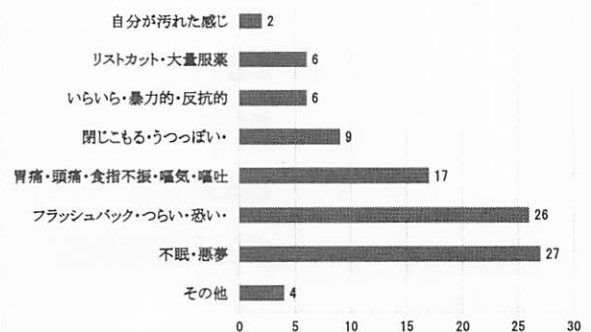
- ・ 初期中絶 17人
- ・ 中期中絶 10人
- ・ 出産 5人(10代4人と20代前半)
- ・ 流産 1人
- ・ 子宮外妊娠 1人
- 計 34人

レイプ・強制ワイセツ被害者197人への
対応内容

- 1) 緊急避妊薬処方: 66人(うち1名はIUD挿入)
→妊娠例1
- 2) STD検査: 140人
→感染者19人(クラミジア14人 淋菌3人 性器ヘルペス1人 トリコモナス1人)
- 3) 証拠採取: 86人(うち検毛採取14人)
- 4) 妊娠: 22人(レイプ被害144人中)
→初期中絶9人 中期中絶8人 流産1人 外妊1人 出産3人
- 5) 入院(中絶以外): 3人
- 6) 弁護士紹介: 50人(2010年度16人 2011年度34人)
- 7) カウンセリング紹介: 45人(2010年度11人 2011年度34人)

=性暴力はリプロダクティブ・ヘルスを侵害するもの

レイプ・強制ワイセツ被害者197人にみられた症状
(2010年4月～2011年3月)

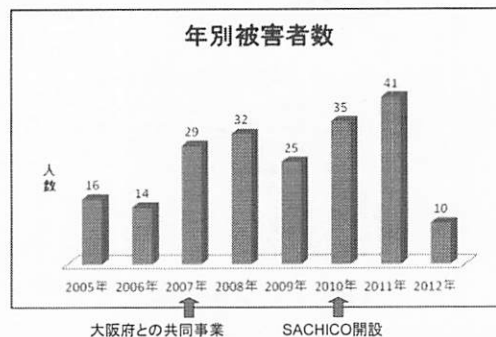


パネルディスカッションで加藤治子が使用した資料の一部

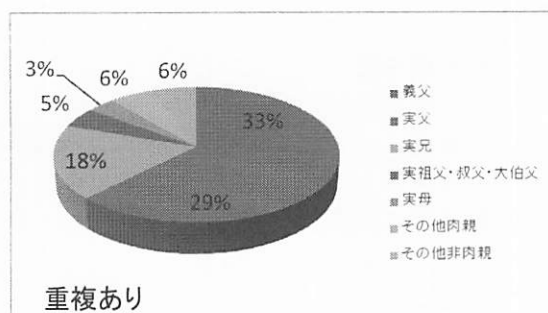
通報事例は警察公費になったか？

	通報件数	警察公費になった	警察公費にならなかった
2010年度	37	28 (75.7%)	9 (24.3%)
2011年度	65	41 (63.1%)	24 (36.9%)
計	102	69 (67.6%)	33 (32.4%)

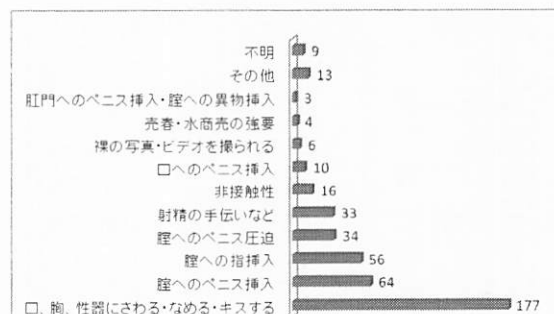
性虐待被害者数



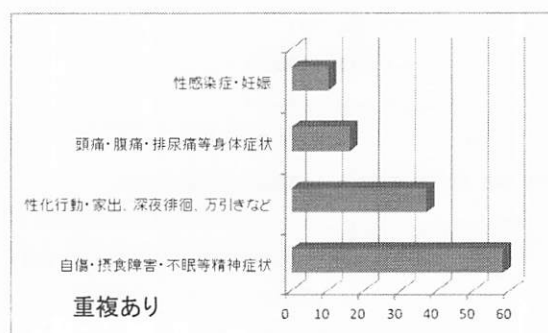
加害者との関係



被害内容



被害者への影響



性虐待被害者診療における産婦人科医療の役割

- 1) 性虐待の事実の証明
 - 問診
 - 外性器の診療
 - 処女膜の所見
 - 外傷の有無
 - 妊娠・性感染症について
- 2) ボディイメージの回復
- 3) 自尊感情の回復

A-2

DV被害女性と居住の権利

～デンマークと日本のシェルターの現状及び住環境の改善に向けて～

会場：阪南市商工会 2階 会議室

●担当団体

NPO法人女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ

・司会

正井禮子（NPO法人女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ）

・発題者

上野勝代（神戸女子大学家政学部教授）

葛西リサ（大阪市立大学都市研究プラザGCOE研究員）

山根孝道（横浜市こども家庭課 児童虐待・DV対策担当）

報告者 NPO 法人女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ 正井

ウィメンズネット・こうべでは、DV 被害女性と居住の権利と題した分科会を実施した。

神戸女子大学上野勝代氏は、これまで、DV 被害者の問題については、法学、心理学、医学、福祉学等、あらゆる分野において議論の蓄積があるものの、建築や住居など住生活を扱う分野においては、ほとんど取り上げられることがなかったという点が強調された。その上で、なぜ、DV 被害女性にとって居住空間や住まいの保障が必要であるのか。この点について、国連ハビタット宣言における住まい＝基本的人権ということを根拠に、女性相談所の一時保護施設の空間が如何なるものであるのか、そしてその問題を中心にお話を頂いた。まず、上野氏は、売春防止法を根拠として設立された婦人（女性）相談所においてDV 被害者を保護することの難しさを指摘する。昭和 30 年に成立した同法の目的は、売春を行う恐れのある女性の更生を目指した施設であるがゆえに、空間的な貧しさ、規則の厳格化など、被害者の生活しづらさを招いているのである。婦人相談所の設置要綱を見ると、①利用者一人当たりの居住有効面積は 3.3 m²（約 2 畳）以上とされており、②居室には各人別に寝具等を収納し得る押入れその他の設備のほか、私物棚 等を設けること、③ 室は、日照、採光、換気、採暖等について十分に考慮された構造とすること、④ 室の主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直面して設けることなどということが記されている程度だ。よって、今でも、相部屋を採用している施設は少なくない。また、子を同伴する被害者が多いが、子どもの遊び場が設置されていないという問題も指摘された。もちろん、外出は禁止され、このほか、食事時間や就寝時間、飲食場所の規定やおやつ嗜好品の制限、テレビ、娯楽なども制限されている。単身女性を対象にした施設であり、かつ、プライバシーを配慮した空間になっていないため、同伴児童の性別や年齢についての制限がある。上野氏は、公的保護施設の改善に向けて既存の法制度の改正あるいは新たな法律を作ることの必要性を説く。但し、現行法で支援を継続するならば、少なくとも、施設の設置要綱の改正が不可欠であると訴えた。

続いて、大阪市立大学の葛西リサ氏からは、事前に実施した全国の民間シェルターのアンケート調査報告があった。全国的に民間シェルターは経済的に困窮しているが、公的な補助金はそれほど多くないという状況だ。また、その額等は、シェルターが設置されている都道府県あるいは市町村の方針によって大きく異なる。9 割の団体が行政と委託契約を締結しつつ被害者支援を行っているが、多くが行政→民間シェルターへの委託というルートでなければ委託費は支払われないと回答している。半分の団体が委託率（全保護件数に占める委託の割合）4 割未満だ。これは、行政の保護から漏れ落ち、民間に直接救済を求める被害者や DV 法規定外（例えば、親子間暴力被害者など）の被害者を引受けることにより委託率が低下するためである。続いて、シェルターのルールに関して、嗜好品の許可については、たばこのみを許可しているところが最も多い。シェルターからの外出については、「ケースにより許可」が圧倒的に多く、自由にできるという団体は、25%程度だった。通勤の許可については、6 割以上が不可、約 3 割がケースによる（新たな職場なら許可）である。日本のように DV 被害者への理解が浅い社

会において、シェルターの所在を明らかにすることはリスクが大きく、それが故に、被害者の生活は制限せざるを得ないという。被害者の住宅確保支援について、公、民、当事者による協議の場があるという回答は、4割、被害者の処遇について民間の意見が反映されるという回答は、5割強だった。そして、76%の団体が、被害者の処遇について当事者の意見が反映されると回答している。住宅の確保の際に、生活保護が利用できるという団体は半数存在するが、残る半数は「生活保護の活用は福祉を担当する市町村による」や「施設入所が優先される」と回答していた。保証人の確保については、8割が困難と回答している。そして8割が、保証人の確保方法について、保証人協会の利用を挙げた。団体の多くが被害者の住宅確保支援について困難を感じており、行政支援では難しい部分をステップハウスの確保等、民間独自の努力により補っているという状況が明らかになった。葛西氏からは、被害者の円滑な住宅確保に向けて、必要な場合には積極的な生活保護の利用が望まれることや、自治体が運営するステップハウスについてソフト面の支援を充実させること、このほか、中間施設への入所の検討など、住宅支援の選択肢を増やすことの重要性が挙げられた。

横浜市子ども青少年局子ども家庭課の山根孝道氏からは、DV被害者先進地域と称される神奈川方式、そして横浜市の取り組みについてお話を頂いた。全国的に見て、被害者の自立に向けての社会資源の窓口は多様化（住民票のある地域、シェルターの所在する地、自立する地、被害者が最初に相談に飛び込んだ地など）しており、確固たるルールがない場合、その調整に多大な労力や時間がかかる。横浜市においては、被害者がSOSを求めた段階で、早急に対応ができるよう、支援の合理化が図られている。まず、神奈川県内にて被害者が救済を求めた場合、住民票の所在にかかわらず、最初に相談を受けた窓口（市区町村）が自立までの支援の実施機関となることがポイントだ。具体的な流れとしては、①実施機関から県に保護の依頼をし、②県が被害者の状態に応じた保護先を確定する。③被害者の保護先が決定した段階で、実施機関、当事者、保護先のスタッフとともに、被害者の自立に向けてのケースカンファレンスが開催され、④その方針に沿って、保護先のスタッフ、実施機関の担当者が支援する。⑤生活保護によるアパート設定が妥当とされれば、住宅の確保を行い、⑥退所という運びとなる。アパート設定が難しい被害者については、中間施設の利用あるいは、引き続き保護施設に入所することとなる。但し、保護期間が2週間を超えた場合には、DV防止法による一時保護は終了し、その後の利用料等について実施機関が生活保護部署と協議するルールがある。横浜市において、中間施設とは、精神的、肉体的にも回復時間がかかる被害者がゆったりと過ごす場として位置づけられており、労働等が強制されることはない。山根氏からは、公民の良好な協同体制により質の高い支援が提供できていることや、民間力を担保するために、恒常的な財政支援が欠かせないという点が強調された。

こういった日本の状況を受けて、葛西氏と上野氏からデンマークのDV被害者施策と民間シェルターの役割やその空間の豊かさについて報告がなされた。デンマークにおいては、民間シェルターに対する手厚い財政支援が保障されている。よって、専門性を有する有償スタッフが支援の主な担い手である。いずれのシェルターにおいても、子どもの遊び場が確保されており、遊びを通して、子どもの回復を図るという手法が採用されている。驚くべきことに、シェルターの住所はホームページ上で公開されている。そしてシェルターに入所中であっても、外出や出勤、通学が可能であり、「普通の暮らし」が保障されているのだ。両氏は、この実現のためには、DVはいかなる場合であっても許される行為ではないこと、被害者を社会全体で救済するという国民の合意がとれていることが前提になければならないという。それによりシェルターが地域の重要な社会資源として位置づけられ、警察、地域住民と密に連携しつつ、地域において被害者を支えることができているのだと。そして、DV被害者の心の回復のためには、普通の暮らしを保障する施設空間の在り方は重要であり、そして何よりも、その一歩を踏み出すための住まいの確保支援は不可欠であることが強調された。（なお、これらの報告内容の一部が、来春、かもがわ出版から出版される予定である。）

A-3

外国籍女性と性暴力

会 場：阪南市役所 第2会議室

●担当団体

女性の家HELP 国際結婚をした在日外国人の支援団体ウエラフリー

・司 会

大津恵子（女性の家HELP運営委員）

・発題者

雪田樹理（弁護士）

山崎パチャラー（ウエラフリー代者）

人身取引(人身売買)

弁護士 吉 田 容 子

第1 人身取引(人身売買)とは何か？

第2 日本における人身取引(人身売買)事犯

第3 被害者の保護

1、被害者には法的な選択肢があるか？

(1)いくつかの「選択肢」はある。しかし、本当に選択できるのか、実効性があるのかは、以下の状況に左右される。

- ・被害者の国籍は日本か、外国か
- ・外国籍の場合は、在留資格の有無・種類・期間、有効性。違法滞在の場合は、over stay だけか、他の違法行為もあるか
- ・日本国籍の場合は、被害者自身に何らかの違法行為があるか
- ・女性か男性か
- ・加害者の特定、資産把握などが可能か 等々

(2)被害者が被害者として認定されるかが、まず問題

- ・検察庁(警察)と入管が認定
- ・基準は何か？微妙なケースはどうしているのか？
事案の集積・検討・分析が必要

(3) ようやく被害者であると判断(認定)された場合

ア、在留資格はどうなる？

- ・入管法違反者であれば在留資格「特定活動」が許可される。期間は1～3か月程度。実際は帰国までのつなぎ(帰国日が決まってから許可)。
- ・その後、継続して日本での在留を希望する場合には、入管が「個別の事情を総合的に勘案」して判断。しかし、実際は、殆ど全員が何の補償も得られないまますみやかに帰国。政府は、それが被害者の選択だと述べる。

イ、損害賠償・未払い賃金請求はできるか？

- ・加害者への損害賠償請求、使用者への未払い賃金請求は、手続きとしては可能。
- ・しかし、現実には困難な場合が多い。
 - 加害者・使用者が特定できるか(氏名、住所又は居所)
 - 加害行為やそれによる損害、労働契約の内容・就労状況などが証明できるか
 - 加害者・使用者の財産が把握できるか
 - 被害者が弁護士に依頼できるか(人選、費用)
 - 請求手続き(訴訟など)の間、被害者は日本に滞在できるか(在留資格、生活費その他の支援)
 - 被害者の安全が確保できるか(日本国内&帰国後) 等々

ウ、政府から損害の補償を受けられるか？

- ・日本政府が被害者に補償する制度はない
- ・犯罪被害者への給付金制度はあるが(見舞金)、支給対象は、殺人罪・傷害罪等に該当する行為により死亡・重傷病・障害となった場合のみ。人身取引被害者は殆ど非該当。
- ・加害者の犯罪収益は没収可能。しかし、没収後は一般国庫へ。被害者支援には回らない

エ、必要な治療を受けられるか？

- ・婦人相談所・民間シェルターに滞在中は、一応の治療を受けられる。
- ・保護施設外に滞在中は、難しい(生活保護は利用できない)。帰国後も不明。長期治療を要する場合に(性病、精神的疾患など)、完治するまで日本に滞在できるか？

オ、必要な生活費が支給されるか？

- ・されない。シェルターで衣食住は提供されるが、現金は支給されない。在留資格「特定活動」では生活保護法は準用されない(政府見解)。

(4) 結論

- ・被害者と判断(認定)されるか否かが、まずは大きな問題
- ・被害者と判断(認定)されても、法的選択肢は非常に限られている

2、私たちは何をすべきか？

A-4

暴力の連鎖を断つ

会 場：サラダホール 小ホール

●担当団体

公益財団法人大阪YWCA

・司 会

辻川さとみ（公益財団法人大阪YWCA）

●協力団体

NPO法人パパジャングル

HEALホリスティック教育実践研究所

・発題者

荒巻仁（NPO法人パパジャングル代表理事）

金香百合（HEALホリスティック教育実践研究所所長）

私たち大阪 YWCA では DV 被害者のための自立支援施設「ステップハウス」と共に、民間児童館や保育園など運営し、その中で、子どもへの暴力防止の活動も実施しています。「DV 家庭で育った子どもも DV 被害者」「DV と児童虐待は表裏一体」と言われるように、DV と児童虐待を切り離して考えることはできません。

今回の分科会の発題者、荒巻仁さんは DV 家庭で育ち、自身も父親から暴力を受けて育ちました。自分の存在価値や生きる目的を見いだせず、一時は「この世で幸せになることは不可能」とまで思いつめたそうです。DV 家庭のサバイバーでありながら、「暴力ノー」を訴え、生き直しを実践されています。もう 1 人の発題者は金香百合さん。金さんは「いい人間関係とか、いい言葉がけとか、とにかく自分が元気になる栄養をこの世界の自然も含めた色んなものからもらって、元気になっていこう、そして自尊心を高めていこう」ということを、全国でお話されています。お二人から暴力の連鎖を断ち切るための強い意志と知恵、そして活動のヒントになることがたくさんいただけるのではないかと思います分科会を企画しました。

荒巻仁さん

【はじめに】

1970 年生まれ。当然のことながらその当時 DV という言葉はなく、それが当たり前の中で過ごしていた。SOS を出しても誰も助けてくれない、警察に行っても相手にしてもらえない、そういう中で父が死んでほしい、父を殺したい、父が亡くなったらいいのに、そういうことばかりを願っていた。

【絵本『あらじんのまほう』（作・あらじん、絵・はなもとゆきの）】

今年、誕生日である 8 月 31 日にこの絵本を出した。子どもたちの心の代弁だけではなく、自分の言葉で書くことで、同じ環境にいる子どもとか、今苦しんでいる子どもたち勇気づけることができる、そういう子どもたちを救えると言われ、自分に何ができるのか、子どもたちに自分の体験をどう伝えていくかと思った時に、絵本ということになった。ただ自分がこれまで自分の過去についてはずっと隠して生きてきているので、それを絵本にすることのためらいもあったし、そもそも人前で話すことができるようになったのは、もうここ数年のこと。

自分の夢をあきらめさせないということが、ゆるぎない信念となっている。自分の過去は弱さではなく、強さだと気づいた時に人生が大きく変化した。今苦しんでいる子どもたちに生きる希望を持ってほしい、必ず明るい未来が待っていると伝えたかった。現代の子どもには夢がないと言われている。夢を持ってと大人は言うが、夢の芽を摘んでいるのは大人の方。夢や幸せは日常の中にある。「やりたい」を応援すると子どもたちは輝き、その「やりたい」がどんどん大きくなる。やがてそれはその子をもっと輝かせる夢となる。現代の子どもたちが夢を持ってないのではなく、現代の大人たちが夢を持たせないのだと感じている。絵

本を通して私の思いがたくさんの子どもたちに届き、笑顔あふれる社会を築ききっかけになればと願っている。



【生い立ち】

幼少期の記憶はほとんどなく、幼稚園に行ってたのか保育園行ってたのか、それすらわからない。小学校に入ってから、ほとんどがその壮絶な体験の記憶ということになっていってしまう。父の暴力が日常的にある。毎日毎日あったことではないと思うが、日常のように感じる。その中で大きな事件という刃物が出てきたりするのだが、刃物が出てこない日常的な殴る蹴る、部屋の中の物が割れるとかっていうのもごく普通のことだった。

言葉を選んでしゃべる子どもだった。登校、学校でも祈る毎日。当時、僕は神さまも仏さまも絶対いないと思っていたが、それでも毎日毎日祈る。それしかできないから。その日の夜に、父の暴力が起きたってなると、次の日は登校の道を変えたり、着る服を変えたり、全ての行動を変えていく。同じ行動を取ると同じことが起きると思い、それで頭の中が1日支配されている。

そうやって縁起をかつぎながらいい子を演じる、ひたすら勉強。勿論、頭には何も入ってこない。普通の子が30分で頭に入るようなところを3時間くらいやらないと頭に入らない子だった。勉強の時間、量の割にはぜんぜん賢くなかったが、親から見ればすごく賢い、いい子だった。子どもの頃は一見、愛されているかのように見えていたと思うが、「自分のことを全然わかってない」と感じていた。こんなに憎んでいるのに、いつもお父さんには「ありがとう」、「大好きだよ」というようなことを言う。キャッチボールしようと言われたら、これほど苦しい時間はなかったのにキャッチボールをする。そうやって、「ありがとう」の言えない人になっていった。自分の出す言葉は全部いつわりだと思いこみ、本当に感謝に値する人からの親切を受けた時には、感謝をしているのに、「ありがとう」と言った瞬間、お父さんへの「ありがとう」と一緒になってしまう。心にもない、いつわりの「ありがとう」になってしまう。「違う、本当に感謝している」っていうと、今度は言葉が出なくなってしまう。これは今でも引きずっている。

【父子笑伝～絆～】

今、パパジャングルというお父さんの子育てを応援するNPOをしている。お父さんが笑っていれば子どもは安心して笑ってられるという自分の体験の中からのメッセージと外遊び、冒険遊びというようなメッセージが入っていて、国の支援の枠に収まらない学童保育っていうのを運営している。それにつながっているのが、長男の誕生。中学校の時に、妻にやさしい夫になること、そして子どもに愛される父親になること、毎日笑いあえる家族、家庭を築くこと、を決めた。絶対そうなりたと思っていた夢の第一歩というところで、本当に感動の日だった。しかし、「ありがとう」がどうしても言えず、その日は激しく後悔をした。言葉で伝えることはできなかったが、どうしても伝えたいということから手紙を書いた。

お父さんが子育てに参加することで虐待を防止できるっていうのはたくさんあると思う。お母さんが、女が子育てをするものだっていうその意識、そこから虐待は生まれていく。お父さんが楽しく子育てをできるように、福井県の父子手帳も作った。文字

を連ねてもお父さんは絶対読まないことを前提にしている、この『父子笑伝』という手帳には一切読むところがない。その代わりメモリーブックのようになっていて、お父さんと子どもの写真を貼っていく。面倒くさがりのお父さんでもできるように月に1回。12ヶ月まで。その次のページでは、これが1年おきになり、2ショットの誕生日の写真を6年生まで撮る。その後はチャレンジという形で、遊び感覚でお父さんができるようなことを書いているので、できたらチェックを入れる。最終的には子どもの成人式、もしくは結婚式でプレゼントする。

最後に子どもがこの世に誕生した時の手紙がこの封筒から出てくる。こんなにうれしく迎えてくれたんだというところを見てもらうためにタイムカプセルのような感動の演出をしている。

手帳を開いた時に、お父さんのことを思い出し、自分がすごく愛されたことを思い出す。

【最後に】

子どもは親を選べないというが、子どもたちはあなたたちを、親を選んで生まれてきている。こうすることによってより一層子どもが愛おしいと思った。何十億という中で自分をお父さんと選んで、この子たちはここに来たんだと思うことで、すごく愛おしく思うと同時に「そうか、俺もあの親父を選んだのだ。僕の過去の経験は、この幸せな今のためにあったんだ。神さまがそうやって仕向けてくれてあれがあったから、当たり前な幸せを感じることもできるし、あのお父さんを、幸せになるために選んで生まれてきたんだな」と思うことによって、憎くて、憎くて、たまらなく、今でも電話がかかってくるだけで心臓が飛び出しそうになるが、だんだん許していってしまう自分がいる。

金香百合さん

大阪で生まれて育った。普段の仕事は、人間はどうやったら幸せに元気に生きることができるかということを研究したり、実践したりしながら、それをテーマに全国各地に講演に行くこと。この、全ての人が幸せに、元気に生きるにはどうしたらいいかということを常々考えていますが、それをずっとやってきて気がついたのは、子ども時代がとっても大事なんだということだった。人間の脳は「最初」という時間に非常に強い影響を受ける。人生の最初は子ども時代。その子ども時代が愛されて幸せに始めると、自尊感情というものが育まれやすくなる。自尊感情というのは自分を大事にすること、欠点も短所もあるがそれも全部含めて、この私で OK なんだと思える気持ち。そして次に人に対しても、OK と思える気持ち。それがワンセットになって「自尊感情」となる。この自尊感情を子ども時代に育むと、後々生きやすくなる。人間の人生は誰の人生にもつらいこと、悲しいことが起こる。そのことに遭遇した時、自尊感情の土台ができていると乗り越えやすい。最初にしっかり愛されて自尊感情が高まる、幸せな子ども時代を過ごす、脳が「人間っていいなあ、生きてるって面白いなあ」ということを学習する。きっとみんな、何かあったら助けてくれる、自分は一人ぼっちじゃない。こんなことをしっかりと獲得してきた脳は、つらいことが起こった時に、きっと乗り越えられる、きっと誰か助けてくれる、自分は一人ぼっちじゃないから。そんなふうに思って回復しやすい。ところが人生の最初がつらい体験ばかりだと、その子どもの脳は、人間なんかいやなヤツばかり、どうせみんな暴力振るう、どうせ誰も助けてくれない、どうせ一人ぼっち、そんなことを学習させられやすくなる。そういう状態が最初に強く起こると、自分で自分を不幸のサイクルの中に巻き込んでいくような、考え方や行動の仕方を習慣として身につけていってしまうということが起こりやすい。

この自尊感情が高くなっていく時は、エネルギーが高くなってきて、前向き、積極的、そして人間が内に持っている力、強さもやさしさも判断力も理性など、なんでも発揮されやすくなる。自尊感情が高い時、人間関係を対等に作りやすくて、加害者、被害者になりにくいということもある。相手が誰であれ、どんな人であれ、外国人であれ、女性であれ、子どもであれ、対等な関係を作るといふ傾向が強い。ところが自尊感情が低くなっている時は、人間関係を非常に上下で作る。自分より強そうに見える

る、自分よりちょっとでも弱いということで、手のひら変えたようになり、あっちで見せる顔とこっちで見せる顔で全然違ってくるといふ特徴となる。

男性も変わることができる。ただ、大人になって、そして DV 加害をするようになった後の男性たちが変わるには、果てしなく時間とエネルギーがかかる。人間は、習慣の結果できている。特に暴力は学習する。1 つは直接体験。家で、学校で、部活の中で、そういう中での体験。もう 1 つはメディアを通しての学習。ゲーム、テレビ、ビデオ、映画、そういうもので見て。男の子の育ちの中には女の子以上に、暴力を学習する機会が多い。暴力をできるだけ学習しない環境を作るといふことがとても大事なことで、もう 1 つは暴力の被害者になっている時に、その被害者へのサポートが重要。徹底して、あなたが悪いのではないといふこと、暴力は加害者の問題で、被害者がどんなにおとなしく、反論できず、抵抗できなかったとしても、被害者の問題ではない。だから、その、暴力の被害を受けている誰かに遭遇することがあったら、必ず、100 回でも 1,000 回でも「あなたが悪いんじゃない」っていうことを言ってほしい。お母さんの虐待においてもそうです。「あなたが悪いわけじゃない」

自尊感情をどう育むか。からだの栄養とこころの栄養の 2 つが必要。からだの栄養というのは、ちゃんと寝る、ちゃんと食べる、ちゃんと動く、ちゃんと出すといふこと。暴力の環境の中にいると、そのこと事体がとっても困難になっている。寝ること、食べることが安心してできない。ごはんをおいしく、楽しく食べると栄養が変わっていく。ところがどんなごちそう食べても、恐怖や不安の中で食べていると、栄養の摂取度が落ちる。安心して寝る、安心して食べる、安心して動く、こんなことがまず、からだの栄養として必要。もう一方、こころの栄養というのは、自分に安心で安全な居場所がある、そして自分に温かい関心や大切に思ってくれる人がいる、つらい時、悲しい時、また、うれしい時、聴いてくれる人がいる。ほめてもらえる、認めてもらえる、信じてもらえる、ささやかなやりとりの中で「ありがとう。あなたに会えてよかった。うれしかった」と言ってもらえる。笑顔を見ながら生活している。こんなものが必要で、子ども時代からこういうものを積み重ねて生きていくと、自分が好き、人が好き、生きてるって楽しい、うれしい、というような自尊感情の高い状態になりやすい。大人になってからでも基本は同じ。一緒においしくごはんを食べたり、一緒に笑顔を向けたり、一緒にほめあったり、認めあったり、お話を聴いたり、そんな時間を丁寧に、丁寧に積み重ねて行くといふことがとっても大事。ただ、初めにこころの栄養もからだの栄養も奪われるという経験を非常にさせられてきた時には、それを皆さんが丁寧に一生懸命、共有していこうと思っても、素直に受けつけてくれない時がある。配慮が必要なのだといふことを支援者がわかっていて、根気強く、丁寧に対応していけばいいと思う。

からだの栄養、こころの栄養がボロボロで、そんなことが長い時間、長期間に続くと誰でもストレスから暴力性が出てくる。我々はみんな暴力性を持っている。自尊感情が高く、栄養が足りている時はこの自分の暴力性をコントロールしながら生きて行くことができる。からだもこころもボロボロという状況が続くと、自分の暴力性がコントロールできなくなって、その暴力性が人に向いて出る。暴力は人に向いていふのと、自分に向いていふと、2 つの方向に出る。特に、やさしさから人に向けたくないと思うと自分に向いてくる。やさしい子どもたちにはよく起こる。自分に向く暴力で最も大きいのが自殺だが、それ以前に自傷行為など、自分をいろんな形で傷つける。そしてもう 1 つ、自分のからだとこころを大事にしなくなって、愛のないセックスや援助交際に走っていくということもしばしば起こる。その本質にあるのは、ちゃんと自分をわかってほしい、愛されたい、認めてほしいといふ、そういう思い。わかってくれる人を探して、次々と相手を変えながら危険な関係の中で性感染症、HIV、望まない妊娠、出産というようにリスクを、女の子たちは背負わされていく。

私たちは、ご自分が出会う、その 1 人 1 人との体験の中で、そこから暴力の連鎖を断ち切っていくといふことが大事。人は被害者性も加害者性も両方持っているが、被害者性を、受けてきたダメージをちゃんと回復するといふことが、まずは優先順位。そのことがないと自分の加害者性を見つめる、向かい合うといふことは、なかなかできない。受けてきた被害の傷をいやして、自尊感情を回復していったら、自分が元気になってくると、自分がしてしまった子どもへの虐待に向き合うエネルギーが出てく

る。しっかりと回復して、次に加害者性に向き合うということを広げていってほしい。

幸せと、暴力の連鎖を断ち切っていくためには、まず、ここにいる皆さまが幸せに元気に生きていくこと。からだの栄養とこころの栄養を十分とって、幸せに元気に生きていく皆さんが、すぐそばの人からだの栄養やこころの栄養をあげたり、もらったり、循環しながら、それを広げていく。それがやがて日本中、世界中、子どもが幸せになり、大人が幸せになりっていうところに広がっていけばよいなということをめざしている。

今日は、あらじんさんの、その子ども時代からの、その壮絶な暴力を受けてきた体験をどうやって克服し、乗り越えてこられたつとあり、それを今度は力に変えて多くの人の喜びにしていこうとおられる、そんなすばらしい例を、この、我々が一緒に共有させていただきながら、暴力の連鎖は断ち切ることができるのだ、私から、あなたから、今から、ここから、という思いを強く確認しておきたい。

分科会の会場は、荒巻さんの壮絶な生い立ちに声もでないほどの緊張感に包まれたり、明るいお二人の人柄やユーモアあふれる語り口に思わず笑い声が上がったりし、最後には暖かい涙で癒される空間になりました。DV 家庭のサバイバーとして、良き男性モデルとして、是非全国の皆さんに荒巻さんのことを知ってもらい、今から、ここから、この会場で出会ったつながりがもとになって、明日の活動のヒントや、生き方、つながりを作るためのヒントが生まれていけば、ということを中心から願っております。

A-5

性暴力裁判をめぐる状況

～ある障がいのある女性のケースから～

会 場：サラダホール 1F リハーサル室

●担当団体

NPO法人女性サポート大阪

●協力団体

JR裁判勝訴報告会

・司 会

松下千代（NPO法人女性サポート大阪代表）

・発題者

島尾恵理（弁護士）

岡田啓子（さくらぼ女性サポートルーム代表）

森崎里美（性暴力裁判原告）

三井マリ子（元女性センター館長雇止め裁判原告）

流れ・時間配分

島尾弁護士より 30 分

森崎里美さんより 15 分

岡田啓子さんより 15 分

三井マリ子さんより 15 分

休憩 ＜質問表配布・回収＞

質疑応答 30 分

2 巡目のスピーチ 20 分

（各 5 分ずつ）

内容

◎裁判の経過報告、法的支援について

島尾恵理弁護士

一審(たつの地裁)判決は、加害者の「合意だった」との主張を採用、里美さんの請求をすべて棄却しましたが、控訴審(大阪高裁)判決では、加害者の最初の暴行の違法性を認定し百万円の損害賠償を命じました。一部ではあれ、里美さんの訴えがやっと認められた逆転勝利でした。

しかし、問題点も大きく3つあります。

①PTSDを否定

里美さんは PTSD を抱えながら、必死に被害を訴えました。そうしないと裁判になりません。

然るに裁判長は「恐怖心」を原審法廷で供述していない、会社の聴取等に対して、心理的抵抗を感じている様子もなく事件について被害状況を話している、という理由で PTSD を認めませんでした。

②継続した性行為の強要については棄却

性暴力を受けたのに、恋愛関係になったから同意だという認定自体おかしいです。有り得ません。最近よく取り上げられるデートDVもそうでしょう。私が取り扱う離婚案件でも良くある話です。「嫌がっていた女が加害者に恋愛感情を持つようになる。」なんて、アダルトビデオの世界に毒されている男の価値観そのものです。ある被害者の方が発言されています。「1回目がレイプだったら、2回目、3回目もレイプなんです。」と。私もそうだろうと思います。

巷に氾濫している情報に毒されてしまっている裁判官の意識を何とかしたいと思います。

③会社(JR 西日本)の責任は一切認めず

勤務時間外のことであるから会社に責任はない、としています。里美さんは社内旅行で社員が見ている中でセクハラされているのですから会社に責任があるのは明白です。

セクハラ相談室のセカンドレイプともいえる聴取についても「控訴人の人格を軽視する不適切な発言がみられる」ものの、丹念に必要な調査をした、として、棄却しました。

この三つの争点を中心にその不当性を問い、最高裁に上告しました。しかしながら、今年6月15日最高裁は上告棄却の決定を下しました。

今年3月31日をもってJR西日本は里美さんの雇用契約を打ち切り、雇止め解雇しました。

大阪地裁に起こした新しい裁判は地位確認訴訟といって、JR西日本職員としての地位があることを確認するためのものです。

里美さんが性暴力を告発したことの報復・見せしめとして雇用契約を打ち切ったことは明らかで、表面上は里美さんに勤務実績がないことが理由ですが、里美さんが仕事に行けなかった原因を作ったのは会社なのです。里美さんはこのような解雇を許せば、他の人が性暴力を告発できなくなると、新たな裁判を闘う決意です。

◎裁判原告として

森崎里美

先ず私が思ったことは、「障がいがあっても性犯罪被害に遭うんや！」ということです。

障がい者は男性でも女性でもないという世間の考えがあるように感じていたので、私は小さい時から「障がい者は性の対象になっていない。」と勝手に思っていたんですね。

また、私には二人の子どもがいますが、このことについてすごくびっくりされたんです。JRに入社した時に何て言われたかというと、「子どもがおるん？誰が産んだんや？」わけが分からなかったです。障がい者は子どもを産めないんじゃないかと。何の根拠もないのに。障がい者に対する認識がかなり低い。

なので、笑いながら「お前の身体と串かつとどっちが高い？」「お前逃げれたやろう！」と。

話を聞いてもらう段階でキチンと聞いてもらえない。

職場で日頃よく言われている言葉に「面倒をみてやっている」「世話してもらっている」…。

でも、私は面倒をみてもらった覚えはないんです。ただ、水が入ったコップを動かせないから頼む。おんぶして階段をあがってもらうというような特別のことをお願いしたことはない。頼むのはほんの些細なことなんですね。些細なことなのに「面倒をみてやっている」という意識。

それがあるので、性暴力に遭った時に、「加害者に面倒みてもらっていたんやろ？」「世話してもらってたんは誰なんや！」と何回も言われました。性暴力があったことと、それと何の関係があるのか。何回もおかしいと会社に言うたんです。でも、文書

もらえず、説明してもらえず、「そういう事実はなかった」と簡単な終わり方をされた。

私は非正規雇用です。職を失うかも知れないという気持ちと背中合わせで闘わなければなりません。私も恐ろしかったです。でも「そういう事実はなかった」と簡単に終わらせてほしくなかった。私はシングルマザーなので二人の子どもたちを育てる責任があります。何とか仕事を守りたいと思い、それで裁判に訴えたのです。

私はメールがこんなに足かせになるとは思っていませんでした。小さい頃から健常者に合わせるというか、手助けをしてもらうために無意識に演じているんです。笑いながら「すみません、あれ取ってください。」などと言う癖がついている。普段笑っていても、笑っている実感がない。この裁判を通し健常者とのずれに気づき、障がい者であることを思い知りました。

性犯罪被害に遭っても、私は堂々として生きていきたい。名前を出さないということは、加害者を守ることになると思います。私は名前を出して良かった。性犯罪被害に遭ったからといって私が変わるわけではない。私は私。自分が自分でありたいために、自分の生活を守りたいから、闘うために名前を出したのです。

◎アドヴォケイターとしての役割と支援

岡田啓子

日本フェミニストカウンセリング学会が認定する新しい資格であるフェミニストカウンセリング・アドヴォケイターが2011年6月で、新資格者は全国でもまだ数人です。その中の一人として、大津で友人たちと「さくらんぼ女性サポートルーム」を開設活動中です。

アドヴォカシーという英語は「権利擁護」「支援活動」「代弁活動」と訳されています。アドヴォケイトとは「ジェンダーの視点に立ってDVや性暴力・虐待被害当事者などを支援、権利擁護する活動をする」ことです。

里美さんとは控訴審の時から関わりです。

聴き取り、大阪高裁への陳述書作成、「里美さんを支える会」事務局会議への参加、街頭宣伝、弁護士事務所への同行支援など、シスターフッドを大切にしながら、アドヴォケイターの活動をボランティアで行なっています。

◎障がい者、女性、非正規雇用の複合差別

三井マリ子

この被害は、日本社会の最もあくどい部分、弱い者いじめの典型的なものだと思います。

私なりの言葉で語るなら、①職場の上司という地位②健常者という地位③男性という地位を徹底的に悪用して、卑怯な卑劣なおぞましいばかりの性暴力を加害者から受けたといえます。

森崎さんの裁判は●障がい者差別●女性差別●非正規差別の複合差別としてとらえることができます。

いくつか問題点・課題を指摘します。

★官がつく人々の性暴力への無知・無理解

裁判官、警察官などに対して必修科目として研修が必要。

★法的整備の必要性

- ・男女雇用機会均等法はセクハラ禁止になっていない。実効あるものに改正を。
- ・性暴力禁止法を制定しよう。
- ・障がい者権利条約を批准させよう。

＜参加者の声＞

・充実した、とても感動的な分科会に参加できて、よかったです。企画が抜群で、メンバーの組み合わせもベスト。うなずき、拍手、涙と、参加者の反応がびんびん感じられた集まりでした。

76名の参加申込みがあり、17人が感想を寄せてくださいました。当事者である里美さんの力強い話に感銘を受け、励まし、応援、感謝の声が多く寄せられています。

全国共通DVホットライン報告

～1年間の相談の傾向から～

会 場：阪南市役所 第3・4会議室

●担当団体

全国共通DVホットライン連絡会

●協力団体

NPO FC学会・堺

・司 会

中川和子（全国共通DVホットライン連絡会）

・発題者

加藤伊都子（NPO FC学会・堺/FC堺）

新田裕子（全国共通DVホットライン連絡会）

全国共通DVホットライン活動報告

全国共通 DV ホットラインの事務局機能が、ネットワーク虹の解散に伴い、全国共通 DV ホットライン連絡会に移行して2年が過ぎた。正式に移行したのは2010年4月だが、全国20箇所もの担当団体が順番に電話を取っていくシステムの理解が十分にできないままのスタートだった。引き継いだその年の年度末に東日本震災が起こる。1月からはパープルダイヤルも始まり、全国共通 DV ホットラインもこれらの出来事の影響を受ける。

当分科会では、震災以降の相談電話で起こった変化についての報告を中心に、全国共通 DV ホットラインの相談の傾向についての報告を行った。またこの機会を利用して、全国共通 DV ホットラインへの参加を呼びかけた。本稿では、当日行った報告の概要を紹介する。

全国共通 DV ホットラインのこれまで

当日は、最初に全国共通 DV ホットラインのこれまでについて簡単な報告を行った。全国共通 DV ホットラインの歴史を紹介することで伝えたかったのは、この活動が少数の女性の熱意によって始められたことと、その熱意をフィリップモリスジャパン社（以下 FMJ 社）が支えてきたことの2点である。

最初の全国一斉 DV 電話相談（2001年10月）は、参加してくれた相談拠点の電話番号に相談者がかけるという形で行われている。DV 防止法の施行という話題性もあったのか、マスコミにも取り上げられ、架電数も一定あったようである。翌年も全国一斉相談を企画するが、相談電話の数は少なく、待機しただけで一日が終わった団体もあった。DV 防止法施行という話題性があった前年度に比し、マスコミに取り上げられることもなく、告知・宣伝に関するネットワーク虹の努力が実らなかったようである。

2003年10月6日～11日の1週間、助成金を得て、初めての共通電話番号でのフリーコール電話相談が行われる。このときに電話会社とのやりとりを経て、複数の団体が交代で電話をとるというシステムを作り出している。継続しての援助を断られたネットワーク虹は、FMJ 社に働きかけ、翌年 FMJ 社の支援が決定する。このときから現在の日祝以外毎日行われる電話相談が始まる。

システムについて電話会社と交渉をし、支援を求めて FMJ 社と交渉をし、という原動力は、DV 被害を受けている女性が全国どこからでもフリーコールで相談ができる共通の電話番号があれば、というネットワーク虹メンバーの強い思いにあった。現在

はさまざまな相談電話で行われている、複数の団体が順番に同じ電話番号で電話を取るというシステムを、電話会社との粘り強い交渉で、時にけんかをしながらでも作り上げた彼女たちの熱意とパワーに、現在の事務局メンバーは強い敬意を持っている。同様に、継続支援をしてくださっている FMJ 株式会社にも事務局は感謝をしている。FMJ 社は継続した、活動する側の事情を汲んだ支援をしてくださっており、人手不足の事務局はことあるごとにありがたさを感じている。

現在の相談電話利用状況

続いて、システム担当者から利用状況の推移について、また日ごろのシステム担当者としてのあれこれについて報告をした。最初はわけもわからず、暗中模索五里霧中で始めたが、システムの扱い方や電話会社とのやりとり等に次第に慣れてきていること、それだけではなく、システムそのものがより効率的になっていっている現状について報告を行った。システム担当者としては、担当してくれる団体がないのが、最も胃が痛くなる事態でもあり、是非参加をしていただきたいと会場でも呼びかけた。

「現在のはかってくる電話の半数以下しか取れていないが、担当団体が増えてくれれば、もう少し多くの電話を取ることができるようになる。DV 被害を受けている女性たちが支援につながる最初のきっかけとしての電話相談の役割は大きく、是非この活動に参加してほしい」と訴えた。

利用状況の報告では、震災をはさんでの利用状況の変化に焦点をあてて報告を行った。まず大きいのは、突然の呼数(架電数)の増加である。それまで 7～800 で推移していた総呼数が 2011 年 3 月に 1000 を越え、以降、2012 年に入っても 1000 以上の数を示している。2011 年 4 月から 12 月までの総呼数は 2010 年総呼数倍を超えており、倍増したフリーコール料金は FMJ 社にご支援いただくこととなる。

相談内容についても不十分な集計ではあるものの、シェルターシンポ開催時期までに数えることができた範囲での数の報告を行った。会場でもお伝えしたのだが、報告の提出の時期が団体により異なっていたり、それらを事務局が十分に整理できていないこともあり、当日示した数が正確な総数ではない。あくまで参考程度の数である。当然ながら DV 被害の当事者からの電話が最も多く、内容は「話を聞いてほしい」というものが最も多い。繰り返し、話すことで、少しずつエンパワメントされていく相談者もあり、減多にないが、「離婚が成立した」などの報告の電話や「支えてもらって、やっと暴力的環境から抜け出ることができました」などという報告の電話がかかることもある。

震災後の相談電話の変化

震災後に総呼数が激増したことは先述したが、相談電話の内容にも変化があった。一つはいわゆるいたずら電話、迷惑電話の増加である。これは震災が原因というより、たまたま震災の年の 1 月～3 月に行われたパープルダイヤルの影響が大きいのではないかと考えている。全国的に告知が行われた大規模なフリーコールの相談電話で、まだ支援につながっていない被害当事者を発掘すると同時にいたずら電話の常習者も発掘したのではないかと考えている。いたずら電話はどこの相談電話でもかかえている問題であり、避けようのない副産物であるが、繰り返しかかるいたずら電話は相談員にとっては大変なストレスになっていった。また震災の報道により暴力被害がフラッシュバックしたという相談者や、震災をきっかけに情緒不安定になった相談者からの電話も数多くかかるようになる。家族の絆が強調される震災後の報道に触れ、DV 環境から抜け出したことで失ったものを嘆き、離婚等を後悔する電話も繰り返しかかってきた。こうした嘆きや喪失感に安直な慰めは通用せず、相談員は対応に苦慮することになる。また情緒不安定のために非常に攻撃的になっている相談者もあった。

これらの事情を受け、FMJ 社の支援を受けて、2012 年 8 月に相談員研修を実施する。当日はこのときに使用したいたずら電話、迷惑電話への対処についての資料を使用して、研修内容の紹介を行った。会場には、DV ホットラインには参加していない

が、他のフリーコールの相談電話の相談員をやっている人がおり、いずれの電話でも同様の電話が数多くかかっていることが報告された。このときの情報交換は、共通の活動をしている人が交流・情報交換をすることの重要性が実感できるものだった。

最後に

最後に全国共通DVホットラインとしての課題を報告した。一つはDV以外の暴力の被害を受けている女性たちからの相談電話への対応である。DV 以外の家庭内での暴力被害に関しては、対応する法律がなく、近隣の機関等に相談に赴いても具体的な支援を得ることができない状況がある。電話相談でどうにかできる問題ではないが、家庭内での暴力被害にさらされている女性が数多くいることを社会に伝えていくことはできるのではないかと考えている。とは言え現状では、問題提起できるだけの報告をまとめることができていない。同様に相談電話をとってくれている参加団体へのフィードバックが不十分なのではないかと考えている。手がまわりかねているというのが、正直なところだが、参加団体には、シェルターネットに参加している団体も多く、今回の報告が参加団体へのフィードバックにもなってくれればと願っている。

A-7

DV・性暴力被害者への警察官対応マニュアル

～被害者支援の立場にたった警察対応と連携を目指して～

会 場：阪南市商工会 3階 会議室

●担当団体

全国女性シェルターネット事務局

●協力団体

性暴力禁止法をつくろうネットワーク

・司 会

深田友子（全国女性シェルターネット事務局）

・発題者

近藤恵子（全国女性シェルターネット共同代表）

DV 防止法施行 10 年を経過して、警察への相談対応は 3 万件を超えるまでになった。しかし、依然として DV・性暴力被害者に対する不適切な警察対応による事件があとを絶たない。被害者支援の立場から求められる、警察官の対応マニュアルを提案し、意見交換をはかる。

参加者：83 名

資料説明

警察庁は平成 9 年に「捜査員のための被害者対応マニュアル」を作成し、「二次被害防止・軽減のために」として各都道府県警察庁へ送付しているが、利用状況については不明である。また平成 8 年に「被害者対策要綱」を制定し、平成 23 年 7 月にはこれを引き継ぎ具体的な施策を盛り込んだ「犯罪被害者支援要綱」が制定された。しかし具体化には及ばず、「検討中」もしくは「検討の必要性があるとされている」とされている。これ以外にも「警察改革の精神の徹底のために実現すべき施策」「配偶者からの暴力相談等対応票の記載要領」「犯罪被害者支援要綱の制定について」等適切な被害者対応として各都道府県警察に通知はされているものの具体性に欠け、現場には徹底されていない。しかし、直近では、昨年の長崎事件を教訓に「ストーカー・DV 対策フローチャート、被害者が警察に望む対応記入書面」等が作成され相談対応についても新しい取り組みを始めている。

当事者報告

A 子さん

娘が DV 夫のもとから子どもを連れて逃げ帰ってきた。地裁で保護命令を取ったが相手方が即時抗告、高裁で保護命令が取り消された。過酷な性暴力があったため警察へ相談に行っていたが、保護命令却下以降警察の対応が一変した。「証拠がないから何もできない。現行犯でなければ逮捕できない。目撃者をつれてきなさい」といわれた。

警察は告訴状を受け取らなかった。「事件化は難しい。告訴状を受け取って机の中に入れたまま時効を待つことだってできる。」さらに、警察しか知らない刑事告訴の情報を離婚調停中の加害者に伝えていた。相手方弁護士から嚴重抗議を受けその事実がわかった。

事実が報道されると、警察はメディアに対して「告訴状は受理しなかったのではなく、本人が出したがらなかった。再三持つてくるようにいったのに。」とうその説明をし、娘のことを信用するな、と説得していたことがわかった。

日子さん

3年前に顔見知りの男性から性暴力を受けた。やっとの思いで警察署に出かけたときはすでに1年が経過していた。警察では大きな事件があったからと約束が先送りされた。担当の女性刑事は、窓のない狭い取調室の奥に当事者を座らせて、「なんでまた1年も経ってからきたの。昔なら時効だよ。でどうしたいの。慰謝料でも取りたいの」ときいたうえ、「いくら顔見知りでも送って行ってあげるといわれてそんなに簡単に車に乗るか。」「で、いれられているわけ。それでどうしたの。初めてじゃないんでしょ。」「こんなことで泣いているようじゃ裁判に勝てないよ。着てた服とか下着ないの。精液のついたやつ。物証がないとだめだね。」「加害者呼んできくよ。どうなっても知らないよ。」等の暴言を吐いた。

3か月後、「相手を呼んだよ。そんなことやってないって。だからこれはおしまい。被害届は受理しないから。あんたみたいな人はたくさんいるから。あとは民事でどうぞ」といわれた。被害届を受理しないことを知った加害者が車で待ち伏せし「あなたがいくら本当のことをいったって警察も誰も信じないから」と脅迫された。症状が一気に悪化し、横になって眠れず、暗い所に行けず、他人に脅える生活が続いた。死なずにすんだのは、パープルダイヤルにつながったからだ。

課題提起

- 支援者・当事者参画の警察官対応マニュアルの作成に向けて、現行マニュアルの不備な点が提案者から説明された。
- ・DV、ストーカー対応のフローチャートはあるが、性暴力被害者の対応フローチャートは作成されていない。
- ・性暴力被害者のための相談対応票がない。
- ・同行支援者の必要性が認識されていない。
- ・DV・性暴力被害者のための施設対応がない。
- ・DV・性暴力被害者のための専門的職員の養成及び配置がない。
- ・女性警察官の登用がすすんでいない。
- ・警察官による二次加害の防止策がない。
- ・DV・性暴力対応の専門的研修プログラムがない。
- ・苦情処理システムがない。
- ・第三者機関による評価システムがない。
- ・当事者支援者による参画システムがない。
- ・すべての警察官に対する研修システムがない。

全体討論

- これらをたたき台として参加者全体で意見交換を行い、以下のような意見が出された。
- ・警察は男性組織、ジェンダー教育を盛り込むことが必要。
- ・警察への同行支援をしているが、聴取時の同席はまず断られる。当事者の求める支援者同席を認めるべき。
- ・警察署の相談室、取調室の整備を義務づけてほしい。
- ・建前ではなく、実効性ある関係機関との連携の強化が必要。
- ・被害者に過失責任を押し付ける「防犯の心得」の廃止。
- ・内閣府の加害者対応マニュアルを必要に応じて警察対応に盛り込んでほしい。
- ・「被害者の手引き」についてはほとんどの人が受け取っていない。ぜひ活用の強化を。
- ・カウンセリングの必要な当事者には適切な対応が必要。最低4回までは公費で実施できるはず。情報提供の徹底を要求。

- ・警察署には生活安全課ではない性暴力対応課が必要なんじゃないか。
- ・警察官への研修について、重要性が高いにもかかわらずほとんど実行されていない。具体的で実践的な内容の検討と実施を求める。
- ・犯罪被害者早期支援団体にシェルターや NGO などの性暴力被害者支援団体をいれるべき。
- ・各地にワンストップサービスセンターの設置義務を。
- ・強姦というのは権力的な犯罪であり、対応マニュアルに性犯罪理解をきちんと入れてほしい。
- ・警察だけでなく、裁判官や弁護士など法曹関係者にもジェンダー研修と性暴力研修が必要。そして研修内容についての要望も出せるように。
- ・人権問題と性暴力被害の防止の視点から、小、中、高、大学で性暴力に関するカリキュラムを実施する。

まとめ

大変お疲れ様でございました。適切な警察対応によって被害者支援が実践される為に、全体討論で頂いたご意見をもとにマニュアル作成・提案の申し入れを推進して行きたいと思っております。このマニュアルについては、多少予算は伴いますがやる気があればすぐにできることではないかと思えます。そして、法改正に向けては国会議員の皆様との連携と皆様のご協力、なんとしても進めていきたいと考えます。情報は随時ご連絡いたしますので、今後もどうかご協力をお願いします。今日はありがとうございました。ご報告いただいた当事者の方に改めて拍手をお願い致します。ありがとうございました。

A-8

暴力を経験した女性のためのサポートグループ・ファシリテーション

会 場：サラダホール 2階 練習室A

●担当団体

(特)男女平等参画推進みなと(GEM)

●協力団体

サポートグループ研究会

・司 会

大野綾子 ((特)男女平等参画推進みなと(GEM))

・発題者

サポートグループ研究会メンバー

I. 初めに

分科会参加の目的は、我々サポートグループ研究会が実施している暴力を経験した女性のためのサポートグループについて、ワークショップやロールプレーなどを体験してもらうことでした。そして、グループ(以下 G)による支援に関心を持っていたき、グループをやってみたいと思っていただき、ひいては DV を経験した女性に向けたサポートグループがふえ、色々なところで開催され、参加でき、エンパワメントされることを願ってのものでした。

暴力を経験した女性の支援は、今まで個人支援が主流で、グループ支援は主に自助グループなどを通して行われてきました。最近ではファシリテーターによるサポートグループも少しずつ増えているようです。その有効性により、アメリカではシェルターの 97%がサポートグループを実施しているという調査報告があります。("A multi-state study of DV shelter experiences" 2007 年 9 月～2008 年 NIRCDV と Connecticut School of Social Work の協働実施から)

夫・恋人からの暴力を経験した女性のためのサポートグループ・ファシリテーターは、ジェンダーの視点に立ち、グループダイナミックスを活用するファシリテーション・スキルを持つことが必要です。研究会メンバーのこれまでの実践を通して、どのようところに苦労をしたか、工夫したか、悩んだか、また、グループの参加メンバーやグループの力を引き出すことができたか、どのように成長できたか、どんな時にグループが動くのかなど、その一端をお伝えできればと思いました。この報告では、ワークショップとロールプレーを主にまとめました。

II. 実施内容

1.挨拶:アイスブレイク、メンバー紹介

参加者の緊張をほぐす目的で、挙手方式で、簡単な自己紹介を試みた。

2.「サポートグループ研究会」紹介

発足とこれまでの経緯

3.「サポートグループ研究会」で実施しているサポート G・ファシリテーションの概要説明

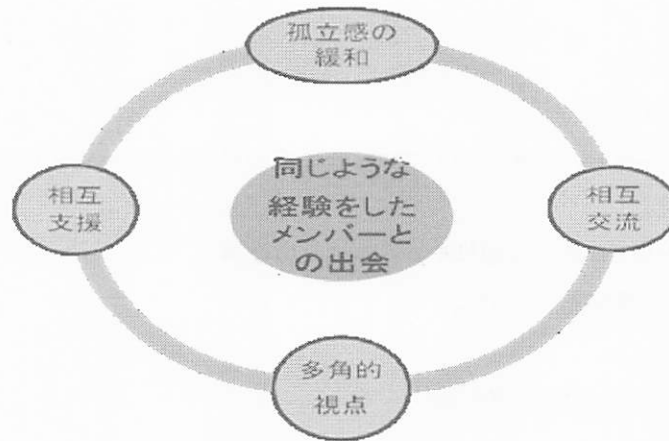


図1 グループの効用

4. ワークショップ:「床に空白はない」ファシリテーションのスキルを体験する

(F: ファシリテーター)

部屋の中に空間を作り、参加者は適当な所にたち、3つの指示(①他の人と等間隔を守る、②動き続ける、③床に空白がないようにする。)に従い、合図と共に動き、合図と同時に止まる。(ワーク実施後、問いかけをして、参加者の声を聞いた。)

* 1 回目終了後問いかけ:「動いていてどんな風に感じたか」「動き方はどんなでしたか」

- ・後ろを付いて行っているような感じ、途中で横を見た
- ・自分の前しか見ていない感じ
- ・空いているところを見ていたつもりだが、止まったら、詰まっていた
- ・後ろや、横に、方向を気にしながら歩いた。

* 2 回目の後、再び問いかけ:「違いましたか」「歩き方を変えてみましたか」

- ・1 回目は前の人との幅だけ考えていたが、横も考えながらやれた
- ・最初は前を見て、今度はジグザグに歩いた
- ・ツアーコンダクターのように空いている所を探して歩いた
- ・皆が空白をなくそうと協力していたように感じた。
- ・意識、連帯感を感じた・最初は下を見て、今度はぶつからないように上や横を見たら目の合う人が多くなった。

* これを「G に置き換えるとどう感じるか？」

- ・全体を見渡さないと、G の進行が上手くいかない
- ・サバイバーだが、最初の頃は周りが見えなかった。回復してきたら周りが見えてきた。今のワークにつながると思った。
- ・「F としてはどういう事をする？」
- ・目的を確認しながらやる
- ・自分自身もワークの目的がはいったら、できるかなと思った。

* 「1 回目と 2 回目の違いを G に置き換えるとどうなるか。」

- ・気がついた。
- ・2 回目は連帯感があった。

- ・他の存在を知った。
- ・目的に合わせて皆が動いた。
- ・皆との交流、繋がりが生まれてきた。
- ・他の人を気遣いながら、周りを見ていく、それが G の力。床に空白を作らない＝協力して孤立する人を作らない、前も後ろも見ないといけない。
- ・何処にいくか分からないのを見ていて交通整理をするのが F の仕事。
- ・一人に近づき過ぎないように、等間隔、平等に。
- ・苦手な場所は避けがちになる。
- ・G のメンバーの皆が尊重されているように考える。
- ・1 回目より、2 回目は上達する。
- ・G で意識的にしていくのが F の仕事。

5.ロールプレー

まずこの分科会担当者が模擬グループの F および参加者（以下 M）になって、デモンストレーションをした。

次に、4 グループに分け（知り合いは別々の G）、2 グループずつでロールプレー（模擬グループワーク：以下 RP）を行った。（いずれも暴力を経験した女性のグループの初回を想定）。残りの人たちは観察役である。

◎1 回目の RP 場面設定①「初回グループ、自己紹介」

RP を約 5 分行ったところで中断し、感想を聞いた。（以下にその一部を記載）

〈M役〉

- ・Fが静かに話したので、同じトーンになった。Fの最初の声がグループに影響すると思った。
- ・最小限のルールを最初に伝えてくれた方が安心して話せる。

〈F役〉

- ・F役をやったが、なかなか自分の意図が伝わらなかった。「声のトーンが静か」と指摘されて気づいた。ルールを伝えた方がいいか、意識したら目が泳いでしまった。
- ・自分の声のトーンが低かった。メンバーだけでなく、Fも緊張する。

〈観察役〉

- ・Fが目泳いでいると言ったが、最初に均等に皆に目を向けているのが良かった。次に発言者に目を向けていて良かった。

◎2 回目の RP（前回観察した G が行う）

場面設定②「初回 G、自己紹介が終わり、『今の生活はどんな様子ですか？』と聞く。」

〈M役〉

- ・話しづらかった。隣の人もしんどいと言ったし、自分も思った。
- ・しんどさから、食ってかかったのは、Fへの甘え。受け取ってもらえると思ったから言った。
- ・Fがすごく優しく、話したくないことを言わないでよいと言うから、安心感があった。順番にとなったが、最初の人が入って、それもいいかなと安心した。
- ・最初に当てられた人の気持ちをすごく体験した。Fの声のトーンも大きいとどうか。はじめに順番を言ってあげたらどうだったか？

〈F役〉

- ・グループの場で一人に集中すると、他の人がどうなるか、全体に目を向けて行くのが難しい。
- ・F役は緊張した。Fの気持ちになってみると、状況が色んな人がある。それぞれのなかで刻々と動く感じがした。パスの重み、聴くだけでなく、最初に「話せない」と視線を落とす人、泣き出したく重苦しくなる人もいると思うと緊張した。

参加者のアンケートの回答からも、「RP のわかりやすかった点」として、

- ・実際の立場を体感するのにとてもわかりやすい
- ・役に立った
- ・ロールプレーの意味がよくわかるような説明があつて、理解につながつた

などという意見が寄せられた。

しかし、

- ・説明不足でロールプレーに気持ちに乗っていきにくかった
- ・ロールプレーが初めての人には、わかりにくい部分もあった

などの意見もあった。

以上まとめると、F の技術を学ぶ方法の一つとして RP を体験した。M の役になって、M が感じていることに気づく。たとえば、F が初めにルールを言うのが安心かを M 役はどう感じるか。F の声のトーンが M にも伝染するとか、「今、自分はしゃべれない」と机上でなく実感する。これらを加味して F をやれば、“F が信頼できるから言えた”と自分が感じたものが、糧になると考えられる。

今回の RP では、周りで観察する役もあり、外から見るとまた違うことが見え、新しい学びが得られたようであった。

6. グループの効用（「グループオリーブ」の実践から）

- ・グループオリーブ開催の枠組みの紹介及び事例紹介
- ・グループダイナミクスを感じた例
- ・失敗事例
- ・この発表に対して、『最後の事例紹介はとても良かったです。うまくいかなかった事例を話すのは大変でしたのですが、ありがとうございました』『みなさんも同じ体験をして、（失敗？）を糧にしているのだと思いました』といった声があつた。

7. 振りかえり：アンケート用紙への記載と、各グループでのシェアリング

Ⅲ. 分科会を振り返って

35 名の参加者には、サポート G、ファシリテーター、G ダイナミクス、G への興味があつて参加した人がいる一方、現在既に G を実施中でそのスキルを学びたかった、ファシリテーターの難しさを感じているので参加したなど、実際に G ファシリテーションのヒントを得たいという人もいた。

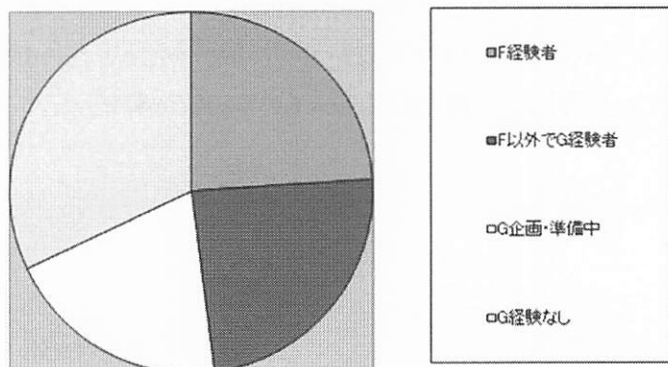


図2 これまでに G の経験があるか

企画者としては、内容が盛りだくさんすぎて、消化しきれておらず、もっと丁寧なオリエンテーションが必要だったと反省した。自分たちが日頃行っていて、当たり前になっていることを、初めての人に伝える難しさを痛感した会だったが、最初のワークで、「グループの相互作用・連帯感などがわかったのはとてもよかった」とか、「全体の流れがとてもスムーズで、最後にすべてがつながっていることが実感できた」といった参加者の声もあり、我々の当初の目的である、体感してもらうことはある程度実現できたと思われる。

B-1

性暴力救援センターを全国に！

～当事者の視点にたった総合的支援を考える～

会 場：サラダホール 小ホール

●担当団体

性と身体を考えるネットワーク会議

・司 会

高見陽子（性と身体を考えるネットワーク会議）

・発題者

加藤治子（性暴力救援センター・大阪代表 阪南中央病院産婦人科医）

佐々木静子（性暴力救援センター・東京代表 まつしま病院産婦人科医）

平川和子（性暴力救援センター・東京事務局長）

田口奈緒（若宮病院産婦人科医）

流れ・時間配分

担当者より 10 分

各発題者からの問題提起 70 分

発題者及び会場からの追加発言 40 分

ディスカッション 30 分

内容

1)「この分科会開催の意義と目的について」

高見陽子

この分科会には、昨日の全体集会およびシンポジウムの内容を踏まえ、「自分たちの地域にも救援センターをつくりたい」という方々が参加されていると考えられます。「性暴力被害当事者にとって必要な支援を提供できる救援センターをつくるためには何が必要か」を中心に議論を進めたいと思います。自由闊達な御発言御議論をお願いします。

2)「性暴力救援センターに必要な要件とは？何故産婦人科医療が必要か？」 加藤治子

昨日のシンポジウムで私は、性暴力被害は女性のリプロダクティブヘルス・ライツを侵害するものであり、特に被害直後の方への支援には産婦人科医療はなくてはならないものであることを述べました。そして、24 時間体制のホットラインと支援員の常駐による心のケアと産婦人科医師による診療を提供するためには、産婦人科のある病院の中にセンターを設置する必要があることを強調しました。

SACHICO での 2 年間のレイプ・強制ワイセツ被害者 197 人中レイプ被害は 144 人で、うち 22 人(15.3%)が妊娠し、多くは中絶手術を受けています。レイプによる妊娠だから当然と思うかもしれないけれど、ご本人にとっては自分のからだの中のできごとですので、簡単に「中絶しておしまい」とはいかない苦さを味わいます。よって妊娠された場合は、中絶を決める時から手術後まで、ずっと寄り添った支援が必要です。

じゃあ病院の中につくればそれで良いのかというそうではありません。皆様にお配りした資料の一つは、警察庁が出した「性犯罪被害者対応拠点モデル事業等の検証報告」の「概要」です。警察庁のモデル事業として、2010 年 7 月に愛知県一宮市の民間病院の中に設置された「ハートフルステーションあいち」(以下 A)と「SACHICO」(以下 B)を検証したものです。A は、9

月間、B は、12 ヶ月間と若干調査期間に差がありますが、その間の電話件数は A が 84 件、B が 1463 件、来所件数は、A が 16 件、B が 387 件といずれも 10 倍以上の差があります。これが何故なのかが検証されたのです。

その原因として考えられたことが 3 点あります。一つは、開設時間帯。A は、平日の 9 時から 20 時に対し、B は 24 時間 365 日であること。もう一つは、A には支援員と共に警察官が常駐していること。B には、支援員が常駐しているが、警察官は呼べば来てもらえる体制にしていること。そして 3 点目は、支援の対象を A は「性犯罪」の被害者、B は「性暴力」の被害者としたことです。特に、「性犯罪」とするか「性暴力」とするかは、被害者がセンターに相談をするか否かを決める上で大きなハードルの違いとなっているのではないかと考察されたのです。もう一つの資料は、今年(2012 年)の 5 月に内閣府犯罪被害者等施策推進室から出された「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」ですが、この 3 点目の考察がもとになって、「性犯罪・性暴力」という風に二者を併記した手引の名前になったのです。

「手引」には、「ワンストップ支援センターの形態」として、①病院内に相談センターを置く「病院拠点型」あるいは、②病院に隣接して相談センターを置く「相談センター拠点型」が望ましいが、難しい場合は③「相談センターを中心とした連携型」もある、と書かれています。この③タイプは従来型であり、「ワンストップ」な支援にはならない、すなわち急性期の性暴力被害者には対応できないものなので、私はこの③タイプを手引に載せることに反対したのですけれど、①と②は難しいことが予測されるので③も載せますと内閣府側に押し切られてしまったのです。

全国各地に性暴力救援センターを設立することは重要ですが、急性期の性暴力被害者にとって必要な産婦人科医療と一体となった支援のできる、すなわち①又は②のタイプのセンターをつくるということを明確にして是非とも取り組んでいただきたいと思います。

3)「富士見産婦人科裁判支援から性暴力被害者支援へ」

～女性の性のための産婦人科医療の必要性～

佐々木静子

私は、1981 年に全国の女性たちを震撼させた富士見産婦人科病院事件の、裁判闘争の原告側の医師として長年かかわってきました。この事件は、医師でない理事長が行ったエコー検査をもとに不必要な子宮及び卵巣摘出手術が行われた事件で、被害にあったと思われる人が 1138 名にもものぼる、日本で最も多くの女性が被害にあった医療犯罪です。

刑事告訴が不起訴となり、民事訴訟の最高裁判決が 2004 年 7 月に出て原告側の勝訴が確定するまで、実に 15 年近い月日がかかりました。この富士見病院事件において告発された医療における「密室性」や「パターンリズム(家父長主義)」、「子宮を子産みの道具としかみない女性蔑視」は、DV や性暴力における加害男性と被害女性の関係性に共通するところが多々あります。一般の産婦人科医療においても、性暴力被害者の診療においても、医療者に求められることは、①利用者との対等な関係性、②相手の多様性を認める、③自己決定を支える、④背景への配慮、⑤ジェンダーの視点を持つ、⑥役立つ情報の提供、だと思います。

4)「MAKING OF 救援センター」

田口奈緒

まず、救援センターをつくるためには、何が必要かという、「人と場」だと思います。若宮病院では、従来より性暴力被害の患者さんを数多く診療してきていましたが、看護師の負担も大きく、支援も限られていたので、2012 年 4 月より救援センター設立準備会を発足させました。メンバーには、さまざまな人たちが入っています。私たちの考える救援センターとは、①ハコ的なものとして、ワンストップセンター、病院内にある相談室、ホットライン(24 時間)、警察との連携、②理念・考え方として、サバイバーの意志やペースを尊重、対象を女性に限定しない、よりよい性のあり方を考える場に、神戸らしさ、③できることしたいこととして、急性期の支援、心理相談、法律相談、④必要な人・事として、アドボケーター、ネットワーク、資金、といった内容です。

2013 年 4 月、神戸市西区なでしこレディスホスピタル内にオープン予定です。

5)「性暴力救援センター・東京 SARC の現況と課題」

平川和子

2012年6月に、まつしま病院に隣接したところに東京 SARC を開設することができました。カナダでの女性への暴力に対する取り組みの流れを受けて大阪で SACHICO ができ、さらにその流れを受けて東京にできたもので、女性たちが繋がっていることを実感しています。

SARC は、現在 35 人の支援員が 4 交代のシフトを組んで入ってくれて、22 人の弁護士が登録してくれています。開設後 4 カ月間で、542 件の電話があり、医療につないだ方は 13 人、弁護士を紹介した方は 6 人でした。来られた方の警察への通報がまだ少ないことと、資金の調達が寄付頼みなのが課題です。

その他、まつしま病院看護師の小竹さんより、「院内合意の形成と、医師・看護師の協力を得るために配慮していること」、SACHICO コーディネーターの谷田さんより、「支援員の養成等、コーディネーターの役割について」補足発言がありました。

会場からは、「どうしたら救援センターをつくれる病院と、産婦人科医師を見つけられるのか」という質問等、救援センター開設に向けての意欲と課題が出されました。

B-2

災害と女性への暴力

会 場：阪南市役所 第3・4会議室

●担当団体

NPO法人 ハーティ仙台(宮城県)

●協力団体

NPO法人参画プランニング・いわて(岩手県)

女性の自立を応援する会(福島県)

NPO法人女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ (兵庫県)

東日本大震災女性支援ネットワーク

・司 会

八幡悦子 (NPO法人ハーティ仙台 代表理事)

・発題者

田端八重子 (NPO法人参画プランニング・いわて 理事長)

苅米照子 (女性の自立を応援する会 代表)

正井礼子 (NPO法人女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ代表理事、
東日本大震災女性支援ネットワーク世話人)

震災後、被災地の福島・宮城・岩手県で女性の相談・支援を実施した3団体より実情と課題の報告を行い、神戸より、震災時の女性支援の問題提起、東日本大震災女性支援ネットワークで実施した「被災下のDV・性暴力調査」の報告も行う。4氏の報告の概要を記録した。

田端八重子さんから

もりおか女性センターは内陸で沿岸まで100キロくらいあり、陸路で沿岸部の支援に入れたのは震災発生2週間後だった。正井さんの阪神淡路大震災の報告書から学び、震災時の性暴力被害防止のためのチラシを作ったの呼びかけなどから始めた。動けるようになって最初にしたことは現地にDV・性暴力・セクハラなどの電話相談のホットラインの開設をすること。内閣府にご努力いただき5月10日には電話を入れてもらうことができた。電話相談はシェルターネットの協力ももらってずっと継続している。

7月からは盛岡市内と宮古市内で、2月からは大船渡市で面接相談を始めた。盛岡市内の復興支援センターでお年寄り向けにお茶っ飲み会を開催しているので、そこで一緒に手作り品を作りながら深刻な問題については相談員につなげる活動も続けている。

配偶者間の暴力(避難所で表面化したDVの相談の経緯等)

1. 家族間の暴力(性別役割分業が強い県でもあり、若い夫を亡くした上に跡継ぎとしての子どもまで奪われそうになっている女性からの相談等)
2. 親族縁者からの暴力(相続問題、夫の死亡と同時に義父母の世話、親族縁者の世話を引き受けなければならない。親族縁者からの圧力。都会に働きに行きたい、他県で暮らしたいと言い出せず、外に出られないくらいの抑圧を感じ、人目を気にしながら生活する苦しさ等)
3. 性暴力(被災地で2件の事件。他に家族内で義父が風呂を覗くなどの行為で悩む等)
4. セクハラ(県内外からのボランティアの事務所で、女性ボランティアへのセクハラ的な言動、卑猥な言葉、ひどい週刊誌が積み上げられたりする中で働き続けることの相談等)阪神淡路大震災の時もあった問題です。17年前と意識はまったく変わっていない。

「東日本大震災被災地における女性の悩み暴力相談」(内閣府)の結果を参照。心理的問題が一番多く、鬱症状を持っておられる方が多い。仮設に移ってからはますます孤立することから自死や孤独死が極端に増えるといわれている。被災地からの叫びとして、最低3年間は電話相談事業を続けてください、と内閣府にはお願いをしています。

苅米照子さんから

原発事故後の福島県は、カタカナでフクシマとなってしまった。人口200万で面積が大きく、天気予報などでは中通り、浜通り、会津と大きく分かれ、気候も気質も違う。原発の被害を蒙ったのは浜通り。会津など県内に避難している人たちが10万人、県外に避難している人は6万人。

福島から来たというみなさん、大変ですねと言う。大変なんだがそれを言葉で言おうとするとどうしていいかわからない。放射能は目に見えないし色もついていない。だけど気持ちがやりきれない。私も娘が震災前の2月に子どもを産み、放射能が降っているという中で自転車でおむつやミルクを買いに走りまわった。放射能のことがわかってからはエアコンも使わず、窓も開けず、洗濯ものも外に干せない生活が続いていた。震災後、今年6月末時点で避難中の無理・病気の悪化、精神を病み自死、生活苦等の震災関連死が1,000人を超えた。将来何か不都合が起こるかわからない。誰にもわからない。子どもたちは運動会中止、外で遊べない。県では昨年教員採用試験も取りやめた。先行きが見えない不安をみんなが抱えて暮らしている。避難している人と残っている人の被災者同士での対立もある。

こういう中で今年の2月から岩手、宮城とともに電話相談を受けている。避難所、仮設住宅集会所で毎週「女性のためのホットとカフェ」を開催し、「ママ友サロン」の開催なども続けている。みなさん、先行きの見えない不安な生活、家父長制の中で女性に向けられる期待と怒りを抱え、こんなこと言っているのか？ 私だけが我慢すれば…こんなときに我が儘？と悩んでいる。DVや暴力とは思わないし、言う事に慣れていないということもある。逃げる、食べる、洗濯ものを干すなど一つ一つ決断を迫られる生活をしてきている。電話を受けていると最近、半分のくらいの方が病気じゃないかと思う。特に子どもと女性たちにその影響が出ている。子どもたちのストレスが将来どんな影響があるか、本当に心配。

放射能の影響による避難の緊急度もはっきりしない。同じ市でも違う。将来の雇用対策、インフラ整備、何も見えない。すべてが仮の仕事、仮の学校、仮の住民票。電話相談を受けている私でさえも何がどのように大変なのか説明ができない。こういう中で支えです。これからもみなさん、心を寄せてほしいです。よろしくお願いいたします。

八幡悦子さんから

宮城県沿岸部の津波被害の状況を中心に、写真を見ながら避難所、仮設住宅の状況、そこで女性への視点がないことから生じる問題を話した。女性に対する暴力は減っておらず、報道された直近の事件の確認・共有をした。震災後も連続して起きている。ハーティで支援した被災地での DV 被害の概要を話した。震災後、寄せられる相談の中に、DV が多くなり、離婚と DV の話し合いの場「しんこきゅうタイム」への参加者は、震災後は 1.5 倍に増加している。

被災地の現状から以下のような問題が見える。

- ・弔慰金が世帯主に一括で支払われ、離婚に際し女性の貧困問題を起こしている。
 - ・失業、一時的なお金が入る、しかし先に希望がまだ見えない、生活環境の激変で孤立、などの理由で、アルコール依存、買い物依存(男女)が進んでおり、パチンコ・ギャンブル依存の増加。
 - ・失業保険も切れ、弔慰金などの手持ち金の枯渇で、経済状態が悪化。DV はより深刻化。
 - ・女性の雇用状況が厳しく、セクシャルハラスメント事件。
 - ・震災で家族をなくした女性の一人暮らし、心細い母子家庭に対して、セクシュアル・ハラスメント・ストーカー行為、DV 事件。
- 更に今後の課題として以下のことを話した。
- ・日常の男女平等教育、性の人権教育の推進。特に女性の自己主張力の教育が大事。
 - ・相談しないケースこそ事態が悪化し、殺人という深刻な事件になる。相談数が増える事は良い事。
 - ・24 時間フリーダイヤル相談、被災地限定フリーダイヤル相談は、DV・性暴力被害者にとって、安全な人生に踏みだすきっかけになっている。継続が必要。
 - ・沿岸部の各市町に、地元パワーによる、フェミニスト・カウンセリングによる女性の個別相談、離婚や DV のグループ相談の開催が必要。
 - ・被災沿岸地域にも、男女共同参画の拠点施設が必要。

正井礼子さんから

阪神淡路大震災の後、女性だけで語り合う女性支援セミナーを毎月開催していた。震災前の活動を通して、それが女性たちが安心して本音で話せることがわかっていたから。(当時の具体的な事例の話)

その後「災害と女性」に関する情報を発信し続けて 16 年たった。5 月に初めて今回の地震の被災地をまわったが、残念ながら避難所などで生活する女性たちの状況は私たちのころとほとんど変わっていなかった。特に運営に女性がほとんど参画できていないことが残念だった。

東日本大震災「災害・復興時における女性と子どもへの暴力」に関する調査報告について。

阪神の時は性暴力のことを言ったがそれはなかったとバッシングにあった。今回の震災では信憑性のあるデータを収集したかった。そこで、東日本大震災女性支援ネットワークで取り組んだ。調査の目的は被害実態を明らかにするためで数量把握のためではない。調査対象は支援者が多い。報告された被害 82 件中、福島 27、岩手 14、宮城 29、その他 12。報告された被害は DV、デート DV が多かった。家族からの暴力、同意のない性交の強要、中には子ども(男児・女児両方)に対して身体接触のあるわいせつな行為等の被害が起きていた。被害の起きた場所は、自宅、避難所が多く、避難していた家もあった。加害者は夫、元夫が多く、他は知人などさまざま。怪我 17 件。被害の 3 分の 2 は警察には連絡されていなかったが、3 分の 1 は警察に通報されていたことになる。

避難所での性暴力は、被災者から被災者への事例として、見知らぬ男性が女性の毛布に入ってくる。体をさわる。授乳しているとをじっと見ている、などが報告された。更衣室や授乳室、女性専用室等は事前に避難所の設置基準に入れてお

かないと、発災時の混乱状況ではなかなか配慮されない。支援者から被災者女性へのストーカー行為、被災者から支援者へのハラスメントもあった。体にさわる。卑猥な言葉をかける。飲み会でサービスを要求する。家族から子どもへの暴力、母親の元恋人からの暴力。路上、車中などでの暴力もあったが、報告された事例のなかでは比較的少数だった。比較的多く報告されたのは、避難所の日常スペース、つまり寝食をともにする場所であった。震災で夫や親や家財を無くしたり失業して弱い立場になっている女性に対して、支援者や親族などが食料や生活物資などを与えた対価として性行為等を要求したという相談が複数あった。明確な性関係の強要でなくとも、女性からのサービスの強要（食事の世話、身のまわりに居ることなど）も複数あった。津波の被害があまりに甚大であったため、地域によって食料がかなり長い間届かなかったり、住む所がなかったりしたので、このような対価型（地位利用型）のセクシュアルハラスメントも起きていた。

子どもへの加害をどうするか。アメリカでは自分の子どもでない子どもにまわりついていて大人がいた場合、虐待になる可能性が高いので即注意するようにとマニュアルにあったが、日本ではまだこのような視点を持つ人は少ない。今回、この調査にご協力いただいた諸団体と回答者に心からお礼をいいたい。（この調査は表資料にて後掲）

休憩をはさんで各発題者への質問が寄せられた。福島放射能被害への共感、今後のジェンダー教育、行政に望むこと、セクシュアルマイノリティの人への支援、スフィアプロジェクトの資料などが話され、被災地に仕事に戻ることに、男女共同参画が少しずつでも進むことを望んで終了した。

東日本大震災「災害・復興時における 女性と子どもへの暴力」に関する調査報告

調査実施: 東日本大震災女性支援ネットワーク 調査チーム

発表者: 正井禮子

取りまとめ担当: 吉浜美恵子・柘植あづみ・ゆのまえ知子・正井禮子

修正追加資料 (2012 年 12 月 26 日 文責 吉浜)

表1

報告された被害 (2012 年 12 月末現在 82 事例*)

	成人の被害者 (71 事例)		未成年の被害者 (11 事例)		計 (82 事例)	
	件	%	件	%	件	%
福島	23	32.4%	4	36.4%	27	32.9%
岩手	14	19.7%	0		14	17.1%
宮城	26	36.6%	3	27.3%	29	35.4%
その他 (埼玉・東京、富山、山形など)	8	11.3%	4	36.4%	12	14.6%

*シンポジウム(2012 年 10 月)は 92 事例だが、伝聞事例を分析対象より除外し 82 例に修正

表2

被害者と加害者の年齢

	被害者 (n=82)		加害者 (n=85)^	
	人	%	人	%
<20	11	14.1%	4	6.3%
20-29	13	16.7%	5	7.9%
30-39	24	30.8%	15	23.8%
40-49	7	9.0%	12	19.0%
50-59	13	16.7%	17	27.0%
60+	10	12.8%	10	15.9%
不明	4		22	

^10 事例においては、同一加害者が別の被害者にも加害していた。さらに、85 人の被害者のうち、複数の加害者から暴力を受けたケースが 10 事例あった。複数の加害者がいる事例については、正確な人数が不明な場合がほとんどであったため、最小値の 2 人とカウントした(1 事例においては、少なくとも加害者が 3 人いたという情報があった)。これらを総合すると、少なくとも 85 人の加害者の存在が把握された。

表3

加害者(被害者との関係) (「DV45 事例」と「DV 以外の暴力 37 事例」別)

(複数回答)	夫・恋人による暴力(DV)		DV 以外の暴力	
	人	%	人	%
夫	38	80.9%	0	
元夫	2	4.3%	0	
恋人	2	4.3%	0	
元恋人	2	4.3%	0	
家族(親、祖父、きょうだい、息子、夫の家族・親戚など)	3	6.4%	6	17.4%
避難所住人やリーダーなど	0		17	43.5%
ボランティア・支援者	0		6	10.9%
仕事関係者(同僚、支援している相手など)	0		4	6.5%
友人・知人・隣人など、その他の見知りの者	0		3	6.5%
見知らぬ者	0		4	15.2%

表4

被害・加害場所(「DV45 事例」と「DV 以外の暴力 37 事例」別)

	夫・恋人による暴力(DV)		DV 以外の暴力	
	人	%	人	%
(震災前から住んでいた)被害者の自宅	27	60.0%	5	13.5%
避難所、仮設、借り上げ住宅など、被災後移り住んだ場所	18	40.0%	27	73.0%
その他(職場、職務上の集り、路上など)	0		5	13.5%

表5

ふるわれた暴力の形態(「DV45 事例」と「DV 以外の暴力 37 事例」別)

(複数回答)	夫・恋人による暴力(DV)		DV 以外の暴力	
	人	%	人	%
身体的暴力	23	51.1%	4	10.8%
ことばによる暴力	38	84.4%	7	18.9%
精神的・心理的暴力	30	66.7%	8	21.6%
強姦・強姦未遂など、同意のない性交の強要	6	13.3%	9	24.3%
身体接触があるわいせつ行為(痴漢行為など、望まない性行為)	1	2.2%	12	32.4%
その他の望まない性的な行為(覗き、性器露出など)	2	4.4%	6	16.2%
性的なことばによる攻撃や嫌がらせ(ハラスメント)	2	4.4%	3	8.1%
経済的な暴力	18	40.0%	1	2.7%
ストーキング(ストーカー行為)	6	13.3%	4	10.8%
怪我 [^]	13	34.2%	4	15.4%

[^]「不明」や「無記入」があり、異なる分母を使って%を算出

表6

相談をめぐる経験(「DV45 事例」と「DV 以外の暴力 37 事例」別)

	夫・恋人による暴力(DV)		DV 以外の暴力	
	人	%	人	%
相談した・支援を求めた [^]	41	97.6%	26	78.7%
治療・診療を受けた [^]	6	16.2%	4	14.8%
警察に通報・連絡した [^]	13	33.3%	10	29.4%
被害者が通報 [^]	11	28.2%	4	11.8%
他の者(家族、支援者、避難所の担当者など)が通報 [^]	2	5.1%	6	17.6%

[^]「不明」や「無記入」あり、異なる分母を使って%を算出

B-3

当事者が語る性暴力被害

～性暴力・その後を生きる～

会 場：サラダホール2F 練習室A

●担当団体

NPO法人レジリエンス

●協力団体

NPO法人博多ウィメンズカウンセリング

・司 会

西山さつき（NPO法人レジリエンス）

・発題者

中島幸子（NPO法人レジリエンス代表）

榎木京子（NPO法人博多ウィメンズカウンセリング理事）

●山田不二子さん（医師、特定非営利活動法人子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク理事長）

加害者が支配欲を満たすために、性を使って支配を行うのが性虐待の構造です。児童虐待防止法では、家族内の性虐待だけが性的虐待と認定されますが、家族外性虐待もあります。

ある子どもから凄惨な話を聞いた時、私も代理受傷して心のやり場がなかったためか、話を聞いていてクスッと笑ってしまったときがありました。その子はそれに気づいて「笑わないでよ」と言いました。本当に反省の極みでした。しかし、再診した際、その子は「〇〇さん(大好きな施設職員)の次に先生が好きだからね」と言ってくれました。性虐待を受けた子どもたちに接する時に失敗もあるかもしれませんが、その子のことを本気で助けてあげようと思っているかどうかを、子どもは本当によく察知してくれます。その気持ちを支援者は絶対に失ってはいけないということを、たくさん子どもたちに教えてもらいました。

加害者が逮捕されたのは自分のせいだと思っていて「私が言わなければ、お父さんはいやな思いをしなくて済むのに」などと、自分より家族の心配をしている子もいます。

継父からの性暴力を母親に告白し、児童相談所に母親と共に訪れたある子どもは、その後、母親がうつ病になったことに責任を感じ、児童相談所にひとりで出向き、「全部うそでした」と言ったケースもありました。子どもがためらいながらも打ち明けた時や、懸念される行動が認められた時に、やるべきこととやってはいけないことがあります。

子どもが性器や胸に口を押し付けたり、性的な行為をしようとしたり、他の人を誘ったり、実際に触ったり、膣や肛門に何かを挿入したり、おもちゃでマネをしたりなどの性虐待が懸念される行動があった場合、第一発見者の方に知っておいてほしいのは、後で詳しく聞く司法面接という調査面接があるので、第一発見者は聞きすぎないということです。「だれが性的な何をしたのか」だけを聞く、このプロトコルを学ぶのがリファカー研修です。

根掘り葉掘り聞くことはしてはいけません。子どもは話すこと自体でトラウマを再体験することになります。「それって本当なの？」「うそでしょ？」という真意を確かめる言葉を発した途端に子どもは信じてもらえなかったと感じて話さなくなります。所属長、学校長などにもう一回話させると、話した相手の対応をみて、子どもは話を変容させる可能性がありますから、話す回数を減らすことが大切です。子どもが話した内容を加害者に(非加害親が子どもを守れない場合は、非加害親にも)伝えることはしてはいけません。また、加害者に「子どもに性的なことをしましたか」など質問もしてはいけません。正直に話す加害者はいませんし、疑われていることを知ったら口裏合わせをしたり証拠隠滅をしたり、子どもを脅して二度と話せなくさせてしまう可能性

があります。

性虐待はネグレクトや身体的暴力と一緒に発生している可能性があります。性虐待の加害者とは別の加害者から別の虐待を受けている子もいるので、それを全部総合的に診断しなくてはなりません。司法面接と診察とをタイアップさせたワンストップセンターとしての子どもの権利擁護センターが必要です。

●榎木京子さん（博多ウィメンズカウンセリング）

夫とは対等に話ができる相手だと思い恋愛結婚しました。出産により私は体調を崩しました。子どもが小学生になり、私の体調も回復してきた頃、夫の転勤で私たち家族は福岡に移り住むことになりました。地域にとけ込む努力をしましたが、体調が思わしくない時は無理をすると夕方からは寝込むような生活でした。そんな中、夜 12 時近くに帰ってきた夫が私に性行為を求めてきました。私は体調不良を理由に断ったのですが、その時夫は「お前を食わしてやってるんだぞ」と言ったのです。この言葉は一番言われたくない言葉でした。私は「夫の支配下でペット状態なんだ」「この人に稼いでもらわなければ私は生きていけないんだ」と感じ、その言葉の打撃で固まってしまい、なすがままにされました。この出来事を親友に話をしたところ、彼女は「夫の言葉は許せないが、夫は毎晩遅くまで働いてお金を稼いでいるのだから、夫婦ならば夫の性行為に応じるのが妻のお勤めだ」と言い、私は「悪いのは私」と思うようになりました。

その後フェミニストカウンセリングに出会い、ジェンダー、性的自己決定権などを学び、私は回復していきました。今の社会の中で、夫はそのようなことを学ぶ機会はなかったと思います。だから、社会の当り前のこととして、性行為を強要したのです。親友夫婦もきっとそうなのです。結婚している人たちの多くが気づかずにこのような状況に置かれているのではないかと思います。性暴力は他人に起こった不幸ではなく、私たちに自身に起こっている、または直ぐ傍にあるという事実を、分かってほしくてお話ししました。

●中島幸子（NPO 法人レジリエンス）

性暴力とは知らない人からの急性のものもあれば、身近な人から繰り返される場合もあります。

性的自己決定権、 Consent（同意する事）というキーワードは大切です。「抵抗した」「いやだと主張した」などのことが性暴力を決定づける要素になっていますが、性的自己決定権を主張できない立場の人はたくさんいるのです。

性的自己決定権は、女性でも男性でも誰でも持っている権利です。ただ、 Consent においては、きちんと Consent ができる場合のみ該当する要素ですので、子どもや何らかの発達や体の不自由がある人たちは、 Consent 以前の問題となるため、そういった人達に性的なことをすると、それらは全て性暴力となります。

法廷、警察では、「NO」ははっきりと示すべきだと求められること自体が違うのです。女性の多くは「穏やかに従順にありなさい」などと言われて育ってきていて、「しっかりとイヤなことを主張しなさい」とは言われていない人の精一杯の NO が「体調が悪いから」などなのです。

「夫婦だからしかたがない」と思っている人は、NO という選択肢すらみえていない状況です。脅しや脅迫、DV がある関係では、NO を安全には選択できません。

性暴力と性犯罪があまりにも違うものになっています。性暴力が氷山だったら性犯罪は氷山の本当に小さな一角です。犯罪と認められるためには、警察や法廷で犯罪と認められなくてはならないというとても高いハードルが設置されていますが、性暴力という氷山はすべて犯罪としてみなしていくようにしなくてはなりません。

性暴力などのトラウマに関する記憶は特殊なものとなります。脳の機能で、海馬は記憶を司ります。アミグダラは体の感覚や感情を覚えているところで、身の危険を感じた時などに活性化される部位です。身の危険を感じるとアミグダラが活性化され、ストレスを感じ、コルチゾールというホルモンが分泌されます。コルチゾールの分泌により、海馬の機能が低下し、出来事として

の記憶は覚えていないかもしれません。

私は 25 年以上前に、4 年半の間に数えきれないほどの身体的暴力と性暴力を経験しています。性暴力のひどさは語りきれないものがあります。4 年半の間の記憶がはっきりしない事がたくさんあり、自分でも違和感があります。

トラウマの記憶は 8 割が体に残ります。思い出そうとしても思い出せないのが体の記憶です。記憶が曖昧なため、証言が曖昧である、信憑性が疑われるということになり、性犯罪と認められなかったり、無罪となったりします。

生きる意味を見いだせなくなったりするのが、性暴力の影響です。人間としての尊厳、アイデンティティ、明日があると思える感覚、希望、そういったものを性暴力は破壊するのです。

安全な環境で安全な相手に感情を話せることが大切です。加害者が責任を問われる社会や、社会的に犯罪を認める力が必要です。

B-4

より良い支援を目指して、支援者への支援を考える ～支援システム強化の実践と報告～

会 場：阪南市役所 第2会議室

●担当団体

東京YWCA

●協力団体

ウィメンズネット和歌山

・司 会

畔上裕子（東京YWCA支援者への支援プロジェクト協力者・婦人相談員）

・発題者

丸山聖子（東京YWCA支援者への支援プロジェクト協力者・婦人相談員）

うてつあきこ

（東京YWCA支援者への支援プロジェクト協力者・女性更生施設の生活相談員）

米山麻以子（東京YWCA）

【流れ・時間配分】

1. DV 被害者への支援者に対する支援～取り組みの報告（15 分）
2. アクション・リサーチのもつ支援的要素～調査対象者として（15 分）
3. これまでの調査から、2 つの事例紹介（10 分）
4. 東京 YWCA「DV 被害者支援の指標」作成について～経過報告（20 分）
5. 待遇に関するアンケート記入・休憩
6. グループごとに分かれて「バーンアウトについて」の分かち合い（1 時間）

【内容】

1. DV 被害者への支援者に対する支援～取り組みの報告 <米山麻以子>

なぜ支援者への支援なのか？ 現場ではまだまだ十分な支援が行われていない。また支援者側の問題として、支援者の疲弊、人材不足、支援者自身の待遇など、このまま持続できるのか？ 相談件数は増える中、支援者を支えることが必要だと考えた。

なぜ支援者がつぶれてしまうような現状があるのか？ 私たちは「支援者個人」ではなく、「支援システム」に焦点を当てる必要があると考え、2010 年度から 3 か年計画で支援システムに関する調査研究をして支援システム強化のためのツール作成に取り組んできている。その一環として、個人、チーム、地域レベルでどのようなシステムが必要なのかを、団体や地域を限定して調査した。日本の DV 被害者支援は支援者の関わり方も多様であるため、調査の母数が少なくとも狭く深く掘り下げる質的な調査を行ってきた。参加型調査で、アクション・リサーチの手法を使い、現場の支援者から話を聞き、課題を洗い出し、その改善策を共に考え、実際にやって効果をみるということを積み重ねてきた。

「よい支援」とは？ そのために何が必要なのか？ これをやれば OK だという唯一絶対の答え、万能な解決策はない。ケースに応じて自分たちで見つけていかなければならない。これまでの調査をまとめて、それぞれの団体に合った、組織を作り上げるための道具になるようなツールとして、DV 被害者支援の指標と研修を創っている。支援者自身が指標を使って自分たちに必要なことを見出すだけでなく、それを強化できるようなプログラムをあわせて提供し、支援の向上と支援者のサポートに貢献したいと考えている。

2. アクション・リサーチのもつ支援的要素～調査対象者として <うてつあきこ>

東京 YWCA に調査に入ってもらったのは 2010 年。生活困窮者の支援をしている団体で勤務をして 6 年目だった。そこは男性からの相談が多く、男性に囲まれて働くうちに自分の女性性について考えるようになり、フェミニズムに目覚めた。団体全体の内側に向けた女性問題について話をするようになると、気まずいことがある。外部へはホームレスの女性問題を問いかけているが、内側では女性問題を全く考えてこなかったではないか、ということなどである。また、団体内部でセクハラやパワハラの問題があることについて、取り組んでこなかったことなどもあった。次第にこのような指摘をする女性スタッフへの風当たりが強くなった。女性支援について訴える女性スタッフ 4,5 名と他のスタッフが対立し、団体の内部で感じていることや言っていることは間違っているのかもしれないと思うようになり、自分のやっていることに自信が持てなくなっていく。

その頃、東京 YWCA から調査協力の依頼を受けた。まずはヒアリングとして話を聴いてもらった。話す部屋には誰も来ないように配慮され、安全が守られていた。話した内容をジャッジするような意見は全くなかった。聴いてもらう体験というのは、支援者だから人にすることはあっても自分がされることはなかったのだ、そのことが自分にとっても力になった。その後、状況を変えていくためには何をしていけばよいか、安心と安全を考えて一番効果的なものを一緒に考えた。

調査によって、内側にいると見えない問題や全体像を客観的に把握することができた。また、できることとできないことや改善点なども洗い出すことができた。その中で、私自身はバーンアウト状態であったが、これからも続けてみようと思うことができた。結局 1 年後にその団体を辞めてしまったが、自分のやれること、やれないことがはっきりしたことは大きかった。支援者の支援が重要であるということは、自分の身をもって実感した。この認識を広めたいと思い、現在プロジェクトメンバーに関わっている。

3. これまでの調査から、2 つの事例紹介 <米山麻以子>

ひとつは、2009 年から支援者支援講座を和歌山県で行っている事例。今回の分科会の協力団体であるウィメンズネット和歌山も、調査の協力団体である。ウィメンズネット和歌山は、「和歌山という地域の中で支援者同士で解決できる体制作り」を目指しているため、その目的に沿った研修を一緒に組み立て実践してきている。

もう 1 つの事例は、2010 年度と 2011 年度 2 年間にわたって行った某男女共同参画センターに協力してもらった事例で、1 年目は個人からチームレベルにおいて、2 年目は、他部署も含めて組織としてどのようなシステムがあると課題改善に効果があるのかということを調査した。しかし、2 年目の取り組みは支援者支援自体の難しさというものに直面した。支援者支援は、支援と同じで個性性というものを大事にしているため、丁寧な聞き取りや密なコミュニケーションが必要である。しかしそこに時間がかかってしまうこと、忙しい現場で対応しきれないことがあること、など課題は多い。この調査をしていく中で私たち自身バーンアウトしそうなこともあった。支援の現場で起きていることは、支援者支援の現場でも起きうる。常に自分たちの在り方やふりかえりを大切にして行っていく必要性を痛感し、支援する側・される側が安全に、かつ客観的に課題を可視化するためのツールとして指標作成に一層力を入れている。

4. 東京 YWCA「DV 被害者支援の指標(仮)」作成について～経過報告 <丸山聖子>

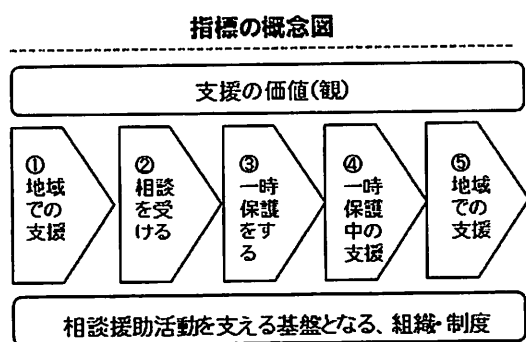
「DV 被害者支援の指標(仮)」を作っている。指標は 3 つの視点で構成されている(下図参照)。具体的な相談内容や援助内容が真ん中の部分である。DV の相談ではもちろんすべてを一時保護するわけではないが、一時保護をする支援がケースワークで一番複雑になるので、それをモデルとして支援項目を洗い出した。マニュアルはあるが、相談を受けたときのやり方は個人に任せられていることが多いため、地域格差や個人格差を見直すためにも洗い出しを行った。

例えば、「相談を迅速に受ける」という項目があると、それはなぜそれがよい支援なのか、適切な支援なのか、その行動の目

的がある。それが上に書かれている支援の価値である。「迅速さ」「個人の権利擁護」など。私たちがよいと思ってやっているひとつひとつの支援の行動には、何らかの目的がある。実際に何をやらなければならないかということと、支援の価値が同時並行で存在しているが、指標ではそれを結びつけている。

一番下が相談援助活動を支える基盤である。それぞれの組織がどのようなマネジメントをしているかということも見ていく必要がある。指標というのは、物差しである。支援者の行動、言動をふりかえり、見える化している。作業にあたっては、「生活保護の相談援助業務に関する評価指標の開発と、指標の業務支援ツールとしての応用に関する研究」を参考にしている。

もちろんすべてのことを、このように可視化して見ることはできないが、すべての援助の内容がどのように必要不可欠ことがなされているのかという検証が、自分自身できていないので、こういったツールが何らかの役に立つかもしれないと思っているし、新しく支援に携わる方がこういったものから学ぶことができるかな、と思いながら作成している。今年度中に第一案を作成し、さらに精度を高めて研修で活用していく。



Pg. 23 Copyright © YWCA of Tokyo All Rights Reserved Spitzer Symposium | 2012.10.14

5. 待遇に関するアンケート記入・休憩

生活保護の支援者は待遇が同じであるが、DV 被害者支援の支援者の待遇は多様である。DV 被害者支援をしている方々が、どのような背景で支援をされているかを知る必要がある。指標を考えていく上で、この指標が変な成績評価に使われるのではなく、よい支援をしたいという人たちが自分たちのために使われるように、待遇のところをおさえておくことが重要だと思っているため、アンケートをとらせていただいた。

6. 「バーンアウト」についての分かち合い

小グループになって「バーンアウトについての分かち合い」を行った。小グループは、「直接支援者でバーンアウトしている人」「直接支援者でバーンアウトしていない人」「間接支援者でバーンアウトしている人」「間接支援者でバーンアウトしていない人」に分かれた。守秘などいくつかのルールをもとに、同じ立場の人と安心して話すことができ、「一人じゃないと思えた」「日頃、相談者の話を聞くばかりで、自分の話を聞いてもらう場がなかった。孤立を感じてしまうことは、組織にとって大変なことだと思った」「同じ価値観を持って支援することが大切で、分かり合えることが必要だと思った」「様々な職種、立場の方の話を聞くことができとても参考になった」など、お互いの経験をシェアする有意義な場となった。

B-5

セクシュアル・マイノリティと性暴力

～電話相談から見てきた受傷とサポート～

会 場：サラダホール2F 練習室B

●担当団体

性と身体を考えるネットワーク会議

●協力団体

共生ネット、QWRC

・司 会

宇佐美翔子（共生ネット副代表）

・発題者

桂木祥子（QWRC電話相談コーディネータ）

原ミナ汰（共生ネット代表理事）

参加者：35名＋各グループの進行役5名、計40名

テーマ：

性的マイノリティ(LGBTI)にとって、性(性別)に目覚めたり、誰かを好きになったりして、自分の性や性別のありようが「社会的に承認されない」、「周囲に否定される」と知ったときの衝撃は計り知れない。「自分の性を傷つけられる」ことは、自尊感情をずたずたにされる過酷な体験であるが、社会的偏見が強いと、家族や友人、先生までもが「否定・無視すべきこと、揶揄してもかまわないこと」などとみなすため、当の本人は「受傷したこと」さえ認識できず、代わりに自責の念や罪悪感を抱く。他方、自分の核となる部分を守ろうとするため、自ずと他者とのコミュニケーションや対人関係に困難が生じ、孤立する。その結果、「自分は生きていても仕方がない」という希死念慮に結びつくことも多い。

「性的マイノリティであること」にもとづく他者からの否定や排除を「受傷」と認識できるまでには、ピアとの出会いと、周囲の温かいサポートが不可欠だ。近年ピアとの出会いの機会が増え、偏見のない支援者も徐々に増えているが、支援する側の認識不足や根強い忌避感のバリアはまだまだ大きい。これは、性被害を受けた女性が訴え出ると、却って自尊感情をひどく貶められるのと似て、二次被害の温床となる。

前半：

1) 安心できる場づくりのためのグラウンドルール導入

まず、共生ネットの催しで必ず導入している「安心できる場づくりのためのグラウンドルール」を共有し、すべての参加者に、この場の個々人の発言を許可なく公にしないことをお願いしたうえで開始。

2) 発題者からの問題提起

発題者からは、たとえ性暴力被害の支援経験があっても、他の社会的差別に敏感でないと適切な支援を提供するのが難しい、という問題提起があった。性被害を受けた者は、「被害に遭ったこと」の他に、性的マイノリティである、セックスワーカーである、精神疾患を抱えているなど、すぐには可視化しづらい多様な状況にある。一方、支援する側にはさまざまな社会的偏見があるため、それぞれの状況に気づかないまま不用意な発言で否定してしまい、その結果、相談者をさらに傷つけ相談が中断してしまう、という二次被害の報告があった。

次に、性的マイノリティの存在は、男女に二極化された社会制度に組み込まれておらず、「想定外」とされるため、いつになっても支援が後回しにされる、という状況が具体的事例をあげて語られた。また、自分を語ることの難しさや、セクシュアル・マイノリティへの無理解や誤解、社会的排除はそれ自身が「社会的な性被害」である、との指摘もあった。

後半：グループワークと共有及び意見交換

- 1) 参加者が7名ずつ5グループに分かれ、各グループの進行役に性的マイノリティ支援経験者を配置。最後に会場全体で共有するため、あらかじめ書記と共有役を決めた。各グループが以下の相談の典型例から一つ選んで検討し、誤った社会通念による二次被害を防いで、よりよい支援を提供するにはどんな方策が必要かを話し合った。
- 2) 安心ルールにもとづくワークであるため、紙面で詳細を共有するには限界があるが、どの典型例に関しても活発な議論があり、性的マイノリティであることを他者に伝えることの難しさ、相談者への傾聴サポート、家族や周囲への傾聴サポートと社会資源の提供、教育現場や社会における「性の多様性」に関する心理教育や、性別に対する思い込みの自己点検の必要性などが、具体的にあがってきた。ピアサポートに繋ぐためには、どのような LGBT 支援グループがあるかを知っていなければならないので、それぞれの地域での団体間の交流や情報共有も大切であるとの指摘があった。繋ぎ先がわからないときの情報源として、セクマイ関係の電話相談を利用する方法も提案された。
- 3) 最後の 30 分は自由な共有中心として、LGBT 当事者からは、思っていた以上に、現場の支援者の「より深く理解したい、もっときちんと支援して行きたい」という意気込みやニーズが伝わり力をもらった、という感想が出た。家族に性的マイノリティがいる方からは、「性の多様性」啓発の必要性があがった。また、性の多様性以外にも、前提が変わると立場が変わり、たちまち声をあげづらくなるなど、カミングアウトできないことの苦しさに関する気づきも挙がった。このワークが、自分の性的指向や性別認識を改めて問い直すきっかけとなったとの感想もいくつかあり、よりよい支援を追求することは、ひいては自分自身をよりよく知り、「気づき」を増やし、自分の枠を広げることに繋がる、というメリットが実感できた貴重な時間だったと思う。

最後になりましたが、この会を企画運営してくださった実行委員会の方々、とご協力いただいたすべての方々に深く感謝します。(文責：原ミナ汰 共生ネット)

グループワーク(15分程度)

ねらい：性や性別に関する思い込みを自己点検する

誤った社会通念による一次被害、二次被害をどう防止できるか、アイデアを出す

手順：

参加者を5つのグループに分け、グループ進行役を各グループに1名配置。

書記と共有役を決める

—5つの悩みを1グループずつ担当。

—自由に選ぶ場合は、その事例を選んだ理由を述べる

- 1) その悩みが生じる原因を考え、なるべく多く挙げていく
- 2) 誰と、何を、どうしたら、その悩みが軽減できるか、対応策を挙げてみる
- 3) 話し合ったことを皆と共有し、さらに意見交換

.....

相談による二次被害の典型例

＜皆で読み上げ、わからない部分があれば、説明を補足＞

事例1：性指向を理由とする「性的加害者予備軍」のレッテル貼り

同性の友人数名に「カノジョ(カレシ)いないの？」と聞かれ、思い切って自分は同性が好き、と伝えたら、「おれ(わたし)にはその気はないからね、きもい。もう一緒に風呂に入れない」などと、のぞきや性的加害者予備軍呼ばわりされた。その不満を仲間に訴えたら「カミングアウトの仕方が悪い」と責められた。

事例2：性別を理由とする、体験や感情の否認

電話相談で、子どもの頃、複数の女子から性被害にあった話をしたところ、「あなたは男の子で、相手は女子でしょ。なんでそんなに怖かったの？」と言り返されて聴いてもらえなかった。

事例3：性別違和感を理由とする拒絶

性被害にあった人が、近くの性暴力救援センターに助けを求めたところ、身体は女性だが性自認が男性である、という理由で受け入れを断られた。

事例4：パートナーの性別を理由とする拒絶

パートナーからDV被害にあっている女性を保護した施設が、配偶者暴力相談センターに援助を求めたところ、暴力的なパートナーが女性である、という理由で断られた。

事例5：支援の場で絶えず後回しにされ、一向に順番が回ってこない

性暴力被害者の救援団体に性的マイノリティへの対応を要請したところ「まだその準備がない、対応できないから後にくれ、自分でやってくれ」と受け入れ態勢の構築を拒まれた。

参考テキスト

2012年10月発行：＜電話相談員のためのセクシュアル・マイノリティ支援ハンドブック＞共生ネット 24ページ 500円

セクシュアル・マイノリティの悩みは実に多様です。当事者の相談員でさえ、自分と違う立場の悩みに共感できるとは限りません。ましてセクマイではない相談員であれば、悩みの深さ・切実さがピンと来ないこともあるでしょう。相談員が筋違いなアドバイスしかできないと、かえって相談者を傷つけてしまうかもしれません。

電話相談に携わる人ならぜひとも知っておきたいセクシュアル・マイノリティの基礎知識を、実際の相談業務の場面に即し、具体例を豊富に盛り込んで解説しました。この一冊があれば、実に多様なセクシュアル・マイノリティの悩みに、自信を持って暖かく相談対応ができるようになります。

B-6

女性と子どもへの並行支援

会 場：サラダホール 大ホール

●担当団体

嬉野市男女共同参画をすすめる市民の会

●協力団体

NPO法人女性ネットsaya-saya

・司 会

波田あい子（嬉野市男女共同参画をすすめる市民の会）

松本和子（NPO法人女性ネットsaya-saya）

・発題者

野本美保、高田絵里、山崎薫、岳村由美子、山口瑞恵

はじめに

暴力被害下から離れた後の、被害女性とその子どもたちの回復ケアの大切さについては言うまでもありません。

父親から母親への暴力を目撃したり、子ども自身が直接の虐待対象であったり、DV 環境が人格形成に及ぼすさまざまな影響については、広く知られています。

そして、逃れてきた被害女性(母親)たちは、子どもたちへの「罪悪感」(子ども達から父親を奪ってしまったのではないか、両親の揃った家族を守れなかった責任は自分にあるのでは、など)や“これでよかったのだろうか”という迷いを抱いていることが多くあります。

女性と子どもへの同時並行支援は、被害母子への回復ケアとして当然に必要なことです。幸い、近年、先進諸国でのプログラムが紹介され、今日一緒に報告をいたします saya-saya のような実践的にプログラム普及に熱意をもつグループもあり、これから日本でもこうした回復のための支援が広がっていくことを期待します。

1. DV 被害を受けた女性と子どものための同時並行心理教育プログラム

「びーらぶ(beloved)」について(表1参照)

母親プログラムの各回の基本構成は、①オープニング(ルールの確認、今日のプログラム紹介、子どものプログラム内容紹介)、②チェックイン、③子どもとの関わりで良かったことのエピソード紹介、④アクティビティ、⑤おやつ、⑥ロールプレイ、⑦分かち合い、⑧クロージング(インストラクターからのメッセージカード朗読、チェックアウト)。環境設定にも細心の配慮をはらいながら、安全で安心な場づくりを心掛けている。家庭での日常生活を題材にしたロールプレイでは、子どもとの安全な関わり方、子どもに対して「評価」せず、存在そのものを受けとめるコミュニケーションについて伝えている。

子どもプログラムの各回の基本構成は、①オープニング(ルールの確認、今日の流れの紹介)、②チェックイン(天気 DE 気分)、③ゲーム、④アクティビティ、⑤おやつ、⑥自由時間、⑦クロージング(インストラクターからのメッセージカード朗読、チェックアウト)。受付時からクロージングまで、子どもたちに対して尊重した関わりを常に心掛け、プログラムの中で、子どもたちが安心して暴力について考える場をつくるための様々な工夫をしている。アクティビティはもちろんだが、自由時間を重視し、子どもたちが遊びを通して自由に自分の思いを出せるよう、心掛けている。

プログラム参加者の立場から、母と子のそれぞれがプログラムで体験したことと、暴力に対する認識を得たことで変わっていった自分自身について報告をし、びーらぶプログラムの効果を伝えた。

表1. 女性ネット Saya-Saya ビーらぶ低学年スタンダードプログラム各回テーマと目的

子どもプログラム	母親プログラム
①みんなようこそ - 家庭内で暴力被害を経験した子どもたちたちでグループが構成されていることを知る。 - プログラムの目的を知る。	①ようこそ、ここへ - パートナーから暴力被害にあった経験のある女性たちでグループが構成されていることを伝える。 - プログラムの概念・目的を伝える。
②ここはあんしん グループメンバーを知り、グループが安全な場所であることを感じる。	②安全・安心 グループメンバーを知り、グループが安全・安心な場所であることを感じる。
③たたいちやいやだ - 人権、暴力の種類・定義を学ぶ。 - 家に暴力が存在したことを明らかにする。 - 暴力の責任は、暴力をふるった人にあり、暴力を受けた人にはないことを学ぶ。 - 暴力を見たり、受けたりした時の感情に気づき表現する。	③暴力とその影響 - DV の定義、種類、サイクルを学ぶ(人権教育を中心に)。 - 暴力の女性と子どもへの影響について学ぶ。 「女性のための 40 の権利」について。
④おこったときどうする？ 「怒り」の感情は大切な感情。 「怒り」と「暴力」は違う。怒ったから暴力をふるってもよいということにはならないことを学ぶ。 「怒り」を暴力以外で伝える方法を考える。	④怒りはどうする？ 「怒り」の感情は大切な感情。「怒り」と「暴力」は違う。 - 怒ったから暴力をふるってもよいということにはならない。 「怒り」を暴力以外で表現する方法を考える。
⑤あんぜんけいかく - 自分を守ること、守ってもいいことを学ぶ。 - 自分を守るための資源や、何ができるかのリストを作成し、準備する。	⑤セーフティーゾーン - 境界線をとることで、自分を守ること、守ってもいいことを学ぶ。 - 自分と子どもを守るための資源や、何ができるかを考え、準備する。 - サポートネットワークにつながる。
⑥こまったときどうする？ - 葛藤解決の方法を身につける。 - 問題はいじめの子や、傍観者、介入しなかったおとなにあり、いじめられる子に責任はないことを学ぶ。	⑥どうする、困ったとき - 葛藤解決の方法を身につける。 - 暴力は加害者本人の責任である。 - 受ける側には、責任はないということを伝える。
⑦うちのかぞく - 暴力の体験について話し、受け止めてもらえる経験をする。 - 暴力は、選択された行動で、ふるう側に責任があり、子どもにも母親にも責任はないことを知る。 - 暴力から離れた、今の生活での気持ちを話す。	⑦家庭内暴力の影響 - 暴力の体験について話し、受け止めてもらえる経験をする。 - 暴力は、選択された行動で、振るう側に責任があり、子どもにも母親にも責任はないことを伝える。 - 自分と子どもへの暴力の影響を理解する。

⑧いろんなきもち - 感情を表す言葉を知る。 - 自分の感情を「私の気持ちメッセージ」で表現する。 - 他人と違っていいことを知る。	⑧自分の感情を表現する - 感情を表す言葉を知る。 - 自分の感情を「I(アイ)メッセージ」で表現する。 - 他人と違っていいことを知る。
⑨いろんなかぞく - さまざまな家族の形態があることを知る。 - ジェンダーバイアスと家族幻想からの脱却。	⑨いろいろな家族 - さまざまな家族の形態がある。 - ジェンダーバイアスと家族幻想、偏見からの脱却。
⑩わけっこしよう - 違っていても人として対等であり、人が人を支配せず、お互いに尊重し合うことを学ぶ。 - 話し合いで問題を解決できることを学ぶ。	⑩対等な話し合い - 人が人を支配せず、お互いに尊重し合うこと。 - 違っていても同じ価値があること。 - 話し合いながら、物事を決めていくプロセスを共有する。
⑪だいじなわたし - 肯定的メッセージのシャワーを浴びる。 - 仲間とのつながりを感じる。	⑪だいじな私 セルフケアと自尊心の回復。
⑫どうしてた？ これまでやったことを再確認し、つながりを感じる。	⑫今、これから - 体験の共有。 - つながりの確認。

2. 嬉野市での「DV 被害女性と子どもへの並行支援（「いま〜じゅ」と名づけた）の実践について

1) プログラムの構造(基本枠組み)

① 女性(母親)グループの枠組み

- 女性中心主義(フェミニズムの視点を真ん中に置く)
- 自助集団の力動を回復力につなげるという方法
- 心理教育プログラムとして開発された技法を活用する
(NPO 法人 RRP研究会「コンカレントプログラムマニュアル」を基本として用いた)
- 地域の現場に応じた調整を自在に行い、成果を求める

② 子どもグループの枠組み

- 「びーらぶ」プログラムを基本に進める
- 子どもの行動に関して評価を排する(価値中立の態度)
- 安心・安全の場づくり、遊びに集中できる場と遊具の重視
- スタッフ各人が持つ背景から一旦はなれ、共通の認識に立つ

③ 女性(母親)グループと子どもグループの連結性

- 両グループ間での多面的な情報交換
 - ・年度スタート時点での打ち合わせ

- ・各回の事前打ち合わせ
- ・各回プログラム終了直後の反省会
- ・各回毎の記録に基づく検討会
- ・年度終了後のまとめ、課題整理

b. 必要に応じてスーパーバイザーによる事例検討や母親面接の実施

●スケジュール(平成 24 年度)

- ・6 月から 12 月まで月 1 回、全 7 回。1 回 2 時間プログラム

●予算とスタッフ

- ・予算はすべて市からの委託金。参加者の金銭負担は無料
- ・スタッフは女性(母親)グループ 2 名、子どもグループは 5 名(内 1 名は託児スタッフ)

2)「いま～じゅ」女性(母親)グループ(表 2 参照)

プログラムを実施しての感想

- ・母子での参加だけでなく、子どもと生活を共にしていない人、パートナーから離れた後の期間が長い人、短い人でもプログラムに参加することは有効。
- ・被害女性が回復していくさまたげに「自責感」や「罪悪感」が大きく影響している。
- ・子どもへの影響を学ぶことと同時に、またそれにも増して子どもに対してどのような感情を抱いているかを語ることが子どもに対する「自責感」「罪悪感」を軽減する。
- ・簡単には「自責感」や「罪悪感」は軽くはならない。継続して、繰り返し伝えていく必要がある。
- ・「権力と支配」の車輪の図を見ることによって、普通だと思っていた男女間の支配と従属関係ではない関係性のあり方を想像するきっかけになる。また、受けていた暴力が個人的ではなく普遍的に起こっていると知ることによって安心感が生じ、罪や恥の意識が軽くなる。

表2. いま～じゅ女性(母親)グループ プログラムのテーマ

	テーマ
第 1 回	つながりをつくる
第 2 回	沈黙を破る
第 3 回	多くの感情を大切に
第 4 回	父親から母親に対する暴力が及ぼす子どもへの影響
第 5 回	暴力の責任について理解する
第 6 回	対立や怒りについて理解し、自分と子どもの健康的な怒りの表現を見つける
第 7 回	セルフケアの大切さと、ここまで来たことを祝福し、前に進む

3)「いま～じゅ」子どもプログラム

プログラムを実施しての感想

びーらぶの基本である、「年齢幅を揃える・きょうだい分離をする」を満たせない条件でスタートした。シナリオは適宜選びだし、びーらぶに沿って実施した。しかし、グループ参加の目的を子どもたちに言えるほど、母親たちの心の準備はできておらず（一人は逃れてまだ 1 か月、一人は離婚に迷いがある）、子どもにどれほど暴力について踏み込んでいけば良いのかが問題でした。そこで、母親プログラムの進行を見て、母親が一通りの安心感、エンパワーの兆しが見えたところで「暴力の体験」に向き合う内容を実施した。

今回「年齢幅・きょうだい分離」はプログラムを実施するときの大事な枠組みだということが分かったが、それでも、不十分な枠組みであっても尚、実施することに意義があると思った。回復する機会・人に、出会えないまま成長するかもしれない子どもたちがいる事を考えると、びーらぶにあるたくさんの言葉のシャワーを浴びることは、必ず回復のための糧になると考えます。

B-7

女性への暴力根絶と被害者支援にかかる法整備について

～議員フォーラム・・・女性国会議員との意見交換～

会 場：阪南市商工会 3階 会議室

●担当団体

NPO 法人全国女性シェルターネット事務局

・司 会

遠藤智子(全国女性シェルターネット理事)

・発題者

近藤恵子(全国女性シェルターネット共同代表)

・参加国会議員

島尻安伊子(自民党)、山本香苗議員(公明党)、福島みずほ議員(社民党)、福山哲郎議員(民主党) 発言順

はじめの挨拶

土方共同代表開催挨拶の後、「DV 根絶宣言」をされた特別参加の福山市長からの挨拶を受け、続いて島尻議員、山本議員、福島議員、福山議員、大阪府議森議員、阪南市議川原議員から自己紹介と挨拶があり、共産党紙智子議員からのメッセージが読みあげられた。

DV 防止法及び関連諸法律の改正について〈近藤恵子〉

DV 防止法の二次改正以降、サポートの現場には様々な問題が溢れかえっています。なぜ第三次改正が急がれるのか。ひとつは対象の拡大です。デート DV 被害者、性的少数者の方々、セクハラやストーカーからシェルターに逃げ込んでくる人々など「配偶者」では救えない被害者の状況を変えていく必要があります。

二つ目は保護命令制度の拡充、緊急保護命令の新設です。申請から発令までの平均日数が二週間近くかかるようでは危険回避も安全確保も難しいうえに、最近は加害者からの即時抗告もふえ、取り下げや却下のケースが増えてきています。それから3年後の見直し規定です。

更にご検討いただきたいのは、強姦罪の見直しなど、性暴力犯罪に関わる関連諸法律の見直しです。DV 法とストーカー規制法との関連、児童虐待防止法の改正、売春防止法の根本的な見直し等様々な関連する諸法律を全体的統合的に改正の筋道を作っていくということが、DV 法第三次改正の大きな目的とも考えております。

山本香苗議員

党内にプロジェクトチームを立ち上げ第三次改正に向けまして具体的な論点整理をしております。議論の中心は保護命令の対象拡大ですが、ストーカーと DV が重なり合う部分について具体的に議論しております。都道府県と市町村との役割分担が曖昧なところについても現行法を整理しなくてはなりません。また、民間シェルターに対する財政支援について実態が動いていないという課題も残っております。ストーカー法改正も DV 法改正も議員立法として超党派で作ってまいります。

福島みずほ議員

ストーカー規制法に実効性がないのは当事者がイニシアティブをとれないからです。警察の判断に左右されるのではなく、DV 防止法の保護命令のように本人申し立てで事件化できるようにしなければ。

DV 防止法の保護命令の拡充について、交際相手と具体的な明記をしていく必要があります。それから NGO への財政支援についても当然ですし、三年後の見直し規定もしっかりやっていきたいと思っています。

予算化も重要です。ホットラインの継続、光交付金の継続を要求します。

大阪のようなワンストップサービスを 47 都道府県に拡大したい。DV 防止法三次改正を出来るだけ早く実現し性暴力禁止法にも取り組んでいきたいと思っています。

島尻安伊子議員

近親者等からの暴力、または虐待等に関わる法制度は多くあります。ストーカー、児童虐待、高齢者虐待、DV、あるいは刑法、警察官職務執行法などもそうです。これらを今一度整理していくとともに、これまでの議論を踏まえ DV 防止法の性格を考えながら、いろいろな方面から議論を尽くさなければならないと思っています。

福山哲郎議員

民主党社会包摂プロジェクトチームの座長をしています。党内では子ども男女共同参画調査会で DV 法の改正について対応してきました。これまで法制局や法務省を主体にして、対象の拡大、見直し規定、保護命令の短縮化等々について交渉をしています。配偶者を対象としていた DV 防止法を交際相手にまで対象拡大すると法律の性格が変わるのではないかと、法的な議論が必要だと法制局はいうわけですが、その枠をどのように扱うか、理屈も含めて課題と考えています。また、ストーカー規制法の見直しについては、DV 法とストーカー規制法の両方にどう織り込んでいくか、これも運動の課題と捉えています。さらに、性犯罪の不起訴問題についても法制審議会の壁は厚いですが実態を伝えていくことの必要性を痛感しました。

会場発言から

- ・DV の専門法廷を作り専門的な裁判官を配置してほしい。職務関係者の研修についても明記していただきたい。
- ・現在の DV 法は別れる決意をした被害者には有効だが、いま被害を受けている女性や子どもたちには有効ではないのが課題。加害者更生とか加害者教育とか加害者対策も必要。
- ・大学生とか高校生、大変未成熟な年齢の中に多くの被害がある。これらを交際相手からの暴力として法律の中に入れていただきたい、法律を変える事は子どもたちへの暴力根絶のメッセージとなり、ジェンダー文化を変えていくことになる。
(注記 一時保護委託の場合、要保護女子の中にデート DV が明確に入っているが実態として認識されていない)
- ・国連の政策議定書の批准を一刻も早くお願いしたい。DV や性暴力裁判の不当性を個人通報制度を使って訴えることができる。
- ・保護命令に関する裁判所の対応がまちまち。また PTSD や精神的暴力についての理解がない。加害者側の反論に同調する。警察は被害の証拠写真を持っているのに裁判所との連携がうまくいかず証拠が使えない場合がある。
- ・大阪府警の巡査長が未成年の少女にお酒を飲ませ、人目の多い海水浴場でレイプした事件が不起訴になった。刑法の強姦構成要件によって暴行・脅迫・抵抗の立証が求められる。被害に遭ったら逃げるはず、助けを求めるはず、合意の上だろうという強姦神話によって被害者が責められ続ける。法律を根本的に変えないとこの傾向は変わらない。

地元議員から

森大阪府議 橋本府政はさまざまに重要な事業を切り倒してきました。光交付金は何としても守っていただきたいと国にもお願いしています。デートDVの予防教育にもバッシングがひどく、現場がやりにくくなっています。子供のときからのお互いの性の理解と関係性について学ぶ必要性、医療学校現場の中での取り組み、そして男女共同参画からの取り組みと、各方面へ必要性を働き掛けていきたいと思っています。

河原阪南市議 久留米市に続き、阪南市でもDV根絶都市宣言をと議会で訴え、今回実現できたのは素晴らしいことだと思います。市役所の中で具体的に実現したことは、関係部署の連携の整備、住基システムの整備、民間シェルターへの予算化（金土日の駆け込みにも予算をつける）などです。また、福祉と医療と警察の連携についても議会質問で必要性を説いてシステム化に向かっています。それから、民間シェルターへの財政支援について、今後も行政の責務として果たしていきたいと思っています。

おわりに

国会内での超党派による議員立法でDV防止法三次改正を実現しようというお話を議員の皆さまからいただきました。更に、これからも院内集会や意見交換会を実現し、DV法改正はもとより、性暴力全般にかかわる禁止法令等についての改正作業を、皆様のご協力をいただきながら進めていきたいと思っています。

デートDV被害者の安心と安全を目指して

～相談・支援現場での事例を通して～

会 場：阪南市商工会 2階 会議室

●担当団体

NPO法人山口女性サポートネットワーク

●協力団体

NPO法人さんかくナビ

NPO法人ホッとる一むふくやま

女性と子どもの人権を守るエンゼルランプ

・司 会

小柴久子（NPO法人山口女性サポートネットワーク）

・コーディネーター

伊田広行（立命館大学非常勤講師）

・発題者

貝原己代子（NPO法人さんかくナビ）

谷元絢子（NPO法人ホッとる一むふくやま）

石田邦子（女性と子ども人権を守るエンゼルランプ）

小柴久子（山口女性サポートネットワーク）

趣旨説明

【小柴】「デートDV被害者の安心安全をめざして」ということで、この分科会を設定した。今、やっとデートDV防止教育が始まったが、被害者への支援や加害者への対応などに具体的マニュアルがない。そこで、どのように被害者の安全を守り、対応していくかが課題となる。今日は具体的な事例を通して、会場の皆さんと事例検討をしてみたい。まずは、伊田先生からデートDVについて押さえておきたいことについて講話をお願いする。その後、2地域から取り組みを発表し、2地域からの事例にそって意見交換をし、デートDVへの対応を深めていきたい。

デートDVについての基本的事項

【伊田】DVやデートDV関係とは、殴る暴力というより、人権侵害である。つまり、支配されることによって、安全・自信・自由・自己決定・成長が剥奪される点こそ、DVの問題性の本質である。

デートDVとは、相手の権利を侵害する行動すべてであり、恋愛関係のDVをデートDVという。どこからがDVかという境はあいまいで、DV関係と対等な関係の間にグレーゾーンがある。相談者の話を聞きながら、「グレーゾーンだけど、DVに近いね」などと彼と彼女の関係がDV関係なのか、それに近いのか、どういう状態かを話し合っていく。

デートDV被害者本人が明確にDVとは思わず、本人のエンパワメント状態も悪く、また、離れる環境が整っていない。そういう状態で、外部から簡単に「別れた方がいい」と言ってもほとんど効果的ではない。相談者は、この別れられない状況を踏まえておくことが必要となる。まず聴く、批判せず、指図せず、気持ちを聴くことである。聴きながら徐々にデートDVの知識を伝えていく。相手から安全になるような具体策を話し合い、出来たことを評価する。ゆっくり納得いく話し合いを積み重ねていくことで、自己肯定感を高めていく。このように相談者はアンカー（船の碇）として気長にかかわっていくことで、相談者の信頼を得て、心支えになっていく。

加害者には、責任の取り方を伝えよう。二度と暴力を振るわないこと。ただ謝罪すればいいのではない。被害者は恐怖感におののきながら生きていることや、加害者が本当に苦しみ、反省をし、変わることで、被害者はようやく少し癒されること。被害

者が別れたいという気持ちを素直に受け止めることが、相手を大事にし、相手の自己決定を尊重することとなることを、ゆっくり話し合っていく。加害者にも長い見守りが必要となる。

対応事例

NHK2006 年「デート DV」についての報道

2003 年秋、高校 2 年生の時、ある男性と交際を始めた。彼は、最初は優しくかった。付き合ってから 10 日目、男友だちからメールが入ったことを知った男性は初めて暴力をふるった。その後、彼女への理不尽な要求と暴力がエスカレートしてきた。行動の束縛となり、金銭的に要求され、性的暴力、歩けないほどの暴力を受ける、彼から「死ね」などと言われるという暴力を受け続けた。彼女は何度も別れようとしたが、家族に危害を加えると脅され、別れられなかった。自殺未遂も何度も行った。親や友達に相談したが、男性は暴力を振るよう見え、母親は彼女に非があるように責めた。暴力から半年後、警察署に行ったが、深刻な暴力と認められず、彼女の心の傷は広がった。2004 年末、ひどい暴力で病院に行ったが、未成年ということで対応してもらえなかった。2005 年 1 月コンビニのトイレで手首を切って救急車で運ばれた。それをきっかけに、男性は傷害容疑で逮捕された。彼から別れても彼女の精神的不安定は続いた。

【貝原】：デート DV プロジェクトを立ち上げのきっかけは彼女の支援である。2006 年、高校 2 年生でデート DV 被害に遭った女性に対して、「誰にもわかってもらえなかった」という彼女の気持ちを聞きながら、警察に向けての告訴という裁判支援をし、ストーカー規制法や警察の対応も変えてきた。被害者としての気持ちを伝えるために、NHK の記者とも何度も話をし取材され、今日のビデオのようになった。彼女は無事に高校を卒業し、県外に就職となった。その後もずっと電話で相談を受けてきた。大切なことは「見守っているよ。私にできることは何でもするよ。」というメッセージを出し続けることである。

対応事例

【小柴】：今年の 8 月に伊田広行氏を講師に「デート DV 対応ノウハウ」についての講演会を開催した。その講演内容を基にして、小冊子『デート DV への対応ノウハウ』を作成した。11 月にこの小冊子を使ったセミナーを教師、相談員対象に開催する予定である。小冊子の内容は、「デート DV 関係とは？」「パートナーからの支配があるかどうかのチェック・リスト」「被害者への接し方」「具体的に被害者へ接する時」「聞き取り調査」「加害者への接し方」「加害者の責任の取り方」「予防教育で伝えること」「Q & A」となっている。活用して欲しい。

事例検討 1 ◆：出された意見

【発題者：石田】デート DV を受けていて、そのまま結婚をして 8 年経つ。いまだに別れられずにいる 20 代の女性の例である。コミュニティが大変小さく、二人は、小学校からの同級生で、彼から別れると友人も地域もすべて失ってしまうと彼女は思っている。自尊感情がとても低く、この状況を脱するだけの力がない状態の彼女の支援に悩んでいる。

◆同じように狭い地域であるが、友人たちが、彼の父親（地域の名士）に息子の暴力のことを伝えて、加害者に反省させることが出来た。あるいは、同級生たちが、「お前、暴力を振るってるんだってなあ」と、友人を通じて加害者にはいけないことを伝えた例がある。

◆被害者側のフォローも必要であるが、加害者側のフォローも必要である。思春期から読み解いていく丁寧な作業が必要である。加害者側にも成熟した支援が必要である。

◆被害者に対しては「加害者は変わらない。あなたは悪くない」ということと、離れる決心ができるように支援をすることである。

◆コミュニティが狭い場合の支援として、いまだに同居して子沢山となっている場合には、ピルの使用を勧めている。狭い地域でも友人らの支援によって密かに別居の準備をしている例もある。とにかく隣町に引っ越し、自分の生活が安定してから子どもを引き取る準備をしている例もある。

事例検討 2 ◆:出された意見

【発題者:谷元】40代の経済力のある女性で、デートDV相手が傷害事件を起こし拘留となり、その間になんとか姿をくらすことができた。別れることができた。1月後に、彼に新しい女性ができたといいわさが入った。また、彼女の下には彼の債務だけが残し、彼女の心中は穏やかではない。別れた後の心のケアの難しさを実感しているところである。

デートDVは若い人たちだけに間で起こるわけではない。離婚してシングルになった人が交際相手から受ける被害は深刻で、回復も困難。支援に繋がることも難しい。

◆デートDVの支配の構造の中で、自分が悪いと思ってしまうことについて、多くの人が「あなたは悪くない」というメッセージが出せるような社会になることが求められる。

◆相手に彼女ができると、自分に非があるとうに思ってしまう。自尊感情を高める支援が必要である。

◆心の傷つきを「あなたは悪くない」だけでは解決できない。まだ回復の過程が確立していないのが残念だ。継続的な支援が必要となる。

◆顔の見える支援が必要だと思う。心にとめてくれている人がいるという支援が必要である。

B-9

DV・性暴力とアドヴォケイト

会 場：サラダホール1F リハーサル室

●担当団体

NPO法人女のスペース・ながおか

●協力団体

日本フェミニストカウンセリング学会

・司 会

萩野茂子(NPO法人女のスペース・ながおか・フェミニストカウンセラー)

・コーディネーター、発題者

井上摩耶子(日本フェミニスト学会代表理事・フェミニストカウンセラー)

・発題者

福岡ともみ

(ウイメンズカウンセリング京都・フェミニストカウンセリングアドヴォケイター)

中村明美

(ウイメンズハウスとちぎ・フェミニストカウンセリングアドヴォケイター)

○はじめに 萩野茂子

この分科会では、フェミニストカウンセリング(以下 FC)におけるアドヴォケイトと、シェルター現場におけるアドヴォケイトについて、それぞれの現場から見えてきたことについて提起していただき、両者の視点からアドヴォケイト活動の意味と重要性、有効性について考えていく場としたい。FC 学会では、2010 年から「フェミニストカウンセリング・アドヴォケイター」の資格認定をしており、中村さん・福岡さんはその認定資格者でもある。さて、FC にとって被害当事者を孤立させないためのアドヴォケイト活動は、心理支援と表裏一体をなすものであるが、同様に、現場活動から当事者を支えるシェルター活動にとっても、当事者支援すべてがアドヴォケイト活動といえると考えているところである。ここから何が見えて来るか、以後のコーディネートを FC 学会の井上さんをお願いし始めていくこととしたい。

○「アドヴォケイトの基盤としてのフェミニストカウンセリング」 井上摩耶子

フェミニストカウンセラーとして、17、8 年前から、性暴力・DV 被害者を法廷でアドヴォケイトするために意見書提出や専門家証言をしてきた。その目的は、被害当事者の心理や行動などを心理学的・精神医学的に解説することにあるのだが、その説明は同時にジェンダーの視点に立つものでなければならない。法廷における男性中心的な法的解釈や加害者の主張(言い訳)を論破するためには、フェミニスト・ナラティブアプローチによって、被害当事者とともに、この社会における「支配的な物語」(dominant story)である「強姦神話」「DV 神話」に対抗する「もうひとつの物語」(alternative story)としての「性暴力被害者物語」「DV被害者物語」を再構築しておかなければならない。その後、法廷において、裁判長がこの被害当事者の「もうひとつの物語」を誤りなく解説することができるように、ジェンダーの視点、「パーソナル・イズ・ポリティカル」の視点による文脈を提起してアドヴォケイトする必要がある。そうすることによって始めて、裁判長の男性中心的な「強姦神話」を前提とした「経験則」を覆すことができる。

被害当事者にとっては、フェミニストカウンセラーと協働して、この「もうひとつの物語」をつくる過程が心理的回復にとっての中核的なプロセスとなる。ジュディス・ハーマンのいう「回復の第 2 段階—外傷ストーリーの再構築」(想起と服喪追悼)に該当し、被害当事者はトラウマ体験を否認、抑圧することなく、「トーキング・スルー」つまり徹底的に語ることによって、人生の意味

を再構築するとともに、PTSD 症状からも解放される。こうして他者や世界を再び信頼することのできる「回復の最終段階―再結合」(新しい自己や未来や世界の創造)に到達するのだが、ここに携わるフェミニストカウンセラーやフェミニストカウンセリング・アドヴォケイターとのシスターフッドこそが、その基盤なのである。

○「シェルターにおけるフェミニスト・アドヴォケイトとは」 中村明美

地方の小規模民間シェルター支援の一例に過ぎないが、DV 被害女性支援は相談から地域での見守りまで多岐にわたっている。一つの事例で言えば電話相談に始まり、加害者からの避難、一時保護、保護命令の申請、新しい生活の準備、新しい生活地への着地などの支援がある。またその支援は着地した地域での支援へと続いていく。就業、離婚裁判、子どもの問題など次々に抱える問題に、必要な情報を持ち、地域の社会資源や人的資源と結び付けていく。シェルターを開設して 15 年が経過し、このような継続的な女性支援を提供する隠れた社会資源として定着してきた。DV や性暴力被害当事者にとっては暴力被害の問題をフェミニズムの視点でとらえる支援が必要である。シェルターには、被害女性の身の回りの世話から買い物など直接支援の雑多な仕事がある。この仕事の積み重ねがシェルターの活動でもある。シェルタースタッフにとって、活動に「パーソナル イズ ポリティカル」への道筋が見えなければ「しんどい」だけの仕事になるだろう。シェルター活動そのものがフェミニスト・アドヴォケイトであるといえる。シェルターのこの長期的な支援がトラウマからの回復を助けている例は多い。

また、被害者の直接支援だけでなく、フェミニスト・アドヴォケイターとして支援の中で直面する不合理なシステムや、二次被害に対して被害当事者の立場に立って意見を表明したり、行動することも大きな役割である。教育、行政、司法の分野にはまだまだジェンダーの壁が立ちはだかっている。そこに気づき、立ち向かうには社会を変えていく思いやエネルギーがいる。壁に遭遇したときに、変えていくための行動をすることがフェミニスト・アドヴォケイトである。

○「フェミニストカウンセリングの視点に立つアドヴォケイトとは」 福岡ともみ

アドヴォケイトの定義、役割と姿勢その実際を提起し、アドヴォケイターの育成は困難や問題を抱える女性、とりわけ暴力被害当事者女性のエンパワメントにとって不可欠であることを示した。

アドヴォケイトとは、クライアントの権利の擁護や権利の代弁をする活動であり、クライアント自身が自己尊重感と生きる希望を取り戻すプロセスへの援助のひとつである。活動の柱は「寄り添い、つなぐ」と「社会へのアクション」である。女性や子どもへの支援の現場では、従来の男性中心の考え方に基づいて支援が行われていることも多い。ジェンダーの視点を持つアドヴォケイターの育成が急務である。

アドヴォケイターの役割はクライアントと共に、彼女の「力」を確認し、彼女自身の自己理解を深め、奪われた力を取り戻す作業を担うことにある。アドヴォケイターはクライアントとの関係において、エンパワメント(自己尊重・自己決定・自己主張を育む)、シスターフッド(道徳的な連帯感を持つ対等性)、「パーソナル・イズ・ポリティカル」(女性の困難は男性中心・異性愛中心社会において現れる問題という認識)を大切にする。そして、トラウマへの理解を持ち「孤立しない・させない」ネットワークの形成を促すことが求められる。

アドヴォケイトの実際については、裁判においてフェミニストカウンセラーと連携し、当事者女性を孤立させないネットワークを形成し取り組んだ事例を紹介した。1 つは DV 被害者が加害者となってしまった裁判事例、もう 1 つは DV 被害者が加害者を告訴し起訴された裁判事例である。いずれも司法の場で DV 被害の実態や被害女性に与える心理的影響の重大さは理解されなかった。当事者となつたり、全国的な判例を集約する等、DV 専門法廷の必要性を発信していきたい。

○会場との意見交換

会場からは、DV 被害当事者女性の「私は生かされたと思っている。自分の経験を生かしていきたい」という発言と、女性の労働と貧困についての問題提起があり、心に染み入る発言が続いた。

参加者全体でアドヴォケイトの果たす役割と意義について認識を深めることができた。

共同アピール

「DV根絶国際フォーラム・第 10 回全国シェルターシンポジウム 2007」の大会アピールによって、包括的な性暴力禁止法の制定を求める全国的な取り組みを開始してから 5 年目の節目を迎えました。

「パープルダイヤル」「パープルホットライン」「よりそいホットライン」と継続されてきた 24 時間DV・性暴力全国フリーダイヤルは、とどまることなくアクセス数が増え続け、よりそいDV・性暴力ラインは 9 月の月間アクセスだけで 5 万件を超えるほどになっています。

電話の向こうから届けられる被害当事者の訴えは、悲惨な暴力被害の実態と深刻な後遺症および回復支援を得られず生死のはざままで苦しみ続けるうめき声に満ち満ちています。とりわけ 10 代を中心とする若年層の被害実態にはさらに苛酷なものがあります。

今年 7 月に公表された「男女共同参画会議」「女性に対する暴力に関する専門調査会」の《「女性に対する暴力」を根絶するための課題と対策～性犯罪への対策の推進～》では、性犯罪への厳正な対処、被害者への支援・配慮、加害者に関する対策の推進、啓発活動の推進、が課題として掲げられており、強姦罪の見直し（非親告罪化、性交同意年齢の引き上げ、構成要件の見直し）やワンストップ支援センターの設置促進、捜査・裁判等における被害者の負担軽減、などの検討事項が盛り込まれました。

国の施策が動きだすまでにどれだけの命が闇に葬られてきたことか。DV・性暴力被害当事者とともに歩みをすすめてきた私たちは、求められている施策の実現と関連諸法案の整備を急がなければなりません。

性暴力救援センター・大阪「SACHICO」に続き、東京・北海道などでも、民間の女性たちの手による急性期対応の性暴力救援ワンストップセンターが活動を開始しています。この動きを全国に波及させ、暴力と差別のない社会を実現するために、私たちは以下のとおり要望いたします。

- 一、 私たちは、性暴力が根絶される社会の実現を目指し、包括的な「性暴力禁止法」の制定を求めます。
- 一、 私たちは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」の実効性ある抜本的な改正を求めます。
- 一、 私たちは、売春防止法・ストーカー規制法・児童虐待防止法・刑法等、性暴力にかかわる関連諸法律の、国際基準にそった人権確立の視点による抜本的改正を求めます。
- 一、 私たちは、国の基本方針に基づいた「被害者の立場にたった切れ目のない支援」を実現するため、国・都道府県・市区町村によるDV根絶事業の継続的な予算拡充を求めます。
- 一、 当事者支援の主要な担い手である民間サポートグループ及び性暴力救援センターに対して、国の責任による財政支援の確立を求めます。
- 一、 私たちは、DV・性暴力被害者の人権救済システムの確立を求めます。
- 一、 私たちは、医療機関をベースとするDV・性暴力被害者回復支援センターの設置を求めます。

2012年10月14日

第 15 回全国シェルターシンポジウム 2012in はんなん・近畿
参加者一同

第15回全国シェルターシンポジウム2012 in はんなん・近畿

阪南市DV根絶宣言

阪南市では、一人ひとりの違いを認め合い、互いの人権を尊重し、すべての人がいきいきと安心して暮らせる「人権が尊重されたまちづくり」をめざしています。

しかしながら、昨今は、安心を脅かし、身体や心を傷つけ、命まで奪うことさえあるドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめ、子ども・障がい者・高齢者等への虐待による被害が後を絶ちません。

DVは、人を暴力によって支配する行為であり、人間の尊厳を著しく傷つける重大な人権侵害行為です。被害者・加害者の性別や間柄を問わず、いかなる理由があるうとも、決して許される行為ではありません。

DVは、特定の人だけにかかわる問題ではなく、すべての人に関係する重大な社会問題です。このため、根絶には、市民一人ひとりの決意と地域全体の結束が不可欠です。

阪南市は、DVをはじめとするすべての虐待に終止符を打つために、市民と協働し積極的に根絶に取り組むことを決意し、ここに宣言します。

平成二十四年十月十三日

阪南市長 福山敏博



力強く「DV根絶宣言」を
読むあげられる
福山敏博 阪南市長



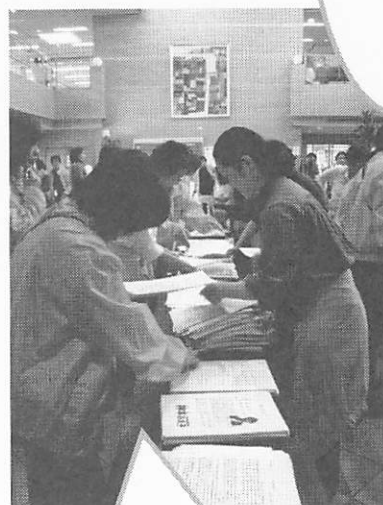
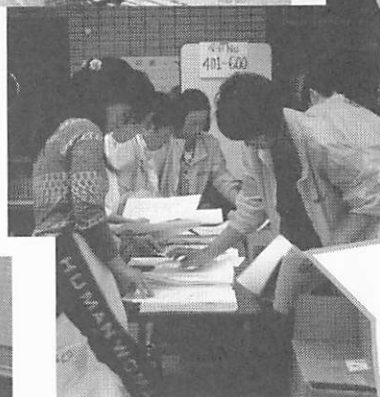
全員集合！
わくわくドキドキ！



前日の
資料袋詰め作業です



総合受付の準備です。
ええつと〜

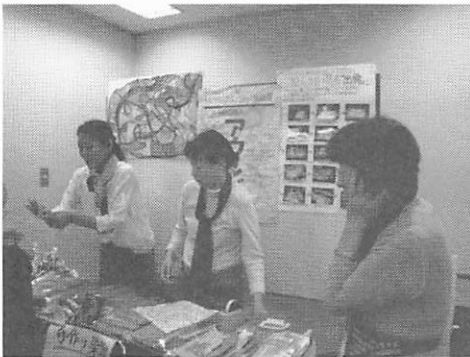
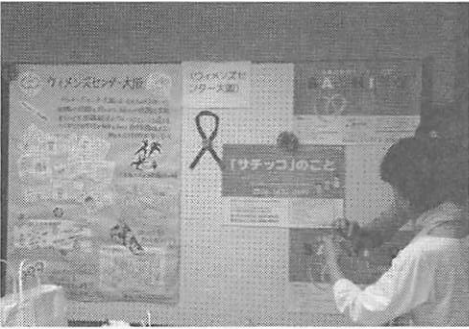
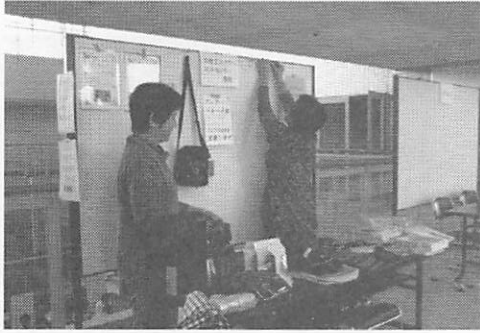


次から次へと届く追加資料
阪南市職員のみなさんの素早
い対応で間に合いました！

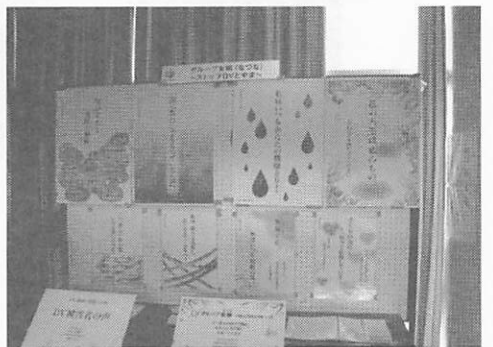
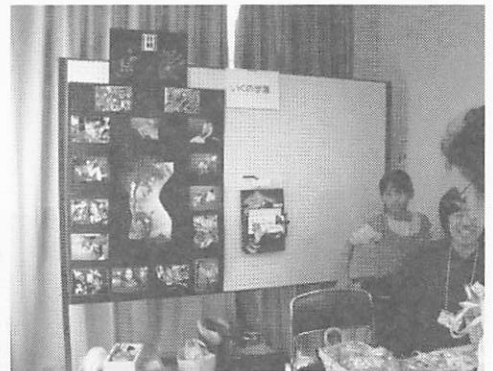
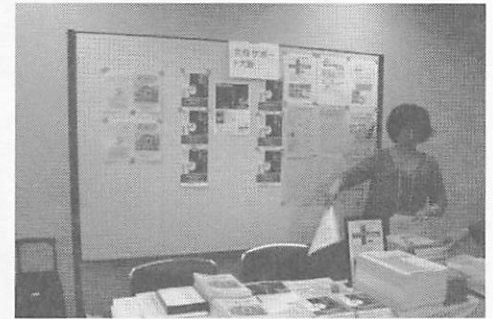
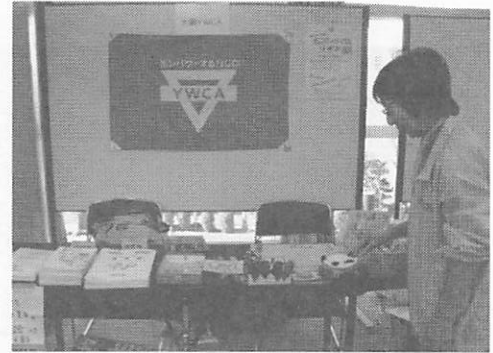


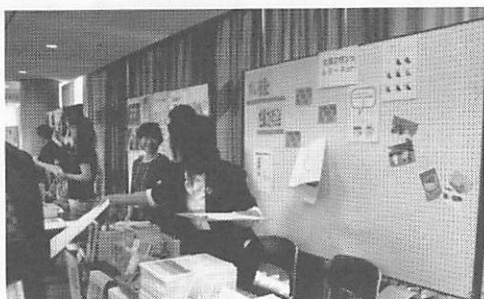
素晴らしい手際の良さを
みせてくれたクロークの
達人？たち



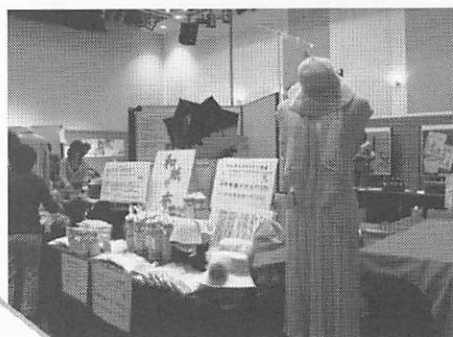
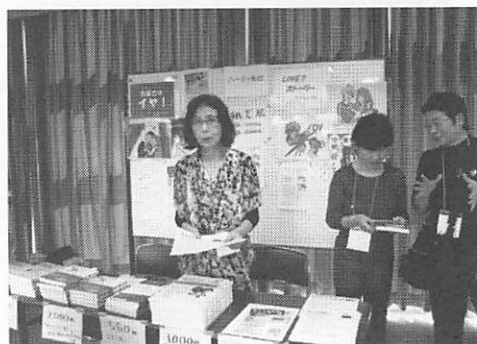
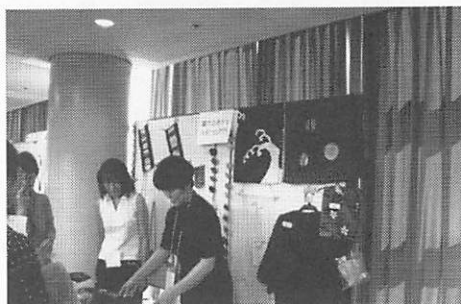


展示コーナーで頑張った仲間たち

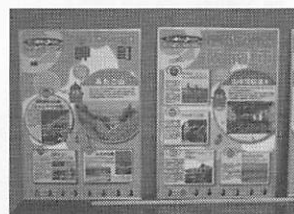
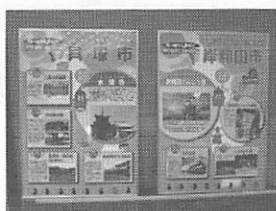


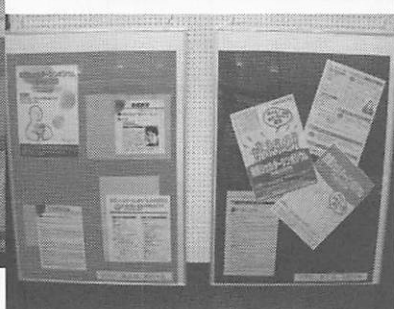
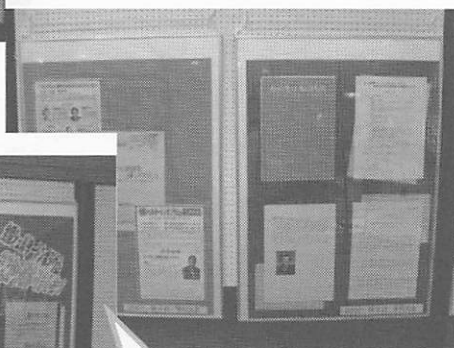
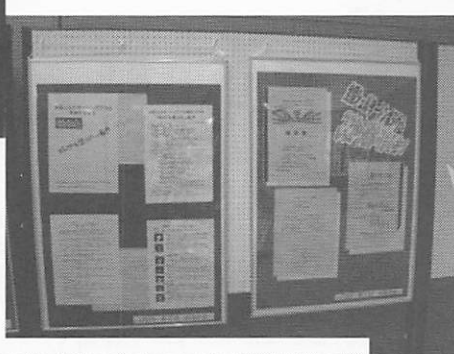
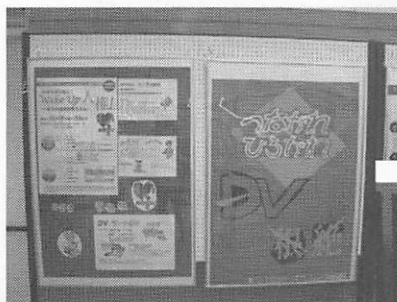
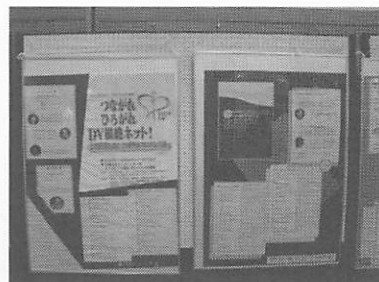
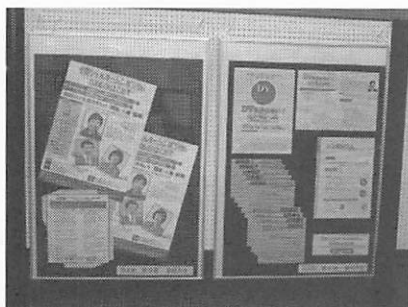


展示コーナー
(その2)



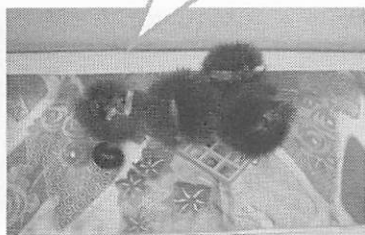
泉州地域の物産展
おかげさまで大繁盛でした！
おおきに！





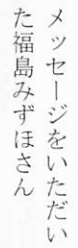
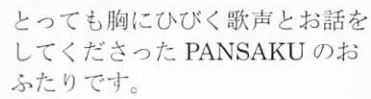
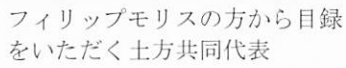
前年度の開催地・仙台から引き継ぎ、展示したシンポジウムの歴史パネルです。

これな〜んだ？
楽屋で来賓の方々を和ませてくれた「くり」たちです！

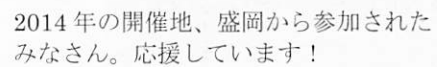


来賓の方々の接待をひたすら務めてくれた仲間です。感謝！

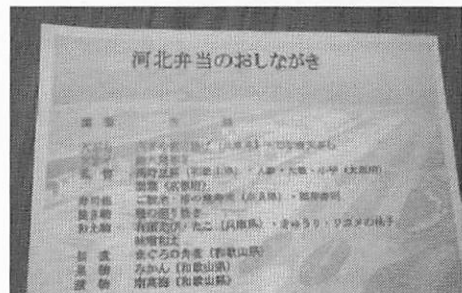
交流会にて



大会記念と参加者に配布した
泉州名物のミニタオルとパー
プルリボンのロゴ入りエコバ
ックです（エコバックは現在も
事務局で販売中）。



おいしいお弁当を！のこだわりから生まれた大阪周辺の特産品を入れたお弁当です。仕掛け人は実行委員長ですが、こたえていただいた河北食品さんに感謝！





第15回全国シェルターシンポジウム2012 in はんなん・近畿

発 行：第15回全国シェルターシンポジウム2012 in はんなん・近畿 実行委員会
発行日：2013年3月

TEL/06-6632-7011 FAX/06-6632-7012(性と身体を考えるネットワーク会議内)
